

第13回社会福祉市民講座レジュメ・資料集

主催 総合社会福祉研究所・第13回社会福祉市民講座実行委員会

政府が行う各種の生活問題関連調査でも年々国民の暮らしが悪化しており、益々社会福祉への国民の期待が高揚しています。

地域によってはゴールドプラン・エンゼルプラン・障害者プラン・母子保健福祉計画をはじめ住民の暮らしに関わる各種の地域計画が策定され、実行されようとしていますが、その前途は国の「財政構造改革」やそれにともなう「社会保障構造改革」構想などにより、厳しいものとなっています。

開催地滋賀県は埼玉県に次ぐ人口急増地であり、急激な開発にともない地域福祉をめぐる課題が山積みされています。そうした中において、県下で幾つかの地域で住民の暮らしに関わる総合的な実態調査が実施され、地域の課題を発見し、行政の責任において実施すべき課題と住民が自主的に取り組むべき課題を明確にしながら、住民が主人公となり、全ての地域住民の人権を守るまちづくりがはじまっています。また、生活協同組合や障害者共同作業所をはじめ住民の自主的な共同の力を背景とした新しい形での地域活動も展開しています。

第13回社会福祉市民講座では滋賀県下をはじめ近府県の地域活動に学びながら、妊産婦・乳幼児期から高齢期までを見通した人権と福祉のまちづくりの方向について議論します。参加者の皆さんも「聞き手」だけでなく、「語り手」となって、本講座の内容を深めていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

テーマ 住民が福祉を創る—地域福祉活動とまちづくり—

開催日 1998年1月18日(日) 午前10時15分～午後4時15分

開催場所 大津市民会館小ホール (大津市島の関14-1 TEL077-525-1234)

協力団体 滋賀県同和問題研究所・滋賀自治体問題研究所・人間発達研究所・民主教育研究所

後援団体 朝日新聞大阪厚生文化事業団／産経新聞・大阪新聞厚生文化事業団／毎日新聞大阪社会事業団／読売光と愛の事業団／京都新聞社会福祉事業団

NHK厚生文化事業団近畿支局／大阪福祉事業財団

日程表

午前の部 (10時15分～12時15分)

司会 嶋村伸子 (人間発達研究所)

開会のあいさつと13回講座のねらい・・・川嶋重信 (副実行委員長／大津市職員)

記念講演

「社会保障構造改革」で地域はどうなるか

—地域社会と社会福祉協議会—・・・真田 是 (日本福祉大学・総合社会福祉研究所理事長)

実践報告

日野町における実態調査に基づく新しい地域活動・・・塚本信雄 (日野町住民課)

午後の部 (13時～16時15分)

シンポジウム「住民が地域を創る」

コーディネイト・・・浜岡政好 (佛敎大学・研究所講座委員会委員長)

発言内容

自営業者の暮らしと健康の実態—その改善のために—・・・稲森善稔

(滋賀県商工団体連合会)

高齢者福祉と地域医療の現状・・・宅間 薫

(滋賀民主医療機関連合会)

福祉の地域づくり、—自治会の実践—・・・安達信男

(大津市民生委員児童委員)

生活協同組合と福祉活動・・・中村文昭 (こーぶ滋賀)

地域住民とふれあい、学びあい、育ちあう高齢者福祉施設・・・陶山まさ子 (悠紀の里)

環境保全と福祉—生ゴミ減量化と作業所の仕事おこし—・・・立岡暁 (ひかり園作業所)

目次

「社会保障構造改革」で地域はどうか

一地域社会と社会福祉協議会一	真田 是（日本福祉大学・総合社会福祉研究所理事長）	(1)
資料『社会保障制度審議会小委員会報告一平成7年勧告後の状況変化に対応した社会保障のあり方について』		(3)
資料『社会福祉事業等のあり方に関する検討会報告一社会福祉の基礎構造改革について』		(9)
日野町における実態調査に基づく新しい地域活動	塚本信雄（日野町住民課）	(16)
資料『滋賀県福祉圏構想の概要／滋賀県の福祉圏域別の障害者数と施設の整備状況 滋賀県内における認可施設・無認可施設の整備状況地方障害者施策推進協議会設置状況 市町村障害者計画策定状況』		(21)
『淡海障害者プラン一ノーマライゼーション6か年計画』		(47)
自営業者の暮らしと健康の実態一その改善のために一	稲森善稔（滋賀県商工団体連合会）	(25)
高齢者福祉と地域医療の現状	宅間 薫（滋賀民主医療機関連合会）	(29)
福祉の地域づくり、一自治会の実践	安達信男（大津市民生委員児童委員）	(32)
生活協同組合と福祉活動	中村文昭（こーぷ滋賀）	(34)
地域住民とふれあい、学びあい、育ちあう高齢者福祉施設	陶山まさ子（悠紀の里）	(38)
環境保全と福祉一生ゴミ減量化と作業所の仕事おこし一	立岡暁（ひかり園作業所）	(40)

「社会保障構造改革」で地域はどうか

—地域社会と社会福祉協議会—

真田 是 (総合社会福祉研究所理事長)

1. 「社会保障構造改革」とは

* 橋本内閣6つの構造改革

財政・行政・経済・金融システム・社会保障・教育
多国籍企業化への構造調整

* 「社会保障構造改革」の目指すもの

社会保障の自助・互助化
そのための理念の改ざん — 「95勧告」
有料化と「市場福祉」化
救貧制度と「私的保険の強制保険化」

* 「社会保障構造改革」の誘導路

世論誘導の重要性
戦後政治の行き詰まりへの転換の幻想
社会的価値のレベルと社会保障に即したレベル

2. 地域と地域福祉の政策的位置づけ

* 「大競争時代」と「国際貢献」が中心課題

国家改造の追求 = 「社会保障構造改革」の背景
他の業務からの国家の「解放」

* 社会保障・社会福祉からの「解放」の後始末

「地方分権」と「公私分担」

* 「公私分担」の場合

民間福祉と地域・家族
民間福祉：非営利民間福祉と「市場福祉」
地域・家族：地域福祉と在宅福祉のクローズアップ
福祉コミュニティ構想

* 地域福祉の供給体制化

「事業型社協」構想

3. 住民が創る地域と地域福祉

* 地域は住民のもの — 住民の労働と生活の場

地域のあり方は住民が情報や専門知識を利用しながら決める
行政は地域づくりの条件整備・支援を行なう
住民投票にみる代議制と直接民主主義の組み合わせ
主権者としての住民の成長

* 地域に帰属・還流する地域経済

大資本がつくり出す住民生活の利便性
高齢者・障害者に届く住民生活の利便性
地域に富が定着する地域経済

* 住民が創る地域福祉の大前提

地域が住民のものになっている
なっていないならば住民のものにするための地域福祉

* 地域福祉の対象

地域にある生存権・人権に関わる生活問題
権利と責任の所在の明示
地域福祉の自助・互助化を封ざる
社会福祉による対象の「対象化」を超える
福祉六法型区分を是正する

* 地域福祉の機能

ミクロな機能とマクロな機能
ミクロな機能：地域福祉の内部で発揮する機能
マクロな機能：地域福祉が外部との関係で発揮する機能
地域の福祉力
地域福祉の機能を阻むもの

4. 社会福祉協議会の当面する課題

*民間性

公共性の拡大が権力や官の肥大になりやすい現実

*地域福祉の組織体

地域福祉活動の多様な系譜

地域福祉活動の多様化と代表性の問題

*在宅福祉・事業活動の位置づけ

在宅福祉の登場による供給主体のあり方

在宅福祉事業活動の本格的展開による事業主体の問題

*住民組織化活動

社会保障制度審議会 小委員会報告

—平成7年勧告後の状況変化に対応した

社会保障のあり方について—

はじめに	1
第1 平成7年勧告を受けての政府の取組み	1
第2 平成7年勧告後の状況変化に対応した社会保障のあり方	2
1 平成7年勧告後の社会保障を取り巻く状況の変化と社会保障改革の必要性	2
2 社会保障の意義と公私の連携による国民生活の保障	3
(1) 社会保障の意義とこれからの役割	3
① セイフティ・ネットとしての役割の増大	
② 労働力確保への寄与	
③ 高齢社会における新たな産業と雇用機会の創出	
④ 国民の自立・自助の基盤づくり	
(2) 公私の連携による国民生活の保障	5
3 今後重点を置いて取り組むべき改革の方向	6
(1) 少子化社会における子育て支援の強化	6
(2) 生涯現役社会の実現	8
(3) 社会保障制度の総合化・簡明化	8
おわりに—今後の改革に向けて—	9

平成9年12月11日

はじめに

社会保障制度審議会は、平成7年7月、安心して暮らせる21世紀の社会を目指して、新しい理念の下で社会保障体制を再構築すべきことを内閣総理大臣に対して勧告した。その後、少子・高齢化が従来の予想を超えて加速することが予測されるとともに、社会保障制度を支える財政及び経済が困難の度を加えるなど、制度を取り巻く環境が大きく変化した。このため、我が国は、社会保障制度を含め、行財政、経済等の構造改革に全力を挙げて取り組むようになっている。

こうした状況にかんがみ、本審議会は、上記の平成7年勧告を受けての政府の取組みについて検討するとともに、勧告の内容のうち更に議論を深めるべきものについて議論し、また勧告に十分には盛り込まれていない重要問題があれば併せて検討を行うこととした。このため、本審議会に学識経験委員からなる小委員会を設け、平成9年6月19日以来11回にわたり討議を続けてきた。その結果、小委員会として以下のような内容の意見を取りまとめたので報告する。

第1 平成7年勧告を受けての政府の取組み

政府は、旧公共企業体職員共済組合の長期給付部門を厚生年金保険に統合して年金制度の一元化に向けて一歩進め、また児童福祉法を改正して保育所を利用しやすくするなど、社会保障制度審議会の平成7年勧告の趣旨に沿う制度改革を行った。また、要介護者を社会全体で支え、現在社会福祉と医療保障の両制度で行われている介護保障を一元化し、介護サービスの提供を利用者本位にすることなどを目的とした公的介護保険制度を導入するなど、社会保障制度の再構築に取り組んでいると評価することができる。

しかし、これらの制度改革や法案には、例えば今後の年金制度の一元化の全体的方向が明確でない、将来の介護保険の基盤整備の具体的な計画が明らかにされていないなど、必ずしも十分でない面がみられる。また、まだ勧告から十分な時間が経過していないこともあって、医療保障制度及び公的年金制度の抜本改正も今後の重要課題として残されている。今後、政府は、国民が必要なときに介護、医療及び年金の給付が確実に得られるようにするため、これらの改革等に格段の努力を尽くすべきである。その改革等は、社会保障制度を将来にわたって安定的なものにするとともに、より公平で効率的なものにするものでなければならない。

平成7年勧告は、社会保障の個別分野の改革のみならず、制度全体を再構築して21世紀の我が国を安心して暮らせるような社会にすることを旨とするものである。政府

は、近年特に強まっている国民の生活不安に対応するため、同勧告の趣旨を踏まえ、我が国の「社会保障改革の全体像」を明らかにするとともに、社会保障の各制度間や社会保障制度と他制度との整合性を図って、国民の生活を全体として健やかで安心できるものとしていくことに最大限の努力を注ぐべきである。

第2 平成7年勧告後の状況変化に対応した社会保障のあり方

1 平成7年勧告後の社会保障を取り巻く状況の変化と社会保障改革の必要性

国立社会保障・人口問題研究所は、平成9年1月、新たな将来推計人口を発表した。この新推計は、21世紀半ばにおいて我が国の65歳以上人口が総人口の約3分の1を占めるようになるなど、従来の予想を上回って高齢化・少子化が進み、人口減少社会へ移行することを明らかにした。このため、21世紀の高齢社会においては、年金、医療、介護等に要する費用が急増するだけでなく、生産年齢人口の減少によって若年代の負担が大幅に増大することが見込まれるようになった。したがって、将来の社会保障費用に係る公的な負担が過重になるのを防ぐとともに、すべての世代が公平に社会保障制度を支えるように改革を進めていく必要性が強まっている。より根本的には、このような急激な高齢化の原因となっている少子化の原因の究明と、それへの対応策の強化も求められるようになっている。

また、近年の景気刺激のための減税と公共事業費の増加及び高齢化による社会保障費の増加が、低成長に伴う租税収入の伸びの鈍化と相まって、財政赤字を拡大させた。このため発行した国債が累積し、その利払い及び元本の償還のための国債費の増加により、予算を編成することが著しく困難になっている。この国債の累積額に地方公共団体の借入金額等を加えると、国内総生産額に匹敵する累積債務が生じているため、財政再建が我が国が取り組むべき緊急の課題となっている。このような状況の下において、国の一般会計予算額の政策的経費の約3分の1を占める社会保障についても、財政負担を軽減し、制度を効率的にするための改革が求められるようになっている。

更に、我が国の経済が停滞を続けている一方、世界的に経済面での競争が激化している。これに加えて将来の我が国経済の見通しが不透明であるため、租税負担や社会保険料負担の増大が国際競争力を弱めるものとして、問題視する傾向が強まっている。このため、社会保障費の増加を抑制するだけでなく、社会保障の構造改革が強く求められるようになっている。また、近年における民間活力の活用、規制緩

和等、政府部門の役割の見直しという大きな潮流の中で、政府部門のかなりの部分を占める社会保障についても、民営化を推進するなどの改革が主張されている。

このような状況変化を受けて、我が国のあらゆる面で構造的な改革が必要であるという認識が高まり、これを受けて政府の他の審議会や各種団体等も社会保障を含めた構造改革のあり方について具体的な提言を行っている。政府は、既に「財政構造改革の推進について」と題する閣議決定を行うとともに、「財政構造改革の推進に関する特別措置法案」を国会に提出しその成立をみたが、その中には社会保障制度の構造改革も盛り込まれている。

他方、我が国の財政及び経済が上のような状況にあるため、生活に対する国民の不安感が強くなっている。また、将来の急激な高齢化の見通しに加えて、現在の行財政改革及び社会保障改革の動きが、社会保障に対する国民の信頼を揺るがしている面があることは無視できない。したがって、今後社会保障の構造改革を積極的に進めることによって、我が国の社会保障を将来にわたって確固たるものとし、国民の生活に対する不安を取り除いていくことが重要な課題となっている。

現在検討されている社会保障改革には、第1に、専ら公的な負担が過重にならないようにするといった、財政や経済に重点を置いた改革と、第2に、国民の不安を除き、安心を保障するという社会保障をよりよく機能させるための改革、の二つの面がある。現在は、前者の視点が強調される傾向があるが、後者の視点による改革が軽視されるようなことがあってはならない。今後、社会経済の状況変化に柔軟に対応し、財政及び経済と調和のとれた形で、国民に安心できる生活を保障するための制度改革を積極的に進めていかなければならない。

2 社会保障の意義と公私の連携による国民生活の保障

(1) 社会保障の意義とこれからの役割

我が国の財政及び経済が深刻の度を増し、将来の高齢化及び人口減少によって公的な負担が激増することが予想されているため、できる限り政府部門を縮小し民間部門を拡大すべきだという議論が目立つようになってきた。社会保障についてもその役割を根本から見直して、従来社会保障の役割とされていた部分についても可能な限り民間部門に任せるべきだということが強調されるようにもなっている。このような議論の背後には、社会保障費の増大が貯蓄・投資や労働供給に好ましくない影響を及ぼし、経済の活力を低下させるのではないかという懸念がある。また、公的部門は市場メカニズムを基盤としないため、非効率になりがちであるということも指摘されている。

しかし、社会保障は、平成7年勧告が述べているように、年金等の支給による消費ひいては経済の安定、医療保障制度、保育所制度等による労働能力の回復及び労働力の確保、年金積立金による社会資本の整備などを通じて、我が国の経済の成長や安定に大きく貢献してきたことを忘れてはならない。また、国民が様々な事故により生活上の困難に直面したときに、社会保障が国民の生活を保障することによって、社会や政治の安定にも多大の寄与をしてきたし、これからもその役割は変わらない。それだけでなく、今後更に社会保障の以下のような側面が重要となる。

①セイフティ・ネットとしての役割の増大

現在のように財政及び経済の構造改革が行われようとしているときは、社会保障のセイフティ・ネットとしての役割がますます重要になってくる。今後、規制緩和、産業の空洞化などによって産業構造が大きく再編成され、それに応じて中高齢者をはじめとした雇用調整が行われる可能性がある。また、今後予想される公共事業、農業予算などの抑制等により相当数の失業が発生するとともに、所得格差が広がる可能性もある。このような状況の下では、生活や政治の安定に果たす社会保障の役割は極めて大きくなるであろう。逆にいうと、社会保障による下支えがあってはじめて、財政及び経済の構造改革を積極的に進めることができるのである。

②労働力確保への寄与

今後労働力人口が減少することが確実となっている中で、労働力の確保に寄与する社会保障の役割にも注意しなければならない。社会保障は、現在、出産及び育児に係る各種手当の支給、保育所の整備及び保育費用の助成、社会福祉制度による介護支援等を行って、家族的責任を負いがちな女性が働けるようにするための施策を講じている。それだけでなく、介護保険の導入等により介護責任を負いがちな女性の負担を軽減して、働きやすくするための環境をより一層整備しようとしている。また、高齢者や障害者が働けるようにするための環境整備は現在では必ずしも十分であるとはいえないが、そのための施策を拡充すれば今後予想される労働力人口の減少の緩和に寄与することができるであろう。

③高齢社会における新たな産業と雇用機会の創出

将来65歳以上の高齢者が1千万人以上も増加するため、医療や福祉の分野での新たな産業と雇用機会が創出されることが期待できる。特に、介護保険の導入によってシルバー産業の発展が見込まれるとともに、医療関連産業などの展開やバリアフリーの住宅・交通手段等への需要の増大により、国民の生活保障分野への市場メカ

ニズムの導入と活用が期待される。

④国民の自立・自助の基盤づくり

最後に、何よりも社会保障には、国民の自立・自助の基盤づくりというしばしば見逃されている重要な役割がある。すなわち、社会保障は、国民の健康づくり、疾病予防、リハビリテーションや介護サービスの提供、バリアフリーの住宅やまちづくり等を通じて、国民が自らの努力により自立して生活を送れるようにするための各種の施策を講じている。今後は、企業年金に関する包括的な法制の整備、税制の活用等を通じた企業年金・個人年金や民間医療・介護保険の普及を図ることによって、老後生活についての自助努力の基盤整備を行っていく必要がある。

(2) 公私の連携による国民生活の保障

上で述べたように、それが適切な場合には、市場メカニズムを社会保障分野にも導入する意義はある。ただし、市場メカニズムは、資源配分を効率化するなどの面で優れているが、国民の生活保障を行う上では万能ではない。例えば、市場メカニズムだけでは、無所得者や低所得者の生活は保障されない。それだけでなく、市場メカニズムの下で利益が生ずるもののみを選別すること（クリーム・スキミング）により、民間事業者が参入しない分野や地域が必ず存在し、その対象とされないものが生ずることは避けられない。また、民間保険では、保険事故の発生確率の高い者が保険に加入しがちとなって保険を成り立たなくする逆選択が生じたり、既発生の事故への対応や年金の実質価値の維持が困難であるという問題もある。

このような市場メカニズムがもつ問題の是正を図るものとして、社会保障が歴史的に生成・発展してきたことを忘れてはならない。したがって、社会保障に市場メカニズムを導入すればすべての面で改善がなされたり、問題が解決するというものではないことはいうまでもない。この意味で、国民の生活保障のすべてを民間部門にゆだねることは適当ではない。しかし、同時に、可能な分野には市場メカニズムの活用が要請されているのも事実である。

これからは、公的部門と私的部門がそれぞれその長所を生かし相互に連携を図る「公私ミックス」によって、国民の生活を安心できるものとしていくという視点をもつことが重要である。この場合、だれを対象に生活のどこまでを公私のいずれの部門が保障するか、サービスの実施について公私の両部門がどのように分担・連携すべきか、民間部門に対し公的部門が規制や補助金・税制上の措置のいずれか、又はそれらのどのような組合せで対応するかなどについて、十分な検討を行う必要がある。

いずれにしても、今後予想される高齢化や人口減少による高負担社会にあっては、従来の公的施策を単に維持・継続するというのではなく、改革に当たっては公私の役割を思い切って見直し、公正の観点を踏まえながら市場メカニズムの効率性、創造性、柔軟性といった長所を生かしていくべきである。

なお、私的部門には、これらの営利企業や従来から福祉や医療のサービスを実施してきた社会福祉法人、医療法人等だけではなく、住民が主体となった非営利団体等をも含めて広くとらえていく必要がある。更に、これからは、地域社会における住民同士の支え合いを基盤としたボランティア活動が活発に行われることが望ましい。

3 今後重点を置いて取り組むべき改革の方向

当審議会は、平成7年勧告において、今後拠って立つべき社会保障の新たな理念だけでなく、社会保障の各分野の具体的あり方についても勧告した。しかし、その後本報告で指摘したように我が国を取り巻く諸情勢が大きく変化したため、それらと深くかかわる以下の施策については、政府は特に重点を置いて取り組むべきである。

(1) 少子化社会における子育て支援の強化

従来、子供の養育は家族だけの問題と考えられがちであったため、我が国の育児対策は欧米諸国と比べて必ずしも十分とはいえない状況にある。しかし、現在直面しているような極めて低い出生率を考えると、我が国の将来のことをも考慮して、次代を支える子供の養育に対する支援を強化していく必要があることは明らかである。ただし、子供を産む産まない、いつ何人産むかは基本的に個人の問題であることはいうまでもなく、政府の役割は国民が子供を産み育てやすくするための環境の整備が基本である。

子供を産みたいのに産めない、望んでいる数ほど産めないために現在のような著しい少子化が生じているとすると、その原因を解明し、その障害を取り除いていく必要がある。ただし、我が国の少子化の原因は多様であり、単に社会保障を改善するだけで足りるものではないことはいうまでもない。しかし、少子化と社会保障とは、第1に、少子化による高齢化及び人口減少が社会保障負担の増加を招く、第2に、社会保障は出産・育児や女性の就労と関係する施策が多い、という二つの面で深くかかわっている。

今後、子育て支援を進めるに当たっては、以下の2点が重要と考えられる。

子育てと就労とが両立できる社会づくり 我が国の少子化の直接的な原因は、晩婚化による晩産化と生涯未婚率の上昇であると指摘されている。そうであるとする、少子化がこれ以上進展しないようにするためには、出産・育児の支援策だけでは十分でなく、女性の就労環境の整備や男女共同による育児・家事といった社会全体のシステムの改善が必要となってこよう。現在、若い夫婦は共働きでなければ生活が成り立ちにくくなっている中で、乳児保育所が少ない、保育料が高い、とりわけ勤務や通勤の時間が長い等、出産・育児と就労とを両立させにくい状況がみられる。また、女性が出産や育児を終えて就労したくても、男性と同じような条件の正規雇用の職場が少ないため、正規雇用を確保し続けるために結婚や出産を遅らせているということも考えられる。以上のような理由によって結婚や出産・育児に支障が生じているとすると、これらの雇用環境における障害を取り除くことが重要となる。ただし、これらの中には政府だけではなく、企業等が対応すべきものも少なからず含まれている。企業等も、このような状況を改善することによって女性の雇用労働者を確保し定着させ、将来予想される労働力人口の減少に備えることができるなど多くの利点が生ずることを認識して、働きやすい環境をつくっていくことが望まれる。

子育てに関する経済的支援 住宅が狭いため又は住宅ローンや子供の教育費等のために、望んでいるほど子供を産めないという事情があるとすれば、これらの障害を取り除いていくことも重要である。また、年功給から能力給への移行が進むと、子育ての経済的負担に影響する可能性もある。更に、これら育児に伴う直接的な費用のみならず、女性が結婚や育児によって就労を断念することに伴ういわゆる機会費用の上昇が、少子化の原因として強く作用しているという指摘もある。これらが事実であるとする、このような子供をもつことに対する経済的な阻害要因をできる限り解消していくことが望ましい。そのためには、出産や育児に関する各種の給付、特に現在3歳未満児にしか支給されておらず、その額も低い児童手当について、賃金体系、税制等との関係を考慮しながら充実を図ることを含め、幅広く検討していく必要がある。

平成7年勧告は、上記以外にも子供が健やかに育ち、女性にとって働きやすい環境をつくるための具体的施策について述べており、これらを参考に、喜んで子供を産み育てることができるような社会をつくり上げていかなければならない。

なお、少子化は程度の問題はあるが今後も継続すると考えられるため、少子化や人口減少を前提とし、そのような状況になっても維持できる社会システムを構築していくことがその基礎として重要である。

(2) 生涯現役社会の実現

平均寿命や高齢者の平均余命が大幅に伸び、高齢者の健康が改善された今日、高齢者を従来のように60歳ないし65歳といった年齢で区分して、退職や社会からの引退を促したり、高齢者はすべて被扶養者・要援護者であると位置づけることは適切ではない。できるだけ長く働きたいという多くの人々の願いにこたえて、雇用延長や再雇用を促進するだけでなく、労使の合意を得つつ定年年齢の引上げ又は廃止を含めて検討し、退職について個人が選択できるようにしていく必要がある。

そのためには、年功序列賃金等の雇用慣行の見直し、高齢者が働きやすい職場環境の整備、高齢期以前からの能力開発等を積極的に進めていかなければならない。また、高齢者の就労が可能となる産業を創出していくことも重要であり、例えば新たな雇用の増加が見込まれる医療・福祉関連分野での高齢者の職場開発を図っていく必要がある。公的年金制度についても、高齢者の就労意欲をそいだし、その賃金に望ましくない影響を及ぼすことのないよう、制度を見直していかなければならない。このようにして望む限り現役で働ける社会を整備していけば、かなりの数の高齢者は社会から支えられる側から支える側になることが期待できる。企業等もこのことを十分に理解し、高齢者の雇用確保に格段の努力を払うことを期待したい。

高齢者が退職した後も、社会から引退するというのではなく、積極的に社会に参加できるようにしていく必要がある。このため、高齢者が長年培った知識、技能等の社会還元のための提供、生涯学習のための提供、ボランティア活動の促進等の施策を充実していかなければならない。もちろん、心身の状況により社会参加ができない高齢者が常に存在することはいうまでもない。しかし、その場合でも、単にこれらの高齢者を保護するというだけではでなく、バリアフリーのまちづくりや福祉用具の開発を進めたり、障害軽減のための生物医学、行動科学等の研究の促進などを図って、自立して生活を送れるようになっていくことが肝要である。

国民の3人に1人が高齢者となる21世紀においては、以上のような施策を講じて生涯現役として生き生きとして暮らせる社会を実現していかなければならない。

(3) 社会保障制度の総合化・簡明化

我が国は、第二次世界大戦後、ニーズの強いところから、また財政の許す範囲で、従来の制度に継ぎ足すような形で社会保障制度を整備してきた。このため、現在の制度は複雑で国民にとって分かりにくく、また効果的・効率的でない面も少なからず見受けられる。このため、今後、我が国の社会保障制度を総合化・体系化・簡明化していかなければならない。

そのためには、まず第1に、国民にとって社会保障を分かりやすく利用しやすくすることが求められる。このため、社会保障に関する各種の情報開示を徹底するとともに、国民の利便や選択を考えて、できる限り窓口や手続きを一元化していくべきである。それとともに、業務処理を可能な限り一元化すれば、事務費の節減を図ることができる。なお、長期的には、制度の体系や内容を国民が容易に理解できるようにし、かつ、権利行使を容易にするため、複雑で多岐にわたる社会保障法制の法典化の研究を進めることが望ましい。

第2に、分立した制度を統合・一元化するとともに、社会保険又は社会扶助による施策の分担・連携を適切に位置づけることによって、制度を統合的にし、また負担と給付を公平にしていかなければならない。とりわけ財政制約が強まる21世紀においては、例えば、施設等に入所している高齢者に対する年金と福祉・医療の給付の調整等をより一層進めることによって、より効率的にすることが強く要請される。

第3に、社会保障制度とその他の制度との調整や連携も、生活保障を総合化する上で必要不可欠である。例えば、児童扶養控除、公的年金等控除などの税制上の措置と社会保障給付との調整は、給付を効率化するだけでなく、国民のニーズにより公平かつ効果的に対応できるようにすることができる。なお、最近、拠出制の年金について、受給権者の所得によって給付を制限すべきであるとする意見が出されている。しかし、受給権者が長年にわたって保険料を納付してきたことを考慮すれば、むしろ課税を適正にすることによって対応することを検討すべきである。

また、高齢者や障害者の就労対策における福祉政策と雇用政策との連携、ケア付き住宅、バリアフリー住宅等に係る福祉政策と住宅政策との連携も現在以上に促進されなければならない。出産や子育ての支援については、政府の各省庁がそれぞれの役割に応じかつ連携を密接にして、総合的に取り組んでいかなければならない。

おわりに—今後の改革に向けて—

平成7年勧告が示したように、この他にも、社会保障改革の課題が数多くあることはいうまでもない。今後の社会保障各分野の改革は、国民の理解と信頼のもとに、制度の総合化に配慮しながら、以下のような基本的考え方で行われるべきである。

公的年金制度については、負担と給付の両面にわたって世代間の実質的な均衡が図られるよう適正化に努め、もって制度を長期的に安定させ、老後の生活保障の機能を確実に果たせるように改革すべきである。医療保障制度については、当面の保険財政の危機回避のための改正にとどまらず、医療資源を適正かつ効率的に配分し、将来とも医療保険制度が安定化するような抜本的な改革を行って、国民が適正な患者負担で必要な医療を受けることができるようにすべきである。介護保障制度につ

いては、公的介護保険制度の実施を円滑に進めるとともに、その基盤となる人材・施設等の整備を積極的に進め、老後の介護不安を解消していくべきである。

今後予定されている社会保障改革は国民の現在及び将来の生活に相当な影響を及ぼすと考えられているため、国民はこのような改革の動向に不安をも抱くようになっている。したがって、政府もまた、早急に「社会保障改革の全体像」を国民に示して、政府と国民がそれぞれ負うべき責任分野を明確にし、国民のこのような不安を解消していかなければならない。

社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）

平成9年11月25日

社会福祉事業等の
在り方に関する検討会

当検討会では、社会福祉の基盤となる制度の在り方について議論を行ってきたが、その議論の内容を踏まえ、主要な論点について以下のとおり整理を行った。今後、これらについて更に検討が深められることを期待する。

1. 改革の方向

- 少子・高齢化の進展、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化などに伴う福祉需要の増大・多様化に対応して、社会福祉制度も弱者救済にとどまらず国民全体の生活の安定を支える役割を適切に果たしていくことが期待されている。
- こうした変化に対応して、社会福祉の各分野においても、児童福祉法の改正や介護保険法案の提出など、国民の自立支援、選択の尊重、サービスの効率性の向上などを旨とした取組が行われている。
- しかしながら、社会福祉事業、社会福祉法人、福祉事務所などの社会福祉全般を支える基礎構造については、昭和26年の社会福祉事業法制定以来、基本的な枠組みが維持されたままである。このため、低所得者等を対象にした行政処分による一律のサービス提供、福祉事務所等の役割が地域の福祉需要の変化に十分対応していないことなど、時代の要請にそぐわない部分が出てきている。
- また、最近、社会福祉法人に関連した不祥事の発生が見られるが、こうした事件の背景には、現在の社会福祉制度が抱える構造的な問題があると考えられる。

○したがって、将来にわたって増大・多様化する福祉需要に的確に対応し、利用者の信頼と納得の得られる質の高い福祉サービスを効率的に確保していくためには、社会福祉の基礎構造全体を抜本的に改革し、強化を図る必要がある。

○個人の自己責任による解決に委ねることが適当でない生活上の問題に関し社会連帯の考え方に立った支援を行うことにより個人の自己実現と社会的公正の確保を図ることを社会福祉の基本理念として、次のような方向に沿った改革を進めるべきである。

その場合、具体的なサービスの提供に当たっては、利用者の選択を尊重し、その要望とサービス供給者の都合とを調整する手段として、市場原理をその特性に留意しつつ幅広く活用していく必要がある。

①対等な関係の確立

サービスの利用者を弱者保護の対象としてとらえるのではなく、個人の自立と自己実現を支援する福祉サービスにふさわしい、利用者とサービス提供者との対等な関係を確立する

②個人の多様な需要への総合的支援

心身の状況や家族環境などに応じて個々の利用者が持つ様々な需要を総合的にとらえると同時に、それに対応して必要となる福祉・保健・医療等の各種のサービスが地域において相互に連携し、効果的に提供される体制を構築する

③信頼と納得が得られる質と効率性

サービス利用や費用負担について、国民の信頼と納得が得られるよう、適正な競争を通じて良質なサービスの効率的な提供を確保する

④多様な主体による参入促進

利用者の幅広い要望に応えるため、多様な提供主体による福祉サービスへの参入を促進する

⑤住民参加による福祉文化の土壌の形成

社会連帯の考え方に基づき、幅広い住民の積極的な参加を得て豊かな福祉文化の土壌を形成する

⑥事業運営の透明性の確保

サービスの内容や事業運営に関する情報を公開し、利用者による適切なサービスの選択と事業運営に対する信頼を確保する

なお、制度全般の改革とあわせて、生活保護制度が、今後とも国民生活の安全網（セーフティネット）としての役割を適切かつ効果的に果たせるよう、その在り方について検討する必要がある。

2. 主な検討事項

具体的な改革を進める上で検討すべき主な事項としては、次のようなものがあげられる。

（社会福祉事業）

○現行の社会福祉事業の概念を見直すとともに、その範囲、区分、規制、助成等の基本的な在り方について検討する必要がある。

○社会福祉法人には、行政機関からの措置委託に係るサービスの提供だけでなく、幅広い事業実施が望まれる。

○ボランティア団体や住民参加型民間団体などの活動の社会福祉事業における位置づけや社会福祉法人格の取得を可能にすることを検討する必要がある。この場合、これらの団体の持つ活力や創造性が失われないような配慮が必要である。

○民間企業等の多様な主体の参入促進の方策を検討する必要がある。

○個々の対象者が持つ様々な需要に対応した包括的な生活支援のためのサービス

の提供が必要である。このため、地域における各種サービス間の調整や総合的な助言・相談が行える体制について検討する必要がある。

(措置制度)

○現行の措置制度は、一般的に事業の効率性や創意工夫を促す誘因に欠け、利用者にとってはサービスの選択や利用しやすさの面で問題がある。また、事業者補助であるため透明性を欠き、これが腐敗につながる場合もある。

○このため、行政処分を行うことによりサービスを提供する措置制度を見直し、個人が自ら選択したサービスを提供者との契約により利用する制度を基本とする必要がある。

○この場合、サービスの利用に必要な費用を全て利用者自身の負担とすることは適当ではなく、社会的連帯の考え方に基づく公的助成を行うことにより、利用者を支える仕組みが必要である。また、この助成は、介護保険制度の考え方のように利用者に提供されるサービスに着目したものとする必要がある。

○これを通じて、事業者にとっても、良いサービスを効率的に提供することが経営状態の改善につながることになる。

○また、公的な費用負担の対象となるサービスと併せて、より快適な環境や付加的なサービスを自らの負担により購入できる仕組みとする必要がある。

○自己決定能力が低下している者については、その者の権利を擁護し、本人の意向を尊重したサービスの利用が可能となる制度が必要である。

(サービスの質)

○サービスの質を確保するためには、サービス提供の中心的な担い手となる専門職の位置づけ及び専門職とそれ以外の従事者との関係について検討する必要がある。

○利用者による選択に委ねるべき事項は事業者の自主的な取組にまかせる一方、施設・設備や人員配置などの外形的な基準は、公的基準によって質を確保すべき事項に重点化した上で、サービスの内容についても基準を定める必要がある。

○契約による利用に対応し、消費者保護の観点からの規制が必要となる。

○さらに、サービス内容に関する情報を公開し、利用者による適切なサービスの選択を可能にするとともに、専門家による客観的な質の評価制度の導入・拡大について検討する必要がある。

○福祉サービスに対しサービス利用者の意見が反映され、権利が擁護される仕組みを検討する必要がある。

○都道府県等による監査指導は、会計経理などにとどまらず、サービスの質と効率性の向上につながる手法について検討する必要がある。

(効率化)

○事業者間の適正な競争を促進することを通じてサービス提供の効率性の向上を図る必要がある。

○また、機械化、省力化、外部委託の推進などの、効率性向上のための方策について検討する必要がある。

(施設整備)

○社会福祉施設の整備に当たっては、設置者自身にも一定の自己負担を求めているが、施設が大規模化した今日、これを寄付により償還することは事実上困難になってきている。

○措置制度の見直しの際に、効率的な経営が質の向上と業務の拡大につながるよう、サービスの対価としての収入を施設整備の費用に充当することを認めるなど費用調達の在り方を検討する必要がある。

(社会福祉法人)

○福祉サービス分野への多様な主体の参入が進む中で、社会福祉法人が今後果たしていくべき役割や意義について検討する必要がある。

○社会福祉法人設立等の要件の見直しについて検討する必要がある。

○社会福祉法人の大宗は一施設のみを経営しているが、社会福祉法人の規模の在り方について検討する必要がある。

○各施設・事業ごとではなく、社会福祉法人単位で経営を考える必要がある。このため、本部会計と施設会計を分離する仕組みを改めることなどを検討する必要がある。

○法人・事業の適正な運営を図るためには、規制強化ではなく、外部監査の導入や情報開示など自主的な取組を促進する必要がある。

○理事会、評議員会など、社会福祉法人の経営管理組織の在り方について検討する必要がある。

○社会福祉法人に対する監査を実効あるものとするため、国と都道府県・市との役割分担など監査の在り方について検討する必要がある。

(社会福祉協議会、ボランティア団体等)

○社会福祉協議会は、ボランティア団体、住民参加型民間団体、保健・医療関係団体、生活協同組合、農業協同組合、企業、労働組合などと協働して、地域におけるネットワークづくりや身近な生活支援活動に一層取り組む必要がある。

○民生委員・児童委員について、一人暮らし高齢者等の訪問や相談など実際に地域の中で果たしている役割にふさわしい位置づけを行う必要がある。

(共同募金)

○募金方法や、県単位、過半数配分などの配分方法の見直しについて検討する必要がある。

(人材養成・確保)

○福祉分野の人材確保についても市場原理の活用を考えるべきである。それによって、福祉分野の仕事に対する社会的評価の向上、業務の省力化及びサービスの高度化がもたらされることになる。

○他の分野からの人材の参入を促すためには、福祉の現場で働きながら資格が取れるような仕組が重要である。

○社会福祉の専門職の養成とあわせて、福祉施設での介護体験・実習の受入れな

どを通じて、福祉の仕事に対する幅広い関心と理解を得る努力が必要である。

○保健・医療・福祉の連携や、適切な説明により利用者の理解を得ることなど、利用者への配慮・倫理面を重視した人材養成が必要である。

○福祉系大学等が専門職養成のために必要な実習教育、研究のための附属実習施設を持つことを認めるなど福祉系大学等の教育や研究の質の向上を図るべきである。

(地域福祉計画)

○まちづくりの視点も含めた地域福祉計画の策定について検討を進める必要がある。その策定に当たっては、民間の発想をできるだけ取り入れる方式を取り入れるとともに、計画づくりの過程を通じて公と民の役割分担についての合意を形成することを検討する必要がある。

(福祉事務所)

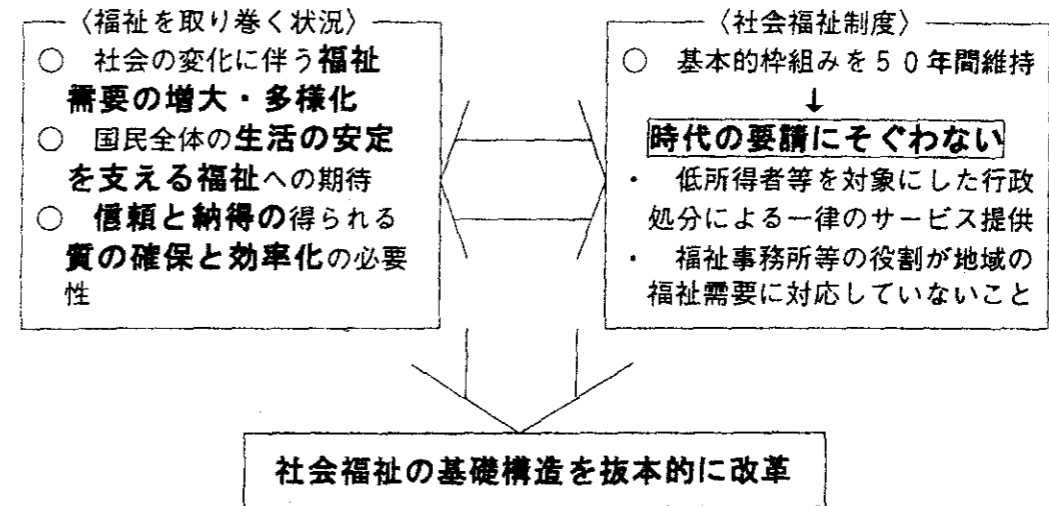
○保健所、市町村保健センター、福祉関係の各種相談所と福祉事務所との連携、統合など、地域における保健・医療・福祉の総合的な行政実施体制の在り方について検討する必要がある。

○福祉事務所については、地域における役割と併せて必置規制の在り方などについて検討する必要がある。

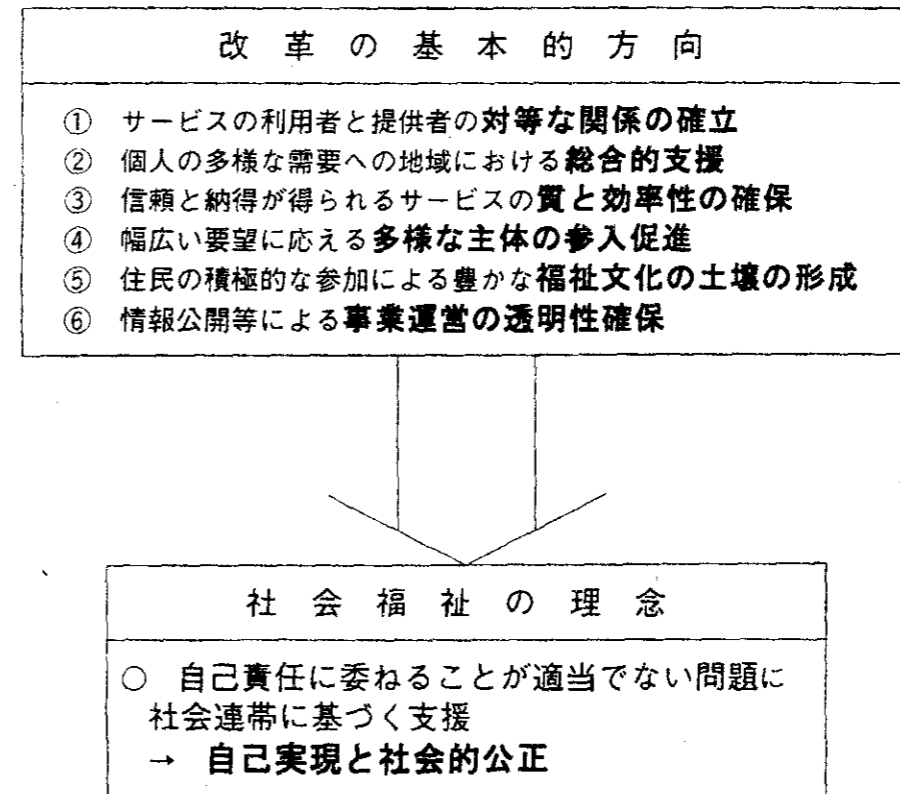
○また、福祉事務所職員等の任用に必要とされる社会福祉主事の資格についても、自治体の人事における専門職の処遇、福祉事務所や社会福祉施設職員の必要とする専門性との関連において見直す必要がある。

「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」の要点

(1) 改革の必要性



(2) 基本的考え方



(3) 主な検討事項

社会福祉事業

○ **社会福祉事業の概念、範囲等の見直し**

- ボランティア団体や住民参加型民間団体の位置付け、民間企業等の多様な主体の参入促進
- 包括的な生活支援サービスの提供、サービス間の調整や総合的な助言・相談のための体制づくり

社会福祉法人

○ **社会福祉法人の今後果たしていくべき役割、意義**

- 社会福祉法人の規模の在り方、社会福祉法人単位での経営の確立
- 外部監査の導入や情報開示など自主的取組、都道府県等による実効ある監査

措置制度

○ **個人の選択によるサービス利用を基本とする制度への転換**

- 提供されるサービスに着目した公費助成
- 自己決定能力が低下した者の権利擁護のための制度導入

施設整備

- **措置制度の見直しの際に、サービスの対価を施設整備費へ充当することを認めるなど費用調達の在り方**

サービスの質

○ **サービスの選択を可能にする情報公開と、質の評価制度の導入**

- 公的基準によるべき事項の重点化、サービス内容に関する基準の設定
- 利用者の意見の反映・消費者保護

効率化

- 適正な競争を通じた効率化
- 機械化・外部委託の促進

人材養成・確保

- 他の分野からの人材の参入促進
- 専門職としての人材養成・教育の質の向上

社会福祉協議会、ボランティア団体等

- 社会福祉協議会による地域のネットワークづくり、身近な生活支援
- 民生委員・児童委員の実際の役割にふさわしい位置づけ
- 共同募金、配分方法の見直し

地域福祉計画

- まちづくりの視点も含めた計画の策定と、それを通じた公と民との合意形成

福祉事務所

○ **地域における役割、必置規制の在り方、社会福祉主事の資格等の見直し**

- 保健所、市町村保健センター、各種相談所との連携・統合

措置制度を契約制に

民間営利企業の参入を拡大

社会福祉制度大幅見直し 厚生省福祉検討会が報告書

厚生省の「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」(座長・八代尚宏上野大教授)は二十五日、社会福祉の基盤構造改革について「と題する報告書(案)をまとめた。高齢者や児童、障害者など社会福祉制度について、行政が社会福祉に責任をもつ措置制度から契約制度への移行や「市場原理」の活用、民間営利企業の参入促進など、大幅に見直すことを打ち出した。

今後、中央社会福祉審議会(一)で来月六月をめどに審議をおこなう予定で、厚生省は九九年の通常国会に社会福祉事業法などの「改正」案を提出する考えです。

報告書は、一九五一年の社会福祉事業法制定以降、社会福祉制度は基本的な枠組みが維持されたままで「時代の要請にそぐわない」と指摘。今後のあり方として「市場原理をその特性に留意しつつ幅広く活用していく必要がある」とし、社会福祉の担い手として「民間企業等の多様な主体の参入促進の方策を検討する必要がある」と、福祉分野への民間営利企業の参入拡大を求めました。

と指摘。政府が費用を十分負担せず費用を十分に負担しないことが問題なのに、制度担せず費用を十分に負担しないことが問題なのに、制度

度を見直し、個人が自ら選択したサービスを提供者との契約により利用する制度を基本とする必要がある」としました。

また、現在は国と自治体の負担が中心の社会福祉施設の整備費用について、「費用調達の在り方を検討する必要があり」と、利用者負担の強化につながる方向を示している

福祉サービス見直し

厚生省 民間参入促進盛る 検討会報告

③情報公開 ④利用者の意見が反映され、権利が保護される仕組み作り—などを検討するよう求めている。

具体的には、民間団体の社会福祉法人格取得や、民間企業の参入促進を可能にする方策を検討すべきとしている。

サービスの質の確保については、①サービス内容に

るため透明性を欠き、腐敗につながる場合もある」と、厚生省が職事件の温床ともなった現行制度を批判。利用者サービス提供者との「契約」を基本とした制度への転換を求めている。

介入保険法案の審議で最大の焦点となっている介護基礎整備について、厚生省は「新ゴールドプランが終わる二〇〇〇年以降も公費を投入する」として説明していないが、社会福祉事業の根本的な見直しは、二〇〇〇年以降の基礎整備の在り方とも密接に関係する。本来、介護保険と一纏めに検討すべきテーマを、法案可決が確定した段階で持ち出した厚生省のやり方は、幅広い議論の機会を奪うものだ。

社会福祉事業の在り方について話し合ってきた厚生省の検討会(座長・八代尚宏上野大教授)は二十五日、低所得者などを対象とした行政主導の一律のサービス提供は時代の要請にそぐわないとして、現行の措置制度の根本的な見直しを求める報告書をまとめた。

報告書は、「事業の効率性や創意工夫を促す誘因に欠け、サービスの選択や利用しやすさの面で問題がある。事業者補助であ

補助金減らす 思惑見え隠れ

「解説」厚生省が社会福祉の見直しに着手したのは、少子・高齢化の進展によって保育や介護分野で多様なサービス需要が高まる中、「弱者救済」に重点を置いた現在の制度では対応しきれないという認識からだ。さらに、拡大が予想される介護サービス事業への企業参入を容易にすることで

1997年(平成9年)11月26日 水曜日 10版 3 総合

日野町における実態調査に基づく新しい地域活動

一人権と福祉のまちづくりをめざして一

塚本信雄（日野町住民課）

——人権標語——
人の気持ちを
考えられる
よい心

とちがき

No.79
平成9年3月12日

編集と発行／滋賀県蒲生郡日野町人権啓発推進連絡協議会〔日野町教育委員会〕

集落(字)別地域類型区分

集落の別	増加	横ばい	減少	減少(少)
高	酒部 酒部地区 酒部地区 酒部地区 酒部地区		磯部 磯部地区 磯部地区 磯部地区 磯部地区	磯部 磯部地区 磯部地区 磯部地区 磯部地区
中	三井地区 三井地区 三井地区 三井地区 三井地区	磯部 磯部地区 磯部地区 磯部地区 磯部地区	磯部 磯部地区 磯部地区 磯部地区 磯部地区	磯部 磯部地区 磯部地区 磯部地区 磯部地区
低	磯部 磯部地区 磯部地区 磯部地区 磯部地区	磯部 磯部地区 磯部地区 磯部地区 磯部地区	磯部 磯部地区 磯部地区 磯部地区 磯部地区	磯部 磯部地区 磯部地区 磯部地区 磯部地区

この調査は、二十一世紀を目前に控え、町民が互いに人権を尊重し合い、福祉の充実した町づくりを進めていくために、滋賀県同和問題研究所に委託し、同志社大学の三塚武男教授とそのゼミナールの方々のご協力をいただき、一九九六年(平成八年)二月下旬から三月上旬にかけて町民のみなさんを直接訪問し、意見を聞かせていただいたものです。

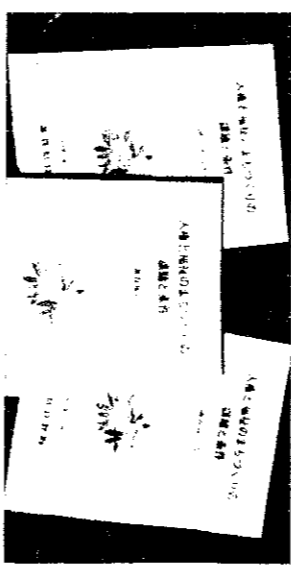
ここに調査結果の概要をお知らせします。

日野町は、すでに一九九二年(平成三年)三月二十八日、同和推進協議会が答申「法失効後における同和まちづくり」の課題とそれを実現する条件、展望を明かにするために町長が力を入れた調査です。町民が力を合わせて「人権と福祉のまちづくり」を進めていく中で、同和問題を解決することができるといいます。

人権と福祉のまちづくりをめざして

特集

96 住民意識調査の結果



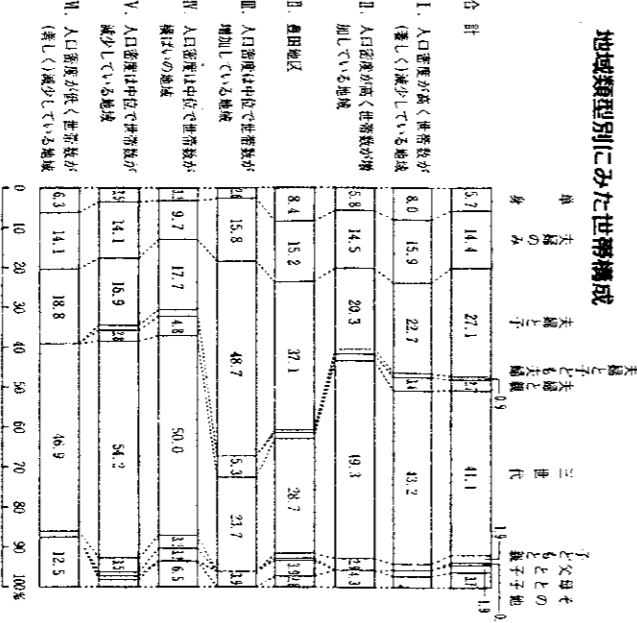
この調査は、二十一世紀を目前に控え、町民が互いに人権を尊重し合い、福祉の充実した町づくりを進めていくために、滋賀県同和問題研究所に委託し、同志社大学の三塚武男教授とそのゼミナールの方々のご協力をいただき、一九九六年(平成八年)二月下旬から三月上旬にかけて町民のみなさんを直接訪問し、意見を聞かせていただいたものです。

ここに調査結果の概要をお知らせします。

日野町は、すでに一九九二年(平成三年)三月二十八日、同和推進協議会が答申「法失効後における同和まちづくり」の課題とそれを実現する条件、展望を明かにするために町長が力を入れた調査です。町民が力を合わせて「人権と福祉のまちづくり」を進めていく中で、同和問題を解決することができるといいます。

調査の方法

日野町における人口と世帯数の推移は、人口・世帯数とも長期は、人口・世帯数とも減少し、その後世帯数は一九六九年(昭和四十四年)人口は一九七三年(昭和四十八年)を境に増加しています。それは主に雇用労働者(世帯)の増加によるものと考えられます。集落(字)単位に一定期間における世帯数の増加率と人口密度によって、上の表の様な六つの地域類型に区分しました。



この地域類型をもとに六十九世帯を抽出し、調査を行いました。

また、町長の諮問機関である日野町同和問題行政懇談会は、一九九五年(平成七年)六月二十九日に、町長に対し中間具申「同和行政完結に向かって」を行い、「同和」という名が過去のものになるためにも町民との合意が必要であり、そのための意識調査の再実施を望む」とし、これを受け町が本調査を実施しました。

また、町長の諮問機関である日野町同和問題行政懇談会は、一九九五年(平成七年)六月二十九日に、町長に対し中間具申「同和行政完結に向かって」を行い、「同和」という名が過去のものになるためにも町民との合意が必要であり、そのための意識調査の再実施を望む」とし、これを受け町が本調査を実施しました。

また、町長の諮問機関である日野町同和問題行政懇談会は、一九九五年(平成七年)六月二十九日に、町長に対し中間具申「同和行政完結に向かって」を行い、「同和」という名が過去のものになるためにも町民との合意が必要であり、そのための意識調査の再実施を望む」とし、これを受け町が本調査を実施しました。

くらしを支える条件

地域・学習活動への参加

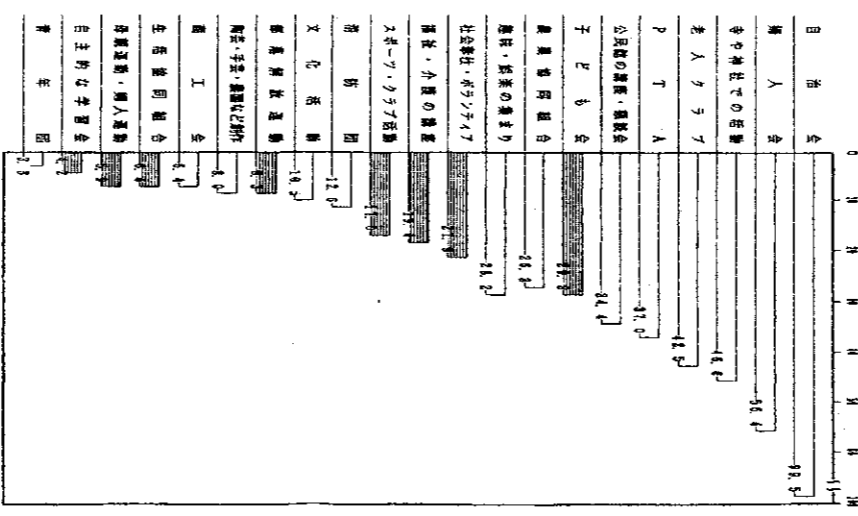
「人権と福祉のまちづくり」に取り組む課題の地域活動・学習活動に参加している世帯は全体の九七・一割とほとんど学習活動が欠かせない世帯が何らかの地域活動・学習活動に参加しています。「自治会活動」は、ほとんどの世帯が参加しており、ほかに「婦人会」「寺や神社での活動」「老人クラブ」「PTA」「一回参加」「二回参加」「三回参加」「四回参加」「三～四回参加」の地域では割合が高く、特にⅥの地域が最も高く、Ⅶの地域が最も低くなっています。

こうした学習の機会が特徴です。また、公民館の講座・懇談会への参加も約三分の一あります。「五回以上」の後となっています。また、「二度も参加した」といえます。「五回以上」の参加状況を地域類型でみると、豊田地区とⅤ、Ⅵとが「ない」という割合を

人権・同和問題の研修

「友だち」学校の出来事」「勉強」のことでいざいざも五割以上を占めています。ついでテレビを見たこと」「家族の健康

地域活動・学習活動への参加状況(複数回答)



子どもたちへのかわり

「人権と福祉のまちづくり」とは、誰もが平等(人権の視点)に人間らしくらしを営める最低サビスなど、行政の責動かしていく住民自治として力量を高めていくこと、さらに環境整備、保健・医療の体制や社会福祉施設、それを基盤として行政を

子どもたちへのかわり

「人権と福祉のまちづくり」とは、誰もが平等(人権の視点)に人間らしくらしを営める最低サビスなど、行政の責動かしていく住民自治として力量を高めていくこと、さらに環境整備、保健・医療の体制や社会福祉施設、それを基盤として行政を

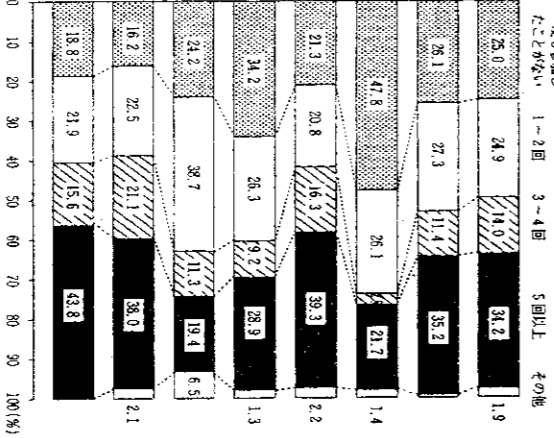
「人権と福祉のまちづくり」とは、誰もが平等(人権の視点)に人間らしくらしを営める最低サビスなど、行政の責動かしていく住民自治として力量を高めていくこと、さらに環境整備、保健・医療の体制や社会福祉施設、それを基盤として行政を

「人権と福祉のまちづくり」とは、誰もが平等(人権の視点)に人間らしくらしを営める最低サビスなど、行政の責動かしていく住民自治として力量を高めていくこと、さらに環境整備、保健・医療の体制や社会福祉施設、それを基盤として行政を

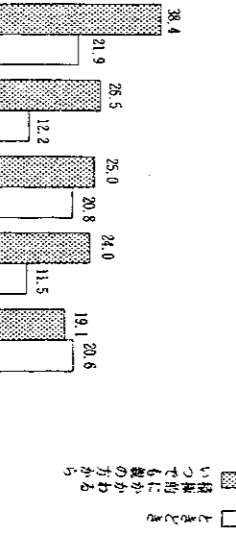
「人権と福祉のまちづくり」とは、誰もが平等(人権の視点)に人間らしくらしを営める最低サビスなど、行政の責動かしていく住民自治として力量を高めていくこと、さらに環境整備、保健・医療の体制や社会福祉施設、それを基盤として行政を

「人権と福祉のまちづくり」とは、誰もが平等(人権の視点)に人間らしくらしを営める最低サビスなど、行政の責動かしていく住民自治として力量を高めていくこと、さらに環境整備、保健・医療の体制や社会福祉施設、それを基盤として行政を

地域類型別による人権問題や同和問題の研修・講座や懇談会への参加状況



地域での子どもたちへのかわり



「将来の進路」親の仕事」のことが三割を占め、さらに「くらしや家計」「悩み事」「地域のこと」についても、親の方から積極的に関わっている割合は二割から三割あります。

またこれらの項目は、「ときどき」話題にされる割合が高いことも著しい特徴です。普段から家庭の中で話し合いが行われていないとできない内答であることから考えても、家庭内で親子の対話が進んでいると言えます。

「くらしを支える条件」を社会的に整備して備が不可欠ですが、同時に住民同士が、身近なくらしの場で協力・共同しとすることを考えられま

それを実現するために健康の課題に取り組む横

住民自治が視野を広げて社会的に自立していく展望とそのため条件を見

望とそのため条件を見望とそのため条件を見望とそのため条件を見

望とそのため条件を見望とそのため条件を見望とそのため条件を見

望とそのため条件を見望とそのため条件を見望とそのため条件を見

望とそのため条件を見望とそのため条件を見望とそのため条件を見

望とそのため条件を見望とそのため条件を見望とそのため条件を見

望とそのため条件を見望とそのため条件を見望とそのため条件を見

望とそのため条件を見望とそのため条件を見望とそのため条件を見

望とそのため条件を見望とそのため条件を見望とそのため条件を見

福祉圏構想の概要

地域の名称	地域のひろがり	中心となる主体	活動・機能
生活福祉地域	通常、集落、部落、町内会、自治会と呼ばれるもの	地域住民 民生委員、市町村(学区、地区)社会福祉協議会などのリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の住民の立場を尊重しながら、地域における福祉の問題を具体的には握し、その解決をはかるために、地域において何ができるかを話しあい行動する。 ○ 地域の日常生活活動の中における人と人のつながり 〈例〉 <ul style="list-style-type: none"> ・声をかけ、励ましあう。 ・身近な人びとどうしが助けあう。 ・子ども会などの行事をとおして、老人、障害者、児童を含めてふれあう。 ・ひとり暮らし老人などの病気になったとき、すぐ連絡できるような関係を維持する。
市町村福祉地域	市町村(場合によっては学区)の地域	市町村社会福祉協議会(地域住民の実施活動) 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ ある程度専門性のある民間地域福祉活動 〈例〉 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設と地域住民のかかわり方についての調査など ・障害者や老人にとって、まちの構造は住みよいものになっているかどうかの調査など ・ボランティアの育成、ひとり暮らし老人のつどいの提唱など人や集まりの育成 ・給食サービスなど地域住民の協力により行われることに意味のある諸サービス事業の助長指導 ・地域関係者や行政機関などのネットワークづくり ○ 一般的に地域住民の日常生活活動として期待し得ないようなサービスの提供 〈例〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ねたきり老人介護教室の開催 ・家庭奉仕員の派遣 ・老人介護感謝券交付事業 ・身体障害者介護人派遣事業

地域の名称	地域のひろがり	中心となる主体	活動・機能
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活福祉地域や市町村福祉地域における民間福祉活動との連携 〈例〉 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社会福祉協議会などの民間福祉活動を育成助長する ・家庭奉仕員の派遣などの諸サービスが生活福祉地域における福祉活動と連携するようつとめる
福祉圏	県下7ブロック (大津、湖南、甲賀、東、犬、北、西)	地域福祉推進協議会(原則として、県福祉事務所が事務局となり、メンバーは、各市町村、福祉事務所、児童相談所、保健所、雇用、教育関係機関、市町村社協、福祉施設、各種民間団体など)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県福祉事務所(県事務所)を中心とする福祉圏の福祉需要の総合的な把握 ○ 圏域単位の通所施設の設置や入所施設の地域への機能提供および圏域単位の専門的な事業の実施についての方針の策定と調整 ただし、実施主体は、一部事務組合や民営など実情に応じて決めていく 〈例〉 <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害児の早期療育体制(通園事業)を福祉圏ごとに整備促進する ・心身障害者の授産施設を福祉圏ごとに整備促進する ・圏域内の重度障害者や寝たきり老人の入所施設の一時的保護の体制を必要に応じ福祉圏ごとにすすめる ・寝たきり老人や重度障害者の訪問看護指導事業を必要に応じ福祉圏ごとにすすめる。 ○ 市町村福祉地域単位で行うべき事業の研究、連絡調整 ○ 市町村社会福祉協議会などを中心として行う市町村福祉地域や生活福祉地域での民間福祉活動についての研究、連絡調整

○ 特別養護老人ホームや精神薄弱者の更生施設については、入所者とその家族や近親者あるいは地域の知り合いとのつながりが維持されることを基本に、県下を東西南北の4ブロックを目やすに整備するようにつとめ原則として、それぞれの地域の人びとがそれぞれの地域における施設に入所するようにつとめる。

滋賀県の福祉圏域別の障害者数と施設の整備状況

1996年6月 滋賀県がまとめた福祉圏域の障害者福祉計画表より

福祉圏域	人口 単位(人)	①-②-③ 障害者数	① 身体障害	② 知的障害	③ 精神通院 公費負担	障害児 施設	身体障害		知的障害 更生施設	知的障害 授産施設	共同 作業所	グループ 生活ホー ムなど
							更生施設	知的障害 更生施設				
1 大津福祉圏域	295,575 23.04%	9,385 3.18%	7,635	1,082	668	1	0	0	0	3	16	7
2 湖南福祉圏域	255,436 19.92%	6,458 2.53%	5,072	821	565	4	4	1	2	10	4	4
3 甲賀福祉圏域	141,590 11.04%	4,614 3.26%	3,716	595	303	3	2	3	3	7	19	19
4 中部福祉圏域	212,341 16.55%	7,247 3.41%	5,871	858	518	0	0	3	2	13	3	3
5 彦根愛犬福祉圏域	161,150 12.56%	5,701 3.54%	4,678	655	368	0	0	2	2	14	14	14
6 湖北福祉圏域	162,643 12.68%	5,851 3.60%	4,621	730	500	0	1	1	2	14	14	6
7 湖西福祉圏域	53,972 4.21%	2,197 4.07%	1,652	303	242	0	1	2	0	3	1	1
滋賀県 全域	1,282,707 100.00%	41,453 3.23%	33,245	5,044	3,164	8	8	12	16	77	54	54

滋賀県の障害者行政計画 福祉圏域別

滋賀県社会福祉計画 (真心のかよいあう福祉滋賀を) 1981(S56)年 1月~1988(S61)年 3月

滋賀県新社会福祉計画 (うちかつ障害を支える社会) 1989(H 1)年 11月~1996(H 8)年 3月

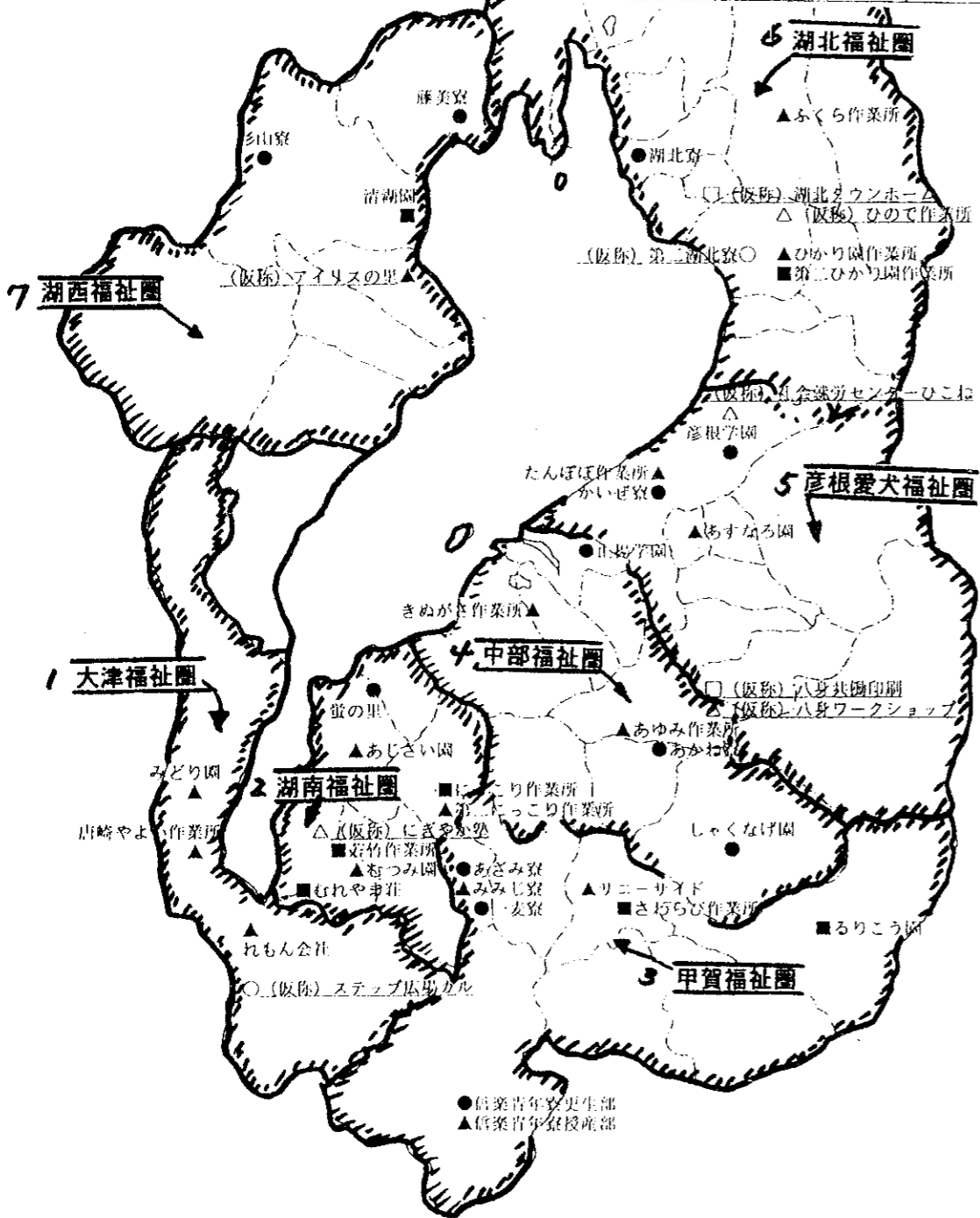
滋賀県障害者プラン (ノーマライゼーション6カ年計画) 1997(H 9)年 6月~2002(H14)年 度

施設は箇所数を表す

滋賀県の福祉圏域

圏域名	市町村	人口
1 大津福祉圏	1市	295,575人
2 湖南福祉圏	2市 4町	255,436人
3 甲賀福祉圏	7町	141,590人
4 中部福祉圏	2市 7町	212,341人
5 彦根愛犬福祉圏	1市 7町	161,150人
6 湖北福祉圏	1市 12町	162,643人
7 湖西福祉圏	5町 1村	53,972人
7 福祉圏域	7市 42町 1村	1,282,707人

施設種別	新設施設	既存施設
精神障害者更生施設	○	●
精神障害者授産施設	△	▲
身体障害者更生援護施設	□	■



滋賀県内における認可施設・無認可施設の整備状況
認可施設

1997(H9)年11月

	開設年月日	福祉圏域	施設名	種別	定員
1	69(S44)年4月1日	甲賀福祉	信楽町 信楽青年寮	知的入所	55
2	69(S44)年5月1日	甲賀福祉	石部町 もみじ寮	知的入所	50
3	76(S51)年10月1日	湖北福祉	長浜市 ひかり園作業所	知的通所	30
4	79(S54)年2月1日	彦根愛犬	彦根市 たんぼぼ作業所	知的通所	30
5	80(S55)年7月1日	大津福祉	大津市 みどり園	知的通所	40
6	81(S56)年4月1日	湖南福祉	守山市 あじさい園	知的通所	40
7	83(S58)年4月1日	湖南福祉	草津市 むつみ園	知的通所	30
8	83(S58)年4月1日	湖南福祉	野洲町 にっこり作業所	身障通所	30
9	87(S62)年4月1日	甲賀福祉	水口町 サニーサイド	知的通所	30
10	89(H1)年4月1日	彦根愛犬	豊郷町 あすなろ園	知的通所	30
11	90(H2)年4月1日	彦根愛犬	豊郷町 第二あすなろ園	精神通所	20
12	90(H2)年4月1日	湖南福祉	草津市 若竹作業所	身障通所	20
13	91(H3)年5月1日	大津福祉	大津市 唐崎やよい作業所	知的通所	30
14	92(H4)年4月1日	中部福祉	八日市市 あゆみ作業所	知的通所	30
15	93(H5)年4月1日	大津福祉	大津市 れもん会社	知的通所	30
16	94(H6)年4月1日	湖北福祉	長浜市 第二ひかり園作業所	身障通所	20
17	94(H6)年4月1日	甲賀福祉	水口町 さわらび作業所	身障通所	30
18	94(H6)年8月1日	中部福祉	安土町 きぬがさ作業所	知的通所	30
19	95(H7)年4月1日	湖北福祉	米原町 さかた作業所	知的通所	30
20	96(H8)年4月1日	湖北福祉	浅井町 ふくら作業所	知的通所	30
21	96(H8)年4月1日	湖南福祉	草津市 メイプル福祉工場	身障福工	32
22	96(H8)年4月1日	湖南福祉	野洲町 第二にっこり作業所	知的通所	20
23	97(H9)年4月1日	中部福祉	八日市市 八身ワークショップ	知的通所	30
24	97(H9)年4月1日	中部福祉	八日市市 八身共同印刷	身障通所	30
25	97(H9)年4月1日	湖西福祉	新旭町 社会就労センターアイリス	知的通所	30
26	97(H9)年4月1日	彦根愛犬	彦根市 社会就労センターひこね	知的通所	30
27	97(H9)年4月1日	湖南福祉	草津市 にぎやか塾	知的通所	30
28	97(H9)年7月1日	甲賀福祉	甲南町 やまなみ工房	知的通所	30
					867名

1997(H9)年7月現在

知的入所・通所 685名
身障通所・福祉工場 162名
精神通所 20名
合計施設利用定員 867名

無認可施設

1997(H9)年11月

	開設年月日	福祉圏域	施設名
1	1977(S52)年8月	大津福祉圏域	ねっこ共働作業所
2	79(S54)年4月	大津	大津市心身障害者福祉センター
3	79(S54)年4月	大津	共同作業所瑞穂
4	79(S54)年9月	大津	自然堂工房共働作業所
5	80(S55)年1月	大津	こだま共同作業所
6	80(S55)年11月	大津	愛育苑
7	85(S60)年1月	大津	第二こだま共同作業所
8	85(S60)年2月	大津	きたおおつ共同作業所
9	86(S61)年4月	大津	今日も一日がんばった本舗共働作業所
10	87(S62)年4月	大津	大津はげたけ共同作業所
11	88(S63)年4月	大津	ノエルしごとの家
12	90(H2)年3月	大津	共同作業所若鮎の家
13	93(H5)年4月	大津	あしたば共同作業所
14	93(H5)年6月	大津	リサイクルショップくらしの宝島
15	95(H7)年6月	大津	志賀町おおぞら作業所
16	77(S52)年6月	湖南福祉圏域	もりやま共同作業所
17	81(S56)年2月	湖南	ふたば共同作業所
18	81(S56)年4月	湖南	若竹共同作業所
19	89(H1)年4月	湖南	栗東なかよし共同作業所
20	89(H1)年4月	湖南	共同作業所出合いの家
21	89(H1)年4月	湖南	東阪福祉作業所
22	90(H2)年4月	湖南	守山はぐくみ共同作業所
23	94(H6)年12月	湖南	草津共同作業所
24	96(H8)年3月	湖南	にぎやか塾
25	96(H8)年4月	湖南	自立就労センター「バレット・ミル」
26	96(H8)年4月	湖南	にっこり共働作業所
27	96(H8)年10月	湖南	33企画
28	97(H9)年4月	湖南	こなんSSN
29	82(S57)年4月	甲賀福祉圏域	信楽くるみ作業所
30	87(S62)年4月	甲賀	いしへ共働作業所
31	88(S63)年4月	甲賀	甲賀町福祉作業所
32	88(S63)年4月	甲賀	つちやま共同作業所
33	89(H1)年4月	甲賀	甲西町さつき共同作業所
34	94(H6)年11月	甲賀	さわらび共同作業所

		開設年月日	福祉圏域	施設名
72	11	91(H 3)年 4月	湖北	まいはら共同作業所
73	12	91(H 3)年 7月	湖北	木之本やまいも福祉共同作業所
74	13	94(H 6)年 9月	湖北	友愛ハウス
75	1	84(S59)年11月	湖西福祉圏域	高島郡若あゆ共同作業所
76	2	92(H 4)年 4月	湖西	大地共同作業所
77	3	95(H 7)年 4月	湖西	高島郡若あゆ第2共同作業所

		開設年月日	福祉圏域	施設名
35	1	76(S51)年 4月	中部福祉圏域	たけのこ共働作業所
36	2	79(S54)年11月	中部	あゆみ共同作業所
37	3	80(S55)年 4月	中部	わたむき共同作業所
38	4	80(S55)年 7月	中部	ことぶき共同作業所
39	5	83(S58)年 1月	中部	いこい共同作業所
40	6	86(S61)年 4月	中部	やまびこ共同作業所
41	7	87(S62)年 4月	中部	おうみ 共同作業所
42	8	87(S62)年 4月	中部	桐原まぶね共同作業所
43	9	89(H 1)年 6月	中部	日野の里共同作業所
44	10	90(H 2)年 4月	中部	八身ワークキャンパス
45	11	91(H 3)年 4月	中部	五個荘共同作業所
46	12	91(H 3)年 4月	中部	のと川共働作業ほっと・すべーす若草
47	13	91(H 3)年11月	中部	島のぞみの家共同作業所
48	14	96(H 8)年 4月	中部	ほっと共同作業所
49	1	81(S56)年 4月	福越福祉圏域	どんぐり共同作業所
50	2	81(S56)年 4月	彦根愛犬	湖東哺育育成作業所
51	3	81(S56)年 8月	彦根愛犬	あじさいの家共同作業所
52	4	82(S57)年 9月	彦根愛犬	かたつむり共同作業所
53	5	83(S58)年 4月	彦根愛犬	和楽寮
54	6	84(S59)年12月	彦根愛犬	ふれあい作業所
55	7	85(S60)年 7月	彦根愛犬	あけぼの共同作業所
56	8	86(S61)年 6月	彦根愛犬	とよさと共同作業所
57	9	87(S62)年11月	彦根愛犬	多賀町杉の子共同作業所
58	10	92(H 4)年 3月	彦根愛犬	れんげはうす
59	11	92(H 4)年 4月	彦根愛犬	泰荘コスモス共同作業所
60	12	93(H 5)年 4月	彦根愛犬	はたしょう福祉作業所
61	13	97(H 9)年 4月	彦根愛犬	いきいき仲間ハウス
62	1	80(S55)年 5月	湖北福祉圏域	ほおずき共同作業所
63	2	83(S58)年 1月	湖北	高月町つつじ福祉共同作業所
64	3	86(S61)年 4月	湖北	愛光園
65	4	86(S61)年10月	湖北	東浅井郡やまびこ共同作業所
66	5	87(S62)年 9月	湖北	ホテトファーム共働作業所
67	6	88(S63)年 4月	湖北	長浜みなみ共同作業所
68	7	89(H 1)年 4月	湖北	山東伊吹藤ノ根共同作業所
69	8	89(H 1)年 4月	湖北	余呉町ふきのとう共同作業所
70	9	89(H 1)年 5月	湖北	長浜障害者労働自立センター
71	10	89(H 1)年 9月	湖北	小堀みつば共同作業所

自営業者の暮らしと健康の実態

—その改善のために—

入院・死亡原因大分類とグラフ (96.4.1 ~ 97.3.31) 県内

営業・生活・健康実態は

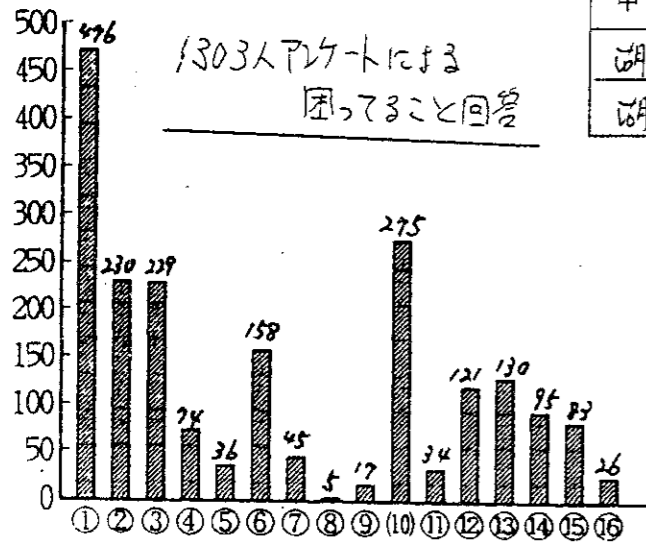
稲森善稔 (滋賀県商工団体連合会)

県内における件数(負債額1000万円以上)は、
A7年累計で106件、負債総額448億
5,800万円となりいすれも過去最高。

瓦葺内での自か命を絶つ事件は
A6年4月以降、昨年11月の間8件発生。
多量債務苦が半数とわっている。

自殺者6名発生(96.4月~97.11)

民商	業種	年齢	男女	原因	
大津	運送	30	男	不明	
大津	飲食	55	男	借金・その他	
大津	製造	56	男	借金	元会員
草津	主婦	50	女	保証人	
甲賀	製造	70	男	病気苦	
甲賀	運送	58	男	借金	
湖東	居酒屋		男	借金	
湖東	サングラス		男		読者



1303人アンケートによる
困っていること回答

売上減
早退引下
仕入値上げ
仕入値上げ
在庫増大
借金返済できない
借金返済できない
廃業・倒産したい
廃業・倒産したい
税金が重い
税金が重い
口保料支払困難
年金支払困難
医療費負担重
教育費負担重
その他

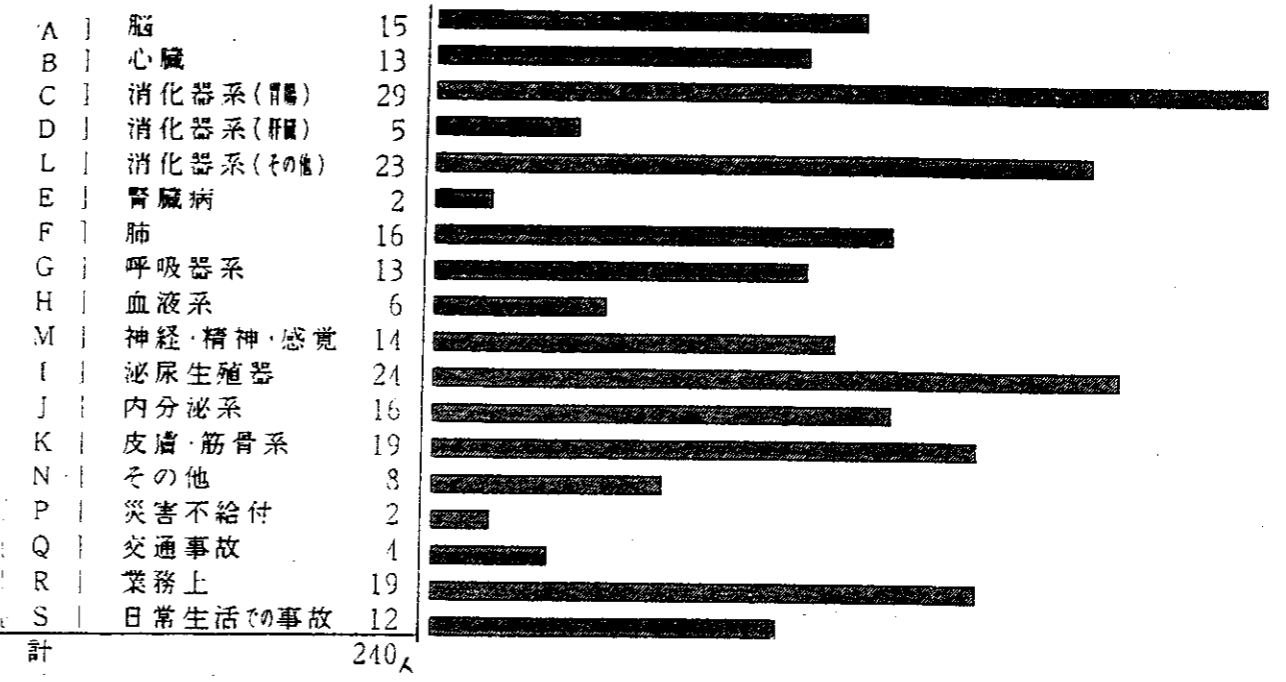
増えた4.1%

前年同月比の売上・受注・仕事は

減少 34.3%	同じ 56.5%
----------	----------

今後の見通しについて

悪くなる 36.8%	変わらない 21.7%	分かる 30.8%
------------	-------------	-----------



病気死亡者内訳 [共済給付申請より] (但し96.6~97.5) 計 24人

死亡月	民商	区分	男女	年齢	業種	原因
96/4	湖東	A	男	55	運送	交通事故
6	大津	B	女	58	運送	胃がん
7	大津	A	男	68	サ一ビス	大動脈閉塞
7	大津	B	女	43	建設	胃がん
8	湖東	B	男	68	建設	喉頭がん
8	湖東	A	男	69	建設	肺がん
9	甲賀	A	男	70	製造	自殺
10	草津	A	男	75	建設	心不全
10	草津	B	女	43	建設	不整脈
10	草津	A	女	61	サ一ビス	肺がん
11	草津	A	女	58	製造	胃がん
11	甲賀	A	男	59	製造	胃がん
12	大津	B	男	55	飲食	胃がん
97/1	大津	B	女	73	飲食	胆のうがん
1	湖東	A	男	68	サ一ビス	心筋梗塞
1	湖東	A	男	45	運送	くも膜下出血
1	湖東	A	男	68	飲食	心筋梗塞
2	湖東	A	男	71	飲食	腎不全
3	湖東	A	男	59	サ一ビス	食道がん
3	湖東	B	女	64	建設	肺がん
4	甲賀	A	男	66	飲食	肝臓がん
4	草津	A	男	64	建設	胆管がん
4	草津	A	男	67	建設	C型肝炎
5	彦根	A	男	69	建設	咽頭がん
5	彦根	A	男	69	建設	大腸がん

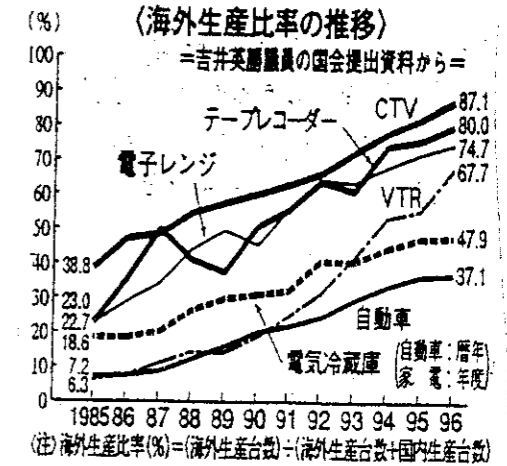
2 困難の原因は

1. 規制緩和 1. 生産拠点の海外流出 1. 逆輸入

輸出大企業の海外雇用数
(単位：人、%)

輸出上位10社	海外雇用	国内雇用	比率
トヨタ自動車	45,500	68,600	66
松下電器産業	119,200	48,700	244
本田技研工業	19,800	29,000	68
日産自動車	34,900	44,800	78
ソニー	—	—	—
三菱自動車	16,000	28,400	56
東芝	34,700	71,200	49
マツダ	11,100	26,100	43
キヤノン	32,800	20,300	162
日立製作所	39,000	75,600	52
合計	353,000	412,700	86

海外雇用は『週刊東洋経済 海外進出企業総覧(96年版、会社別編)』にもとづく95年10月時点の数字、国内雇用は『会社四季報』にもとづく本体企業の96年3月時点の人員数。
ソニーは海外雇用数をほとんど未記載のため集計せず。本田技研は、主な海外生産拠点である北米工場分が未記入のため、集計数字は実際より小さめと思われる。
比率は、国内にたいする海外の雇用数の割合。



1998年度の日本経済の見通し(前年度比伸び率、単位は%。△はマイナス)

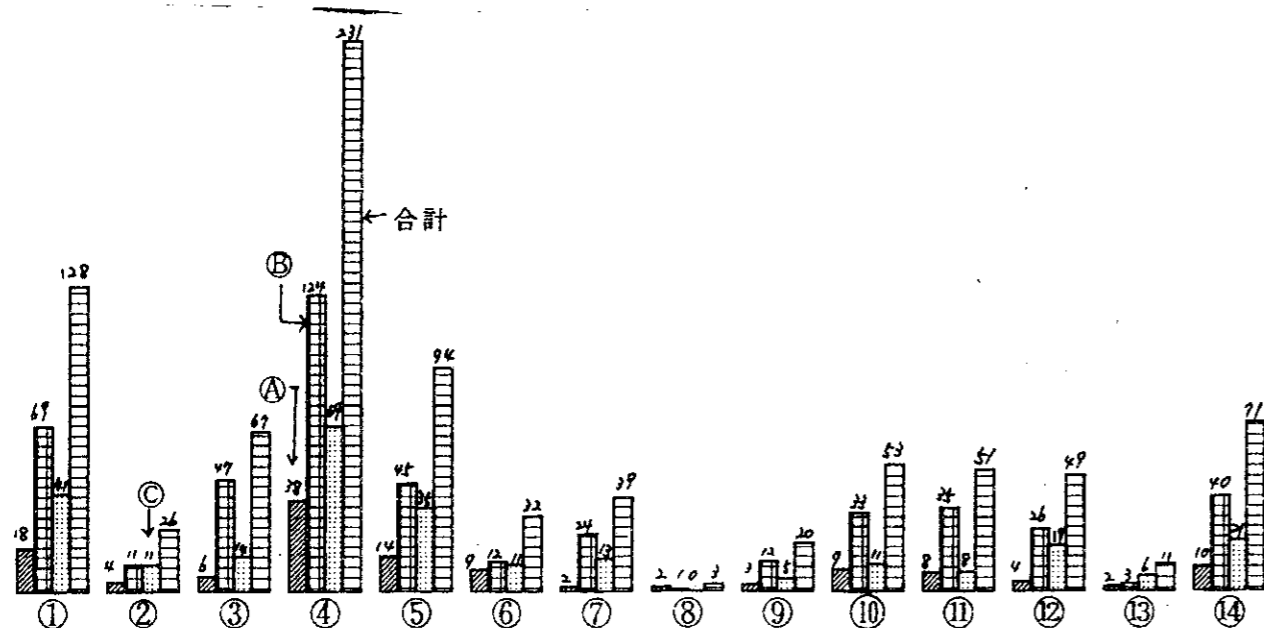
	実質GDP	個人消費	設備投資	輸出-輸入	鉱工業生産
日本総合研究所	△0.3	0.7	△1.4	0.2	—
安田総合研究所	1.0	1.7	2.8	—	0.2
日興リサーチセンター	0.2	0.9	1.0	—	△0.2
大和総研	1.2	1.4	3.6	5.3	2.8
東海総合研究所	0.0	1.5	△1.0	—	0.0
日本興業銀行	△0.5	0.7	0.3	△16.3	—
野村総合研究所	0.7	1.3	△0.1	—	△0.2
おさひ銀行	0.8	1.3	1.2	—	0.1
朝日生命	1.6	2.0	2.1	—	1.1
日債銀総合研究所	0.9	1.4	1.2	—	△0.8
政府経済見通し	1.9	2.5	3.5	—	1.8

	草 津			湖 東			計		
	受診	異常	%	受診	異常	%	受診	異常	%
尿蛋白(+)	155	15	9.6	139	4	2.9	294	19	6.5
尿糖(+)	155	13	8.4	139	18	12.9	294	31	10.5
尿潜血(+)	155	28	18.1	139	22	15.8	294	50	17.0
高コレステロール	160	85	53.1	141	80	56.7	301	165	54.8
高尿酸	160	16	10.0				160	16	10.0
肝機能異常	160	32	20.0	141	38	27.0	301	70	23.3
血糖異常	160	26	16.3	54	19	35.2	214	45	21.0
高血圧	159	46	28.9	140	41	29.3	299	87	29.1
貧血	160	20	12.5	141	10	7.1	301	30	10.0
眼底異常	58	13	22.4				58	13	22.4
心電図異常	160	14	8.8	141	9	6.4	301	23	7.6
胸部レントゲン異常	160	13	8.1	141	11	7.8	301	24	8.0
便潜血(大腸がん)(+)	97	10	10.3	11	2	18.2	108	12	11.1

	草 津 民 商			湖 東 民 商			計			
	異常なし	要最検査	要治療	異常なし	要指導	要治療	異常なし	要指導	要治療	
異常なし	163	26	16.0	異常なし	141	30	21.3	304	56	18.4
要最検査	163	131	80.4	要指導	141	79	56.0			
				要治療	141	20	14.2			
				治療中	141	12	8.5			

3 地域で社会活動の役員をしている人 (3つ以内の複数選択)

- ① 同業組合 ② 商店会 ③ 商工会議所・商工会 ④ 自治会 ⑤ PTA ⑥ 子供会
 ⑩ 神社・祭り ⑪ 檀家 ⑫ スポーツ団体 ⑬ 老人会 ⑭ その他
 ⑦ 消防団 ⑧ 青年団 ⑨ 婦人会 [実数]



③ 大銀行に税金をやり、中業者にその公的資金を。

12月1日 対銀交渉で「つなぎ融資200万円」実現

12月16日 県信用保証協会との交渉、「旧債借替え」可能に。

④ 階層ごとの相談が-----。活動の新しい変化が-----。
 根本的な要求実現のため逆等。参議院選挙、20歳選挙区として
 経過が予想。

4 中小業者運動と展望

建築屋は「3月で仕事が終わる」といふ業者あり。製材機械が止まり、金物屋の
 商品が売れる。材木うけす関連業者も仕事薄に-----。得意先は庶民。

① GDP/割が個人消費中心。中小業者と労働者の生活を豊かにするために。

国民的力を決めせよ左左かいが大切。

・景回復署名推進 ----- 減税、消費税率軽減、医療保険制度改善等。

・大型店進出規制強化署名 ----- 許可制に、出店禁止で「緊急立法」
 中小業者、零店街の振興策を拡充

② 日産生命被害者の会、コンビニオーナーの運動。

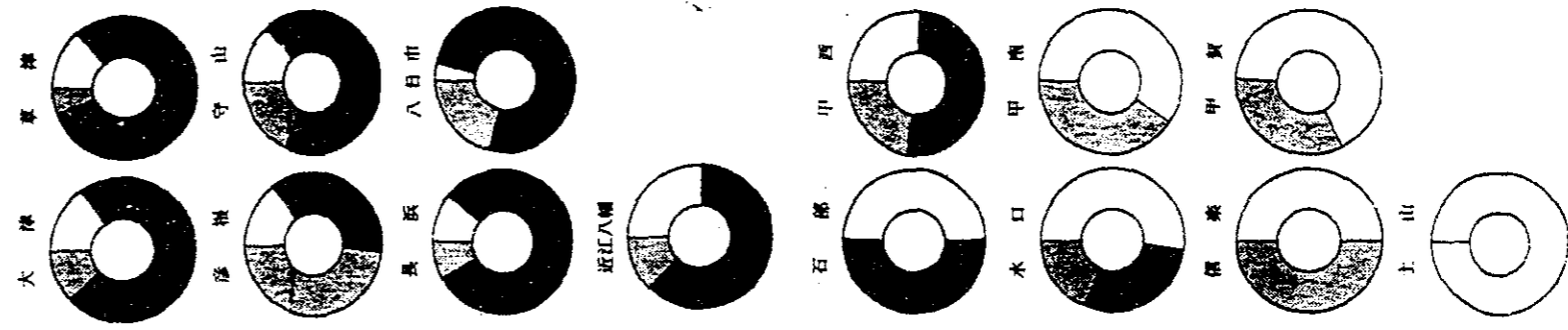
大型店進出と小売面積占有率

市町村	平成8年		平成8年		現占有率
	小売全面積	大型1種	大型2種	大型2種	
大津市	253,745	118,370	24,332	24,332	56.2%
彦根市	147,080	52,970	25,385	25,385	53.3%
長浜市	98,879	35,919	15,205	15,205	51.7%
近江八幡市	92,248	50,993	8,870	8,870	64.9%
八日市市	60,385	27,525	11,109	11,109	64.0%
草津市	79,925	42,943	8,890	8,890	64.9%
守山市	85,109	42,946	11,214	11,214	63.6%
小計	817,371	371,666	105,005	105,005	58.3%
志賀町	12,752	7,565			59.3%
小計					
栗東町	43,779	24,916	3,194	3,194	64.2%
中主町	8,755		2,621	2,621	29.9%
野洲町	19,467		3,564	3,564	18.3%
小計	72,001	24,916	9,379	9,379	47.6%
石部町	9,978	5,033			50.4%
甲西町	32,600	15,605	7,041	7,041	69.5%
水口町	43,085	12,768	6,939	6,939	45.8%
土山町	5,262				0.0%
甲賀町	7,850		2,241	2,241	28.5%
甲南町	10,173		3,879	3,879	38.1%
信楽町	17,847		2,800	2,800	15.7%
小計	126,715	33,406	22,900	22,900	44.4%
安土町	5,315				0.0%
蒲生町	5,844		988	988	16.9%
日野町	15,310	4,089			26.7%
滝王町	5,421				0.0%
永源寺町	4,371				0.0%
五箇荘町	6,606		1,480	1,480	22.4%
能登川町	14,607		5,051	5,051	34.6%
愛東町	1,790				0.0%
湖東町	8,591		2,983	2,983	34.7%
秦荘町	4,608				0.0%
愛知川町	15,432	7,100	3,248	3,248	67.1%
豊郷町	9,967	6,127	985	985	71.4%
甲良町	5,447		1,667	1,667	30.6%
多賀町	4,173				0.0%
山草町	8,250		941	941	11.4%
伊吹町	3,806				0.0%
米原町	12,431	6,911			55.6%
近江町	5,722		2,363	2,363	41.3%
浅井町	6,511		1,560	1,560	24.0%
虎姫町	8,027		1,497	1,497	18.6%
湖北町	3,717				0.0%
びわ町	3,153		872	872	27.7%
高月町	10,035		1,899	1,899	18.9%
木之本町	11,808	3,628			30.7%
余呉町	1,425				0.0%
西浅井町	2,104				0.0%
マキノ町	3,160				0.0%
今津町	19,906	9,297	1,879	1,879	56.1%
朽木村	1,671				0.0%
安曇川町	18,930	6,146	3,326	3,326	50.0%
高島町	4,377				0.0%
新旭町	6,893		2,399	2,399	34.8%
全県計	1,268,247	480,851	170,422	170,422	51.4%

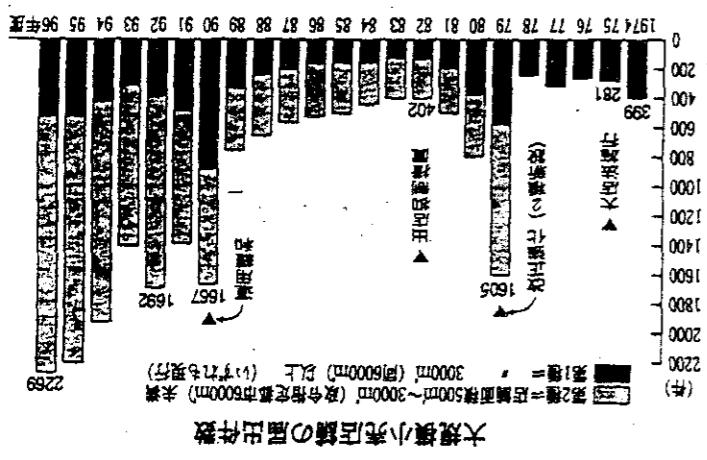
市町村	大型計画		予想占有率
	計画	完成	
大津市	73085		66.0%
彦根市	34142		62.1%
長浜市	19031		59.5%
近江八幡市	2478		65.8%
八日市市	15121		71.2%
草津市	65723		80.7%
守山市	835		64.0%
小計	210,415		66.9%
志賀町			59.3%
小計			
栗東町	29764		78.7%
中主町	999		37.1%
野洲町			18.3%
小計	30,763		63.3%
石部町			50.4%
甲西町	981		70.4%
水口町	20314		63.2%
土山町	999		16.0%
甲賀町	544		33.2%
甲南町	1997		48.3%
信楽町	999		20.2%
小計	25,834		53.8%
安土町			0.0%
蒲生町	681		25.6%
日野町	998		31.2%
滝王町			0.0%
永源寺町			0.0%
五箇荘町			22.4%
能登川町			34.6%
愛東町			0.0%
湖東町	999		34.7%
秦荘町			17.8%
愛知川町			67.1%
豊郷町	4517		80.3%
甲良町			30.6%
多賀町			0.0%
山草町	1727		26.7%
伊吹町			0.0%
米原町			55.6%
近江町	5128		69.0%
浅井町			24.0%
虎姫町			18.6%
湖北町			0.0%
びわ町			27.7%
高月町	10866		61.1%
木之本町	3629		47.0%
余呉町			0.0%
西浅井町			0.0%
マキノ町			0.0%
今津町	50		56.3%
朽木村			0.0%
安曇川町	3988		58.7%
高島町			0.0%
新旭町			34.8%
全県計	299,595		60.6%

大型店進出全国トップクラス

全売場面積の割合を占有



含めると中



平成8年資料は商業統計より参照。大型計画、予想占有率は調査資料をもとに作成。
1996年(平成8)の集計以降、すでにオープンした大型店及び計画段階の大型店を含む。

高齢者福祉と地域医療の現状

せせ診療所 宅間 薫

補助金制度など無い

<改善に向けての取り組みと課題>

<現状報告>

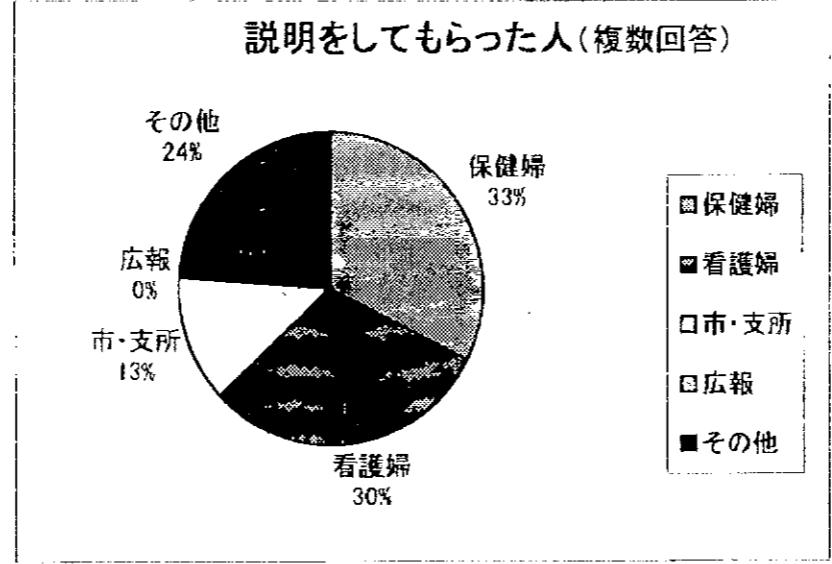
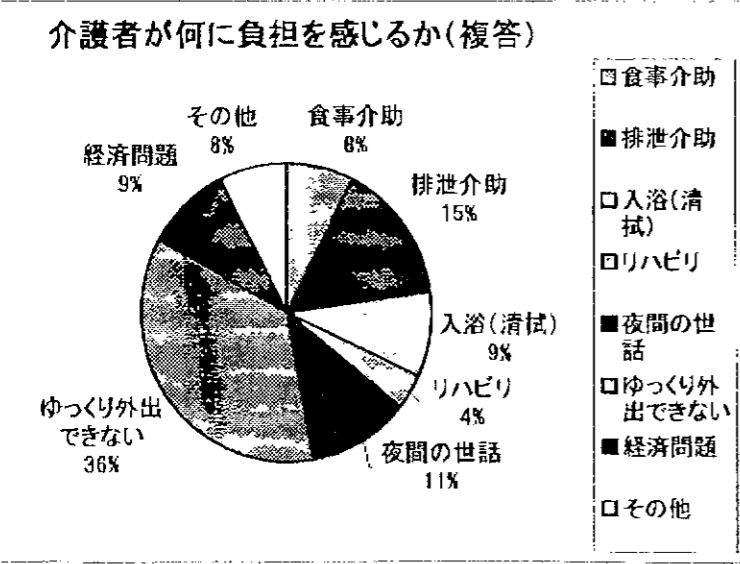
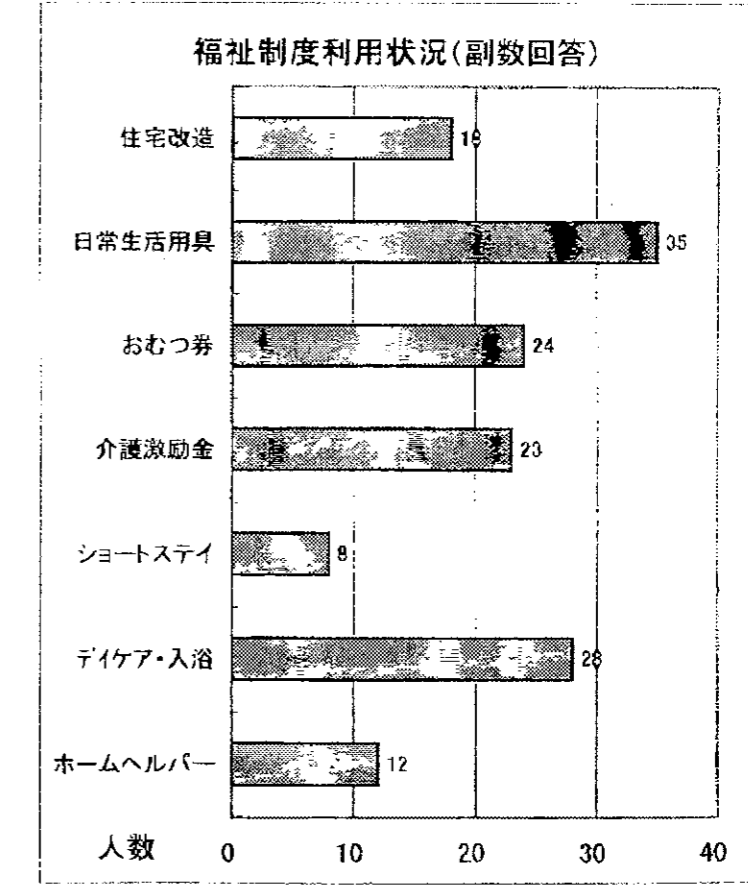
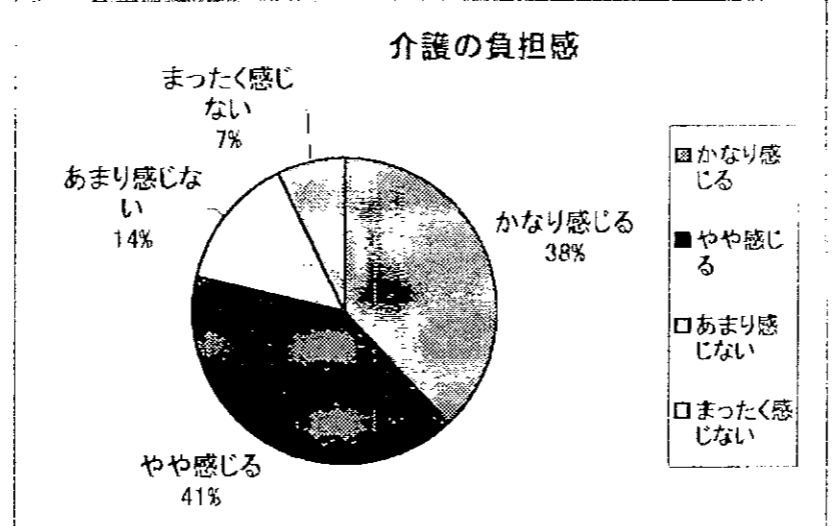
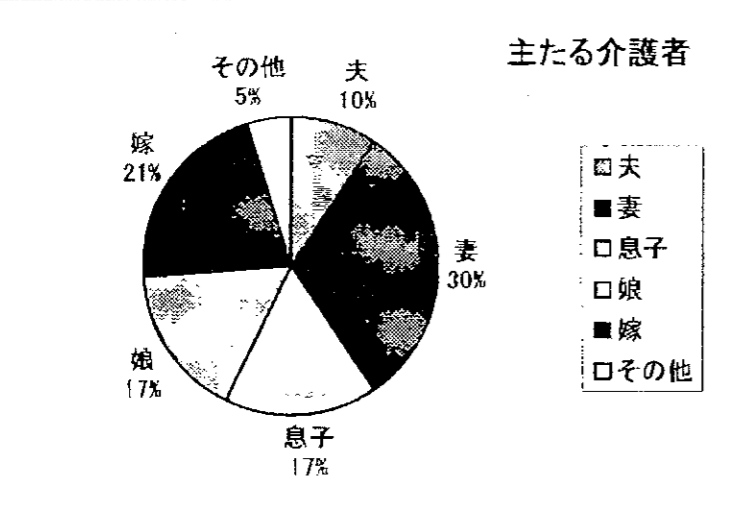
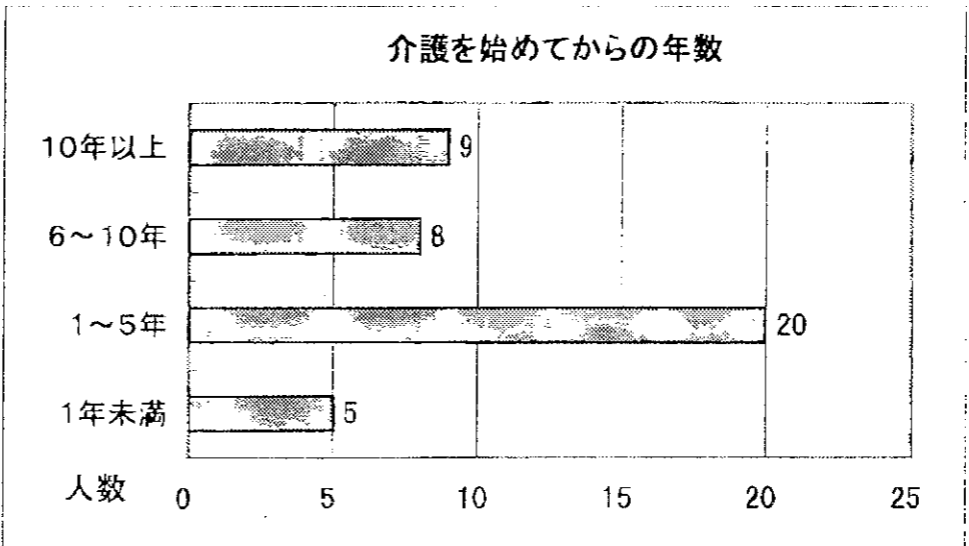
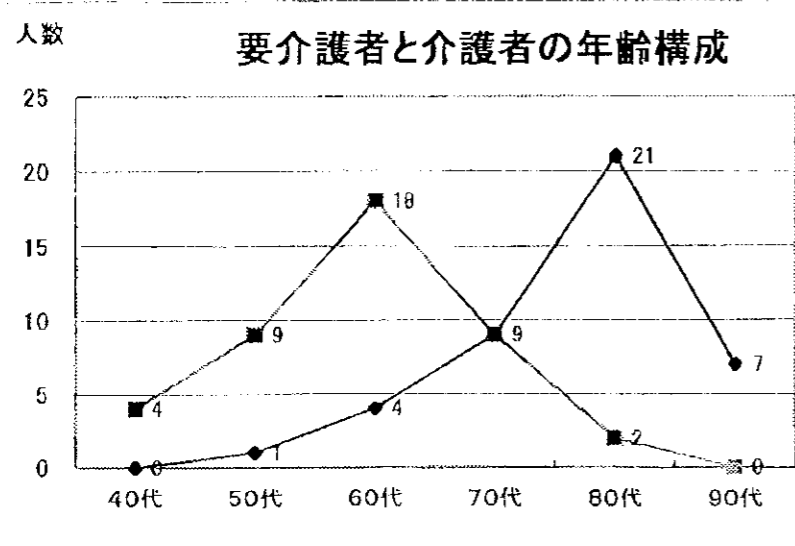
1. 在宅医療の現状

- ①在宅か病院か選べた時代 ⇒在宅療養を強いられる時代に
- ②介護者の状況
高齢者が高齢者を介護する状況
若い世代の共働きや介護者が仕事をもっている
⇒昼間独居の寝たきり老人
- ③早期退院による在宅患者の重症化
家族の精神的、身体的負担
中心静脈栄養、胃瘻、鼻腔栄養、膀胱内留置カテーテル、吸引器
はあたりまえ

2. 高齢者福祉の現状

- ①活用状況
 - ・制度や社会資源について知らない介護者が多い
 - ・安心して利用できない実態
- ②内容に対する要求
 - ・入浴サービスの充実（現在 回数2回/月）
 - ・ショートステイの内容改善
重症度の高い人も利用できる体制に
入所中のADL低下を防ぐ体制作り
 - ・ホームヘルプサービスの内容改善
一人の患者に1週間で10人以上のヘルパーがかかわるなど、
人間関係、精神援助が軽視された体制
 - ・吸引器の貸し出しや購入に対する補助
5万数千円の吸引器を退院時に購入
生きるために必要だが、医療機器であり日常生活用具でないため

- 1. 地域の人達（友の会）と協力して行なった市への要望書提出（別紙）
- 2. 地域ネットワークづくり
フォーマルサポートとインフォーマルサポートによる高齢者の安心して住める地域作り
在宅カンファレンス、地域医療交流集会
- 3. 『家族の会』の充実
懇親会や学習会だけで終わらず、介護の問題を出し合い解決に向けて行動できる組織作り
- 4. 地域医療懇談会の取り組み
医療・福祉問題や介護保険の学習会を地域で取り組み、知らせ、考える場を広げることが必要



要請書

1997年10月14日

大津市長 山田 豊三郎 様

要請代表人 今村 浩
住所 大津市坂本6-25-30
電話 79-7121

ぜぜ診療所健康友の会会長 倉見 栄一
しが健康友の会会長 上田 幸弘
膳所診療所所長 藤岡 忠治
坂本民主診療所所長 今村 浩

「住み慣れた大津市で最後まで豊かに暮らしたい」と誰もが願っています。私たちは微力ながら、私たちが住む地域でみなさんと力を合わせこの願いを実現するために活動しております。

このたび、地域住民のみなさんや在宅で療養しておられる患者さんとその家族からお聞きしました様々なご意見や要望をまとめましたので提出いたします。

言己

一、安心して利用できるショートステイの施設の充実を要望します。

大津市の施設における介護の質を高め、対応の改善（人員の確保、設備の充実、サービスの向上など）をお願いします。

痴呆老人のためのデイサービス施設を建設して下さい。

二、大津市の医療費独自助成制度の存続と拡充を希望します

医療保険法改定にともない、9月1日から患者さんの窓口負担が大幅に増えます。障害者や高齢者を対象に従来から実施されています医療費助成制度を存続するとともに、新たな薬剤負担分も給付の対象となるよう制度を拡充して下さい。

三、入浴サービス事業の充実

現在、大津市の委託を受けて膳所診療所、坂本民主診療所においても入浴サービスを実施しております。当初より利用者のみなさんからは「せめて週1回は入浴したい」という切実な要求が出ています。移動入浴車

による入浴サービスと同様に是非、月4回利用できるよう改善して下さい。

四、「障害福祉のしおり」の配布

身障手帳を持っている人全員に「障害福祉のしおり」を配布して、制度として活用できるようにして下さい。

五、訪問散髪制度をつくってください。

寝たきり老人は健常者ではあたりまえのことが何かと困難になっています。入浴のサービス同様、寝たきり老人に対する訪問散髪制度をつくってください。

六、老人無料パスの実施

高齢者が安心して医療機関や福祉施設などに公共の交通機関を利用して行けるように、他の都市ですでに実施されている老人無料パスを実現して下さい。

七、大津市成人病健診の充実

癌チェックができるような健診項目の充実をめざしながら、大津市以外の住民健診では実施されている胸部のレントゲンを成人病健診の基本項目に入れて下さい。

八、「紙おむつ」の無償配布について

現在、大津市で支給されている「紙おむつ」のチケットを10,000円に増額し、どこでも購入できるようにして下さい。

九、介護激励金

現在大津市で支給されている介護者への激励金をせめて10,000円に増額して少しでもその労苦に応え、支援してもらえるようにお願いします。

十、介護保険に関連して

在宅老人の多くが、家族の献身的な努力によって支えられています。高齢者福祉計画を、実情に合わせて見直し、前倒しての実現に向けて努力されますようお願いいたします。

十一、入院給食費の補助

昨年さらに引き上げられた入院給食費について助成して下さい。それだけでなく入院にかかる費用は大変なものがあります。いくつかの自治体ではすでに行われている助成処置を市民は願っています。

以上

福祉の地域づくり、自治会の実践

安達 信男

環境改善事業の達成を見て、また「法」後を目前にして「同和地区」の今日の課題は「地域づくり」といわれているが、具体的な実践は例が少ないのかあまり表に出ない。そこで私が居住する自治会のささやかな地域づくりの実践を、あえて紹介する。このことで「地区」にかぎらず実践交流が生まれれば、の思いで発表することとした。なお検証が不十分な点は、ご批判をいただく。

気がつけば超高齢地域

向かいが高齢者二人、隣に一人、その隣は高齢者世帯、あそここの家も、○さんのところも、気がつけば町内には高齢者が実に多い。そして一方では「子どもが少なくなったなア」という声聞かれる。

そして、Aさんは目が悪くなった。Rさんは歩けないといっている。Cさんも「日赤」に通っている。この間うちのおじいさんが倒れた。わたしとこのおばアさんがボケてきて……。人が集るとこんな話になる。町内はまさに高齢化社会なのである。このまま一〇年もすれば町内はどのような状況になるのか、漠然とだが疲弊したさまが頭をよぎる。

私の居住する町内は、虫の名が入った町名「蟻の内町」である。大津市の西郊、大津京関連遺跡の崇福寺跡の登り口にある住宅地である。

四軒の商店の他はほとんど勤労者世帯で計六一世帯。独居高齢者二人、ねたまりの高齢者二人。高齢者世帯四、という状況であるが改めて高齢

者の数をあたってみると、高齢化率は二〇%を超えていた。超高齢社会なのである。

私事であるが、五年前、妻が病で倒れた。もともと高血圧症であったが、職場の男女不平等によるストレスが直接の引き金であった。当時は二人暮らしであったため、妻の介護と家事は軽いものではなかった。

また、私が民生委員、児童委員として担当している地域で、二人暮らしの老夫婦が共に入院することになり、お二人がパニックに陥られたことがあった。幸い近所の中年の女性の方が、何かとお世話をされ落ちつかれたが、

こうしたこともあって、町内での福祉活動の大切さを思ったのである。

自らの地域を民主的に管理する

私の職場は地域総合センター昭和会館（大津市立の隣保館）である。

昭和会館は「昭和地域からの展望、広域地域づくり推進運動」別名「スバル運動」の事務局を受け持っている。「スバル運動」は、人づくり、仕事づくり、まちづくりの三本の柱と、住民、行政と教育関係者による組織をもって、「構想」と年間の方針に基づいて、さまざまな事業を展開している。発足は一九八六年九月で、この時点から「法」後を見とおし、二一世紀に部落差別を持ちこさない目標に向けて、「同和地区」内外の住民の共通課題に基づいた運動としてすすめられてきた。その課

程で同和対策環境改善事業の完了を見て、「構想」は「第二期」が立てられ、二一世紀を人権の花開く世紀に、のスローガンの下で、地域の教育力・福祉力の充実、発展を、主要な課題として取り組んでいる。こうした中で、地域住民が主権者として主権者にふさわしい成長発達を獲得し、自らが住む地域を自らが民主的に管理することによって、真に民主的な草の根地域自治が根づき、人権の花開く世紀を迎えることとなる。このような理念を掲げている。

ところで、この理念は昭和地域とその周辺だけの特別のものではない。どこの地域にでもあてはめられるのである。それはもちろん隣保館のあるなしに関係なく、人権が大切に守られ人が輝く地域への変革であり、そうした地域が広範にわたってこそ、目標を達成することが出来るのである。そして、そのことに気づいた者が、自らの地域で第一歩を踏み出すことからはじまるのである。

気がつき人間の第一歩から

私も、遅まきながらそのことに気がついた。

一九九二年度の蟻の内町自治会の総会で、町内の高齢化率と福祉の地域づくりの大切さを訴えた。しかしその時点ではさしたる反応はなかった。そのまま夏、秋と過ぎて、少し焦りを感じはじめたが、一二月に入ってから、自治会が高齢者と子どものふれあい事業として「もちつき大会」を行った。町内ではじめてのことである。私の自治会総会での訴えに、N自治会会長は回答をこのような形で表現したのである。私は「もちつき大会」を評価して即座にN会長とA副会長に、町内の保健福祉推進運動の具体化を提起した。そして二月十九日に初会合を数人で持った。N会長は母親と、A副会長は父親と同居されており、すぐに痴呆症の問題等が出たりして、話は入りやすかったが、高齢者の要望を把握することからはじめることとして、暮れもおしせまっていたが、二七日にアンケート調査の実施の検討に入ることとなった。

その日は、自治会二役と町内在住の保健婦さんと私の五名が集まり話し合った。アンケート調査の項目は、老人福祉計画の策定にあたって、住民の声を自治体にするため、「保健福祉総合シンポジウム事務局」が発行した冊子、「住民の手でつくる「老人保健福祉計画」」に収録されていた。「調査サンプル」を活用した。

翌年一月一七日の自治会役員会を経て、一月二十五日に「高齢者のくらしと希望調べ」を六五歳以上の四九名の方々を対象とし、「大津市の計画に住民の声を反映させるため」という文章を、自治会長と民生委員児童委員名で配布し、調査を実施した。

この調査は驚くことに回収率は一〇〇%であった。いろいろな調査にふれたりしてきたが、こうしたことははじめてであった。身近な調査活動であり、自治会主導であったためであると思う。

この調査は、不十分なが「まとめ」を作成した。公的福祉サービスの情報提供や、町内での助け合い、支え合い等の要望が比較的多く出されていた。

そして「まとめ」は、一九九三年度自治会総会で発表し、保健福祉活動を展開するため、準備期間を一年間とし、保健福祉部会を設けて取り組む提案を行った。これには前年とは違って変わった反応となり、満場一致で可決。委員も自薦、他薦で七名が選出され、四月一日には第一回の部会を開催し、前年の自治会長のNさんを部会長に選んだ。

準備期間といっても、実際の活動に入るわけであるが、ただ「保健福祉」という言葉にもなじみが薄いという点で、慣れるための期間といってもいい。委員のほとんどは四〇―五〇代の仕事等の点で多忙な方々だが、あせらずに取り組むこととして、年間の活動計画と、広報紙「保健福祉だより」の発行などを決めた。

五月の行事は、「老人保健福祉計画」の学習会と健康教室を行った。この時の学習会では、ちょうど北欧をめぐる福祉研修をされてこられた医師の方から、スライドを用いてのお話しをお聞きし、北欧の先進例に目をひらくと共に、「老人保健福祉計画」への関心を高めた。

大津市老人保健福祉計画へ住民の声を、という点では、先に実施した高齢者対象のアンケート調査だけでは不十分だと考えた保健福祉部会は、対象者を広げ全世帯主と六〇歳以上全員計一五五名を対象とした「高齢者の保健、福祉のためのアンケート調査」を七月四日に実施したが、この時の回収率も八三・四％とかなりの高率であった。

この二面のアンケート調査から七項目を選んで「大津市老人保健福祉計画に係わる要望書」を作成し、九月九日に大津市へ提出した。これに対し大津市から一〇月二一日付で回答をいただいた。それは具体性のあるものではなかったが、自治会からの要望提出に対して回答を得る、こうした道のあることを確認することが出来たのである。

一九九四年度の自治会総会では、一年間の準備期間を終えて本番に入ることが決定され、「蟻の内町保健福祉推進運動のすすめ(要綱)」と「高齢者をとりまく状況の把握と課題の作成」を発表した。

「要綱」は、すすめる目的から組織等についてまとめ、後者は、具体的に町内の高齢者の状態を把握した上で問題点を明らかにした。例えば、一人暮らしのDさんの庭木は手入れが出来ずに繁り放題であり援助がいる。と記したが、これは運動の一環としてNさん等の手で剪定がなされた。もっとも剪定をしないと毛虫の発生で道を通る人も困るといった事もあるわけであるが。

そして組織名は「部会」から「保健福祉推進委員会」とかえた。

この年の五月には「昔の蟻の内町を語る会」を開催して、高齢者の方々から喜ばれた。岳ビルか缶ジュース一本、少しのお菓子をつまんでの集会だったが、高齢者の話し合いは途切れることなく続いた。高齢者が主役の場となったのである。

これは、戦後五〇年を考えての企画であったが、戦後の食糧難や占領軍であったアメリカ兵の横暴等も語られた。そうした重い体験をされた高齢者の方々の苦労の上に、今日の蟻の内町があることを若い世代に伝えなければならぬ。地域の歴史の認識を広げることが、地域づくりの土台づくりでもあろう。

自治会にはいくつかの独自の重要な課題がある。特に大きなものは、プレハブ住宅の自治会館が老朽化して建て替えが必要なこと。自治会館とその土地が住民の共有財産であって、権利相続を合理的にすすめるため、「自治会の法人化」の道が近年開かれたが、これを実施することが二つ目である。

このうち「法人化」については、専門委員会を設け、私が世話人となつてすすめている。会館建て替えについては一九九六年度総会に専門委員会設置を提案して可決された。

ちなみに、自治会長はじめ役員は一年任期であり、私はこの年度末に自治会長を降りたが、一年間の活動報告と重要な申し送り事項は文書で報告した。そして今日では役員会とは別個に二つの専門委員会が新たに動きはじめたが、一人でも多くの住民が自治会の活動に係わることが大切であるし、また役員だけで動く、活動が過重になり、つい押しつけが出てくる。押しつけ型の自治会活動では民主主義は成熟せず、みんなの自治会にならないのである。

情報の共有のための「蟻の内タイムス」は今年度の自治会長も引き続きいで発行されている。保健福祉委員会は健康学習会を開催し、今は救命講習会を準備している。本誌が発行される頃には終了していると思うが、万一の時に備えて大津市消防署は成人市民の二〇％の人にこれを受けてもらう目標を立てている。私達はこれを積極的に受けとめ、町内に不幸な事態が発生したとしても、自力で少しでもくい止める力量を身につけようとしているのである。また、昨年Aさんから寄附のあった車椅子の試乗体験も計画にのほっている。

大津市では「人権を考える大津市民の集い」を、中学校区やブロック毎に年二回開催しているが、昨年度の学区集会では、蟻の内町の保健福祉活動の報告が求められて、保健福祉委員長のNさんが報告され、参加者の注目を浴びた。こうした単位自治会の活動は学区内では他に例がないようであるが、一自治会から小、中学校区への広がりが出ると、ネットワークとしてさまざまな団体や個人の力が発揮できて、活動力はもつ

地震、防災に関するアンケート調査

一九九五年一月一七日、不幸にして阪神、淡路大震災により未曾有の犠牲者が出た。町内では家によっては棚の物が落ちたりしたが、さしたる被害はなかった。

保健福祉委員会は二月一九日に会合をもって、高齢者向け「地震、防災に関するアンケート調査」を実施することとした。八項目の内容で二月二七日に実施。回収率は九六％であり、当日の様子がリアルに書かれ、同時に備えが不十分な状況も具体的に浮かめた。

この調査を元に、一九九五年度の自治会と保健福祉委員会の活動の主要な柱は、防災となった。

神戸へ救援にかけつけた、大津市消防署員の方の体験談を聞いたり、消火器の注文の取り次ぎ、消防訓練等でも三〇名ほどの方が集った。

ところで、一九九五年度は私が自治会長に選ばれたので、住民の情報の共有として、自治会広報紙の発行にふみきった。紙名は公募で「蟻の内タイムス」と決まり、九五年度の自治会運営方針を掲載したりして、計一三回、他に号外数回を年間に発行した。

このタイムス発行も住民にたいへん喜ばれた。特に新一年生の紹介や結婚などの小さい記事が好評であった。

行事は比較的大きなものにも取り組んだ。子どもと高齢者のふれあいを基本に、町内住民の親睦をはかることを目的に「ふれあい文化祭」を開催した。作品展や会食、子ども向け昔遊び等で、一〇〇人を越える参加者があったが、小さな自治会でもこうした行事を開催し成功させる力があることが確認できたのである。

学区自治連合会からのよびかけのあった「核廃絶をすすめる大津市民の会」からの要請による署名にも積極的にとり組み、二一七名(人口の九四％)、募金七〇〇〇円の成果をあげた。

と増大するであろう。

先に紹介した「高齢者の暮らしと希望調べ」等が出された、デイケアセンターや特別養護老人ホームを小学校区内に建ててほしい。防火貯水槽を町内の近くに設置してほしい、等という願いは容易に実現するものではないであろうが、「福祉の地域づくり」のロマンを掲げて、人びとの生きがい、やりがいを結集して、前向きに進めたい。着実にそれをすすめるために、さらに構想をたて、地域福祉計画と実現のための政策づくりの学習にも、とりかからねばならない。

ともかくこうした実践の課程で、個人と組織自体が成長発達し、民主主義を習得し、人権の花開く地域の形成をむかえることが出来るのである。

課題を把握し、みんなて話し合い、計画を具体化し、役割を分担して実践し、情報を共有する。ということと地域づくりの運動は前進する、と思われるのである。

体験を生かして

さて、冒頭の課題に立ちかえると「同和地区」においては、環境改善事業の実施にあたり、こうした地域づくりの運動の方法は、住民の要求をまとめるといった形等で大なり小なり体験しているのである。今後は人権と福祉の地域づくりとして、かつての体験を生かして住民の要求に基づく新たな目標をすえて、いわゆる「一般地区」と共同の運動をすすめる。これが自立と融合の仕上げのポイントとなるのではないだろうか。

(昭和会館勤務・民生委員児童委員)

福祉の地域づくり——自治会の実践

安達信男（大津市民生委員児童委員）

- | |
|----------------|
| 1 気がつけば超高齢地域 |
| 2 同和地区隣保館での経験 |
| 3 気がつき人間の第一歩から |
| 4 実践を重ねる |
| 5 民主的な実践 |
| 6 問題点と目指すもの |

1 気がつけば超高齢地域

3軒の商店の他は勤労世帯

独居高齢者 2 高齢者世帯 4 計62世帯

高齢化率20%以上

比叡山麓の住宅地

草の根民主主義（居住地民主主義）

自らの居住地において

住民が主体者として居住地の民主的管理の力量を高める。

そのための地域づくり運動

小さな単位自治会の実践が大切で

実践交流から学び合って

無数の実践が生まれることを期待

ささやかな実践を報告

2 同和地区隣保館での経験

97年4月 市立隣保館退職

ここでは12年前から地域づくり運動展開

昭和地域からの展望、広域地域づくり推進運動（スバル運動）

人づくり・仕事づくり・まちづくりの3本の柱

人権と教育、福祉の地域づくり

理念は地域住民が主権者として

主権者にふさわしい成長発達を獲得し、

真に民主的な草の根自治を根づかせる。

運動をすすめ、部落問題をほぼ解決した。

掲げた理念は、一同和地区だけのものではない

どこの地域でもあてはめられる

自らの地域ではじめるべき

民生委員の役割からも実践すべき

3 気がつき人間の第一歩から

1992（平4）年 自治会総会 福祉の地域づくり提案

「自治連合会からいつてきたのか」の質問あり。

単位自治会が主体者なのに逆転している。

自治連合会や行政が上部機関化して

下請機関として利用

単位自治会の活性化阻害

1992（平4）年 高齢者と子どものふれあい活動——初のもちつき

1993（平5）年1月 「高齢者のくらしと希望調べ」

65歳以上、49名対象 100%回収

3月 自治会内に保健福祉委員会を設置

5月 「老人保健福祉計画」学習会実施

7月 「高齢者の保健、福祉のためのアンケート調査」

全世帯主を含む60歳以上、115名対象

83・4%回収

二つの調査から

大津市老人保健福祉計画に係わる要望書、大津市へ提出

大津市から回答あり——こういう体験は大切

4 実践を重ねる

1994（平6）年 昔の蟻の内町を語る会—高齢者が主人公
戦後50年として企画
戦後の食糧難やアメリカ兵の横暴
地域の歴史の認識を広げること
地域づくりの土台固め

1995（平7）年2月 高齢者向け「地震・防災に関するアンケート調査」
96%回収

防災の不備を把握
消化器の注文の取りつぎ、消防訓練
消防署員の神戸救援の体験を聞く
大津市消防長から感謝状

その他、心臓マッサージ、人工呼吸の救命講習会2回実施
健康教室、ハイキング
来週25日に痴呆症問題の学習会
近く介護保険問題の学習会を考えている

5 民主的な実践

課題の把握—話し合い—計画を具体化—役割分担
実践—情報の共有
保健福祉だよりの発行
実施した行事内容も掲載

調査ではデイケアセンター、特別養護老人ホームを小学校区内に設置
防火貯水槽を町内の近くに設置
この要望は容易に実現しないが、
ロマンを掲げながら、人びとの生きがい、やりがいを結集すること。

そのため、地域福祉計画を立て、
その実現のための政策づくりを視野に入れ、
個人的に政策づくりの学習をはじめている。

6 問題点と目指すもの

中学校区の集会で実践報告
評価はあるが横の広がりはまだない。

問題点 高齢者向けの活動と誤って認識されている。
年数回の行事の参加者数、毎回10～30名程度
委員会での論議深まらず、世間話が多い。
財政不如意で講師は保健婦等自治体職員に頼っている。

克服は 活動の積み重ね、粘りがやがて力をつける。

会館改築にあたり、生活弱者への配慮が出ている。
他の民生委員の実践が出はじめている。

神戸の真野のような地域を目指して
震災4年目、改めて居住地民主主義の確立を見なおし
政府、財界の圧力に屈しない主権者としての住民に成長したい。

生活協同組合と福祉活動

1998年1月18日

生活協同組合コープしが

ボランティア事務局 中村 文昭

1. 生活協同組合コープしがの概要について

- ・1993年県下4生協（大津・湖南・東部・北部）合併
- ・組合員数 108,000人
- ・組織率 25.5% 滋賀県世帯数 421,330世帯
- ・供給高 235億円（共同購入201億 店舗34億円）
- ・組織運営 行政、地域への住民参加が重要となってきた現在、組合員の組織基盤を50市町村に置き、住民参加の活動を地域とともに進めています。
- ・福祉政策の理念

「人間らしく安心して暮らすことのできる地域社会づくりを」

<生協の福祉活動を紹介するにあたり生協の意義に立ち返って福祉活動の関連を考えることが重要です。>

2. 生協と福祉活動

①生協の意義

全ての人が同じ土俵、すなわち生活者の視点でお互いの生活をつくりあう（協同）ということ。一人一人の自発的な生活協同の組織への参加によって、組織を発展させ、一般でいう消費だけでなく全体的な生活そのものの安定と向上を図ることを目的としています。

②生協の歴史的な意義

戦後—「物が無い時代」物資供給を担う

高度成長期—「食の安全」を中心とした生活防衛の時代

現代—生活の不安定化が進行している時代 高齢化、消費税増税、経営破綻

③生協の性格

事業活動体（経済的目的）と社会運動体（社会的目的）の性格

すなわち生協が生活者「人」の組織であり、協同による自己表現の組織

利潤を追求する組織では、利潤が目的になるが、生協では、「生活」の要求実現が組織の目的となります。

④生協と地域

市民の皆さんの生活の場は、地域です。生協の共同購入のグループは、組合員同士のたすけあいの場として共同を实践し、お互いのくらしの情報等を交換し、高めあってきました。生協を中心として新しいコミュニティを地域で創造してきました。生協は、生活に密着した地域で、生活上の諸課題について、市民、組合員とともに共同の力で地域社会によりよいくらしを作り出す組織といえます。

⑤今日の福祉の問題点と生協の役割

社会構造改革に伴う今日の福祉の動向は、民間企業の参入が認められ、福祉の商品化や公的な制度でも受益者負担の考えが横行し、「持てるものと持たざるもの」との分断が起きています。生協は、地域における運動の接着剤としてネットワーク化を図ることが今後求められてきます。

3. コープしがの福祉活動

(1) くらしのたすけあいの会

組合員同士の相互家事援助活動

1990年発足

会員数226名（奉仕会員90名、援助会員27名、賛助会員109名）

活動地域 大津市管内

活動時間、会員とともに年々増加してきています。

(2) ボランティア活動

①阪神・淡路大震災以降組合員ボランティアによる仮設住宅等への友愛活動

仮設住宅被災者への友愛活動 月2回開催

滋賀県への招待活動（春・秋）

②阪神大震災被災児との交流会の開催

夏休みの思い出づくり（夏）希望ヶ丘運動公園

③県外被災者交流会の開催

神戸より避難してきている被災者の交流会の開催（年回4回）

④ふれあいサロンへの参加

瀬田地区での高齢者お食事会への参加（年間6回）

⑤共同作業所及び作業所施設へのボランティア活動

(3) ユニセフ活動の推進

①ハンドインハンドへの参加

②お年玉募金及びラオス指定募金

(4) たすけあい共済の取り組み

①組合員同士のたすけあい 加入者26,000人

(5) タクスでの福祉事業

①住宅メンテナンス

②葬祭の斡旋

③その他

4. コープしがの福祉政策

(1) 活動の基本

- ①組合員同士の助け合いをはじめとして、組合員誰もが参加できる「たすけあい」のシステムづくりの推進
- ②「受け身」の福祉から「参加する」福祉へ地域社会が変わるよう、他団体や行政と連携した地域福祉ネットワークの推進
- ③共同作業所や福祉施設との協同を深め、活動・事業・運動の分野での連携の推進
- ④共済など新規事業の開発の推進及び生協施設の福祉関連設備の充実

(2) 福祉推進分野の課題

- ①くらしたすけあいの会
組合員同士のたすけあい活動として、いっそう促進するとともに、全県下への広がり
の推進
学習会や福祉講座の開催やコーディネーターの養成
ふれあい食事会の推進
- ②ボランティア
仮設住宅友愛活動を通じさらに広げるとともに、学んだことを地域での高齢者を
対象とした「お食事会」等のボランティア活動や、共同作業所へのボランティア
活動についても、ボランティアの主体性を鑑み推進。
- ③ユニセフ活動
地域福祉活動の一環として地域と連携した活動の推進
- ④福祉事業
関連会社タクスの連携
葬祭（墓）事業や福祉介護機器の斡旋・供給
たすけあい共済の元受け取得の推進
個別配達制度の具体化

(3) 地域を基本としたまちづくりを地域行政の協議会や各種団体と推進していきま
す。

- ①福祉や環境等くらしをまもる観点から地域にねづいた自発的な活動を組合員と
ともに推進。
- ②地域での幅広い協同を通して人間尊重の社会づくり、町づくりの推進。

5. 最後に

福祉とは

「みんな幸せになること」

男性も女性も子どもも大人も老人もみんなが幸せになることです。

みんながしあわせになるということは、毎日の生活の中で幸せになることです。

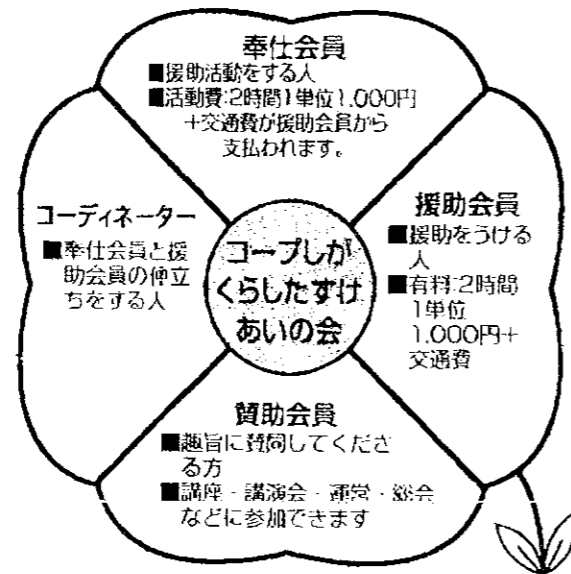
それは、一人では、絶対できません。協同することでしか出来ないということです。

コープしがの組合員なら、
どなたでも会員になれます。

「くらしたすけあい」の会員には、

- 奉仕会員(援助活動をする方)
- 援助会員(援助をうける方)——援助が必要になった時、お電話ください。
- 賛助会員(今は活動はできないが趣旨に賛同してくださる方)

の3つの参加のしかたがあります。
いずれの場合も、**年会費は1,000円**です。




あなたもたすけあいの輪の中に入ませんか！

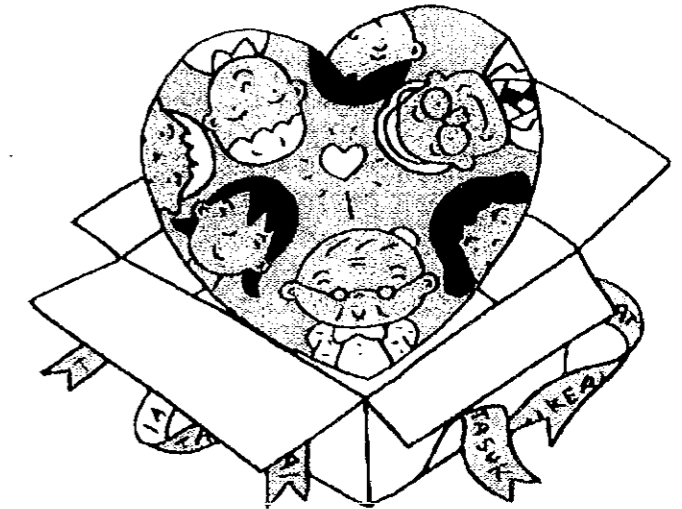
だれもが、住みなれたまちで安心して
くらししていくために。

コープしが くらしたすけあいの会



お申し込み・お問い合わせは
 **生活協同組合コープしが**
くらしたすけあいの会
 (事務局)大津市電ヶ丘1-1 生協会館内
 ☎ FAX 0775-21-1294

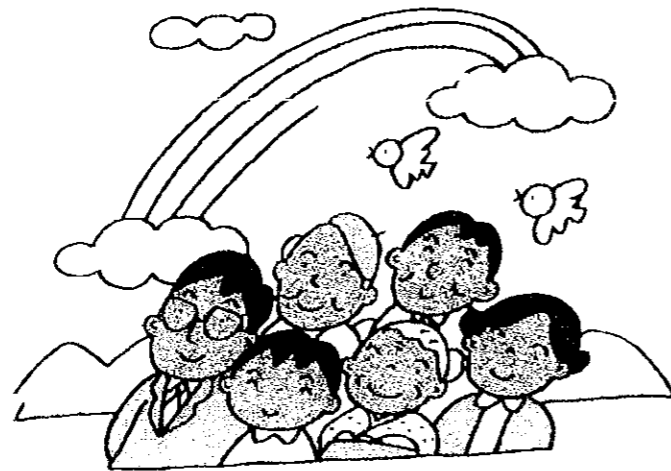
※受付は月曜～金曜の午前中(10時～12時)
 ※当面、援助活動は大津市を中心としています。



一人は万人のために
万人は一人のために

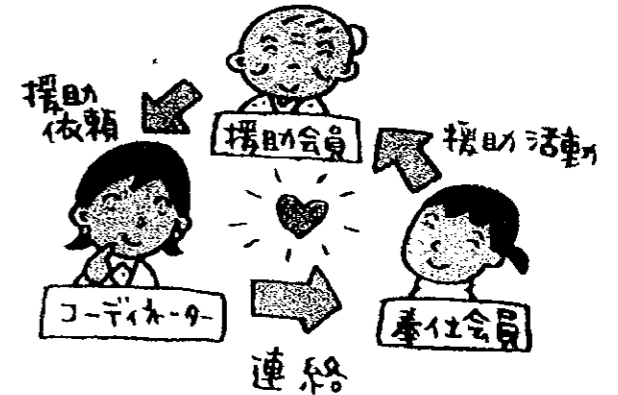
「コープしがくらしたすけあいの会」は、組合員が安心して くらせる地域づくりをめざします。

「住みなれたまち(地域)で、
安心してくらししていきたい…」
わたしたちは、みんな同じねがいをもちます。
でも、歳をとったり、からだが強くなったとき、
「だれかが手をかしてくれたら…」
そんな困ったことが、いつ、起こるかもわかりません。
そんなとき、
「一人は万人のために、万人は一人のために」
という生協のこころを思い出してください。
組合員どうしが、日常のくらしを支えあってゆけたら…
そんな気持ちで、この会がうまれました。
くらしを守る組合員だからこそ
だれでもできる「くらし(家事)」の援助を中心に、
人と人のふれあいを大切にしながら、
「くらしたすけあいの会」をすすめてゆきましょう。



「会」のしくみは

- 援助をうけたい方は、まず「会」にお電話ください。
- コーディネーターがうかがってくわしい話をきき、適切な奉仕会員さんに連絡します。
- 奉仕会員さんがうかがって援助活動をおこないます。
- 援助活動がおわったら、その場で直接活動費と交通費をお渡しください。



援助活動は、誰にでもできる内容です。

<p>食事づくり</p>	<p>洗濯</p>	<p>掃除</p>
<p>買物</p>	<p>お年寄りの話し相手</p>	<p>産前産後のお手伝い</p>

- 援助活動の内容は特別な資格や技術はいりません。家庭での家事援助です。
- 援助活動は有償です。お互いが気がねなく活動を続けるために、有償にしています。(2時間1単位1,000円+交通費)
- 援助をうける方は高齢の方、高齢者を抱える家族、産前産後の方や病気の方が対象です。

■このほか、楽しい催しや、学びあいの場も企画しています。

- お食事会(地域の60歳以上の方を招いて)
- 講座・研修会
- ニュースの発行など

地域住民とふれあい、学びあい、育ちあう高齢者福祉施設

—野洲町社協ふれまち事業を活用して—

悠紀の里（陶山まさ子）

野洲町の近江富士団地で実施している住民参加型福祉活動「ひまわりサロン」の取り組みについて報告します。

近江富士団地の人口は2500人、世帯数709戸。この地域の特徴として各家族化の進行、少子化現象、さらには要介護老人が他府県から転入するといったケースが急増しており、今後さらに高齢化の進行が予測できる地域である。現在65歳以上の高齢者は165名となっており、その内の約半数（52%）は昼間一人暮らし。地域に馴染めず、老人会にも参加できない孤独老人が増えている。

これらの現状を抱える近江富士団地で介護の問題が大きく浮上し、住民の側から「託老が必要！」との声を持ち上がった。これをキッカケに民生委員を中心とする地域住民が立ち上がり託老に向けての取り組みが開始された。この活動に当施設と保育園が加わり三者協働による地域福祉活動を展開。そして平成8年9月、同町内の保育園に於いて「ひまわりサロン」を設置するに至る。現在、定員割れとなっている園児の空き部屋を活用し、地域の老人約20名が園児との交流、昼食会、リクリエーション等を楽しみに参加されている。痴呆老人、要介護老人、虚弱老人を問わず誰もが気軽に集える“ふれあいの場”として定着しつつある。

1) 活動形態について

三者協働（ボランティア、保育園、施設）による福祉活動。
主としてボランティアを中心に活動を展開。

2) 活動のねらい

地域のニーズ・・・託老が必要
保育園の意図・・・老人とのふれあいを通して園児の情緒教育
施設の意図・・・地域にサービスの受け皿を作る
ふれまち事業を活用し住民の自主的な活動を側面から支援する→住民の自立支援

3) 活動の成果

- ・園児とのふれあいで痴呆老人の情緒が安定してきた。
- ・園児も自然体で老人とスキンシップが図れる等、他施設の園児と比較してその差は歴然としている。社会の歪みの中で情緒障害が問題視されている今日、この活動を通して情緒面の発達期待できる。
- ・地域の反応
運用資金確保（古紙回収）に協力的。
近隣のスーパーから食材の提供や値引きがある。
老人の急変時に備え、開業医の協力が得られる。
- ・ボランティアの意識変化
徘徊老人の安否確認等、見守り体制がとれてきた。

<問題点>

- ・利用者の送迎について
- ・送迎にからむ責任問題
- ・ボランティアの昼食代について
- ・運用資金について

3) 実践から学ぶ住民主体形成>

- ・活動を実施していく上に於いて幾つかの壁に突き当たる
↓
- ・壁をクリアする為の知恵と工夫
↓
- ・自らの知恵と工夫で解決できる問題とできない問題
↓
- ・解決できない問題＝地域福祉に目が向けられる
↓
- ・地域の問題を自分達の問題として捉える＝当事者意識
↓
- ・住民運動の発展＝住民の自立
↓
- ・福祉の発展＝誰もが安心できる福祉のまち
↓
- ・住民が地域を作る

「共に学び、育ちあう実践の場」として“ひまわりサロン”を位置づけ、この経験を他地域に広げていく

豊かな暮らしを共に歩む “気持ち相通う、きさくな暮らしをこいっしょに”

特別養護老人ホーム（悠紀の里）

悠紀の里では、利用される介護を要するお年寄りの人格を尊重し、人間らしい豊かな老後を保証する事を運営の基本方針とします。

また、地域社会との交流を深め、開放的で明るい施設であると共に、野洲町や関係機関との連携をはかり、高齢者や障害者をはじめ社会的弱者が住みやすいまちづくりに貢献できるよう努めます。

悠紀の里の目標

<暮らしを大切にします>

悠紀の里はコミュニティです。個人の暮らしと共同生活の良さを合わせもつ「あたりまえの生活」をめざします。春夏秋冬の行事や楽しい催しものへの参加。家族・友人・知人の訪問、外出・外泊・買物なども自由です。

<専門的な介護をします>

「ねたきり」老人、痴呆老人が楽しく安らかな生活ができるように職員の専門性を高めるとともに補助具、環境の改良により障害が重くても、できるだけ自立した生活ができるように努めます。そのために医療およびリハビリテーションの機能を充実します。

<ふれあいを大切にします>

サービスを利用される方だけでなく、地域の方、子どもたち、ボランティアの方たちとの出会いを大切にします。福祉の専門性を活かしながら人間味のある運営に努めます。

<家族、地域とともに>

ホームの主人公は利用されるお年寄りであり、家族であり、地域に人々です。安心してどんな人とも共生できる福祉の「まち」づくりに参加したいと思っています。

<福祉の学校>

ボランティア業務の受け入れ、ボランティアの養成、社会人体験学習、看護教育課程、介護実習課程、社会福祉課程の学生実習、ホームヘルパー現任実習など、福祉教育や生涯学習の実習施設としての役割をはたします。

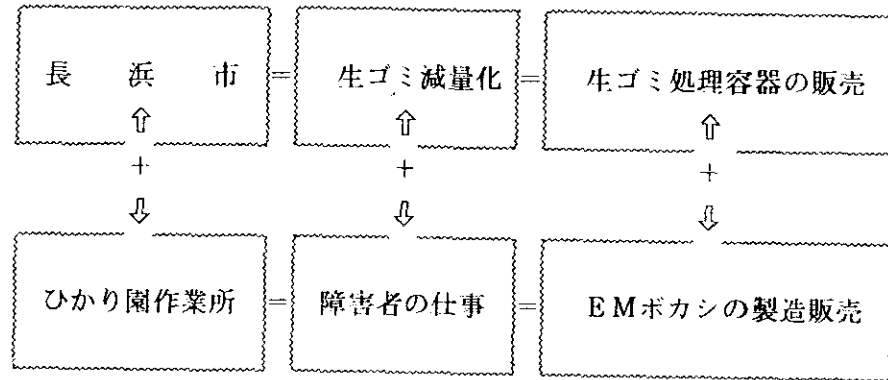
1998(H10)年1月18日(日)

於：大津 市民講座

「環境保全と福祉」 ～生ゴミ減量化と作業所の仕事おこし～

立岡 暁 (長浜市 ひかり園作業所)

1、長浜市(人口約56,000人)とひかり園作業所の共同事業の現状



●EM……Effective Micro organisms
(有用 微生物)

2、成果

- ① 地域社会との新しい接点(行政、婦人会、生協、消費者団体など)
- ② 障害者の仕事おこし
- ③ ゴミ減量化
- ④ 環境問題への意識向上

3、課題

- ① 手間暇がかかる
- ② 一過性になりやすい
- ③ 粘り強い啓発、意識改革が必要

「環境保全と福祉」 生ゴミ減量化と作業所の仕事おこし

長浜市生活環境課を訪問して(1998.1.8)

1、長浜市と作業所の共同事業の現状

①ボカシ事業を始めたころ

*ビデオ・共作速ニュース(No.174)参照

②現状

長浜市は現在も生ゴミの減量化ということで、機械処理によるモニター制度を行っている(今年度で終了予定)。

長浜市としては、ボカシによる生ゴミ処理について、特定のもののだけの宣伝、推奨することができないため現在、共同で取り組んでいることはない。但し、ボカシ用処理容器の補助制度は当面続ける予定であるとのこと。

2、成果

①地域社会との新しい接点(行政、婦人会、生協、消費者団体、個人など)

注)生協での販売は別の業者が入ったため終了している。

②障害者の仕事おこし

*ボカシ販売の実績表(但し、一袋300g入に換算した数)

1994(H6)年	8440個
1995(H7)年	8662個
1996(H8)年	8246個

*1995年のみ生協にて販売を行っているがその販売数は除く

*1995年より、滋賀県共同作業所連合会の商品として滋賀県全域にて販売を開始

③ゴミ減量化

★長浜市の生ゴミ処理容器購入補助

平成3年から開始。平成8年までに1959件の申請を受付、補助をおこなっている。この数は全世帯数の約1割に当たる。申請を行っていない人もあると思われるので実際にはもう少し処理容器は普及しているだろうとのこと。このうち、約1300件がボカシによる処理容器を購入している。

傾向としては、平成6年ころまではボカシによる生ゴミ処理容器、コンポストが主流だったが、以後機械処理による生ゴミ処理機が主流になっている。

★ゴミの減量

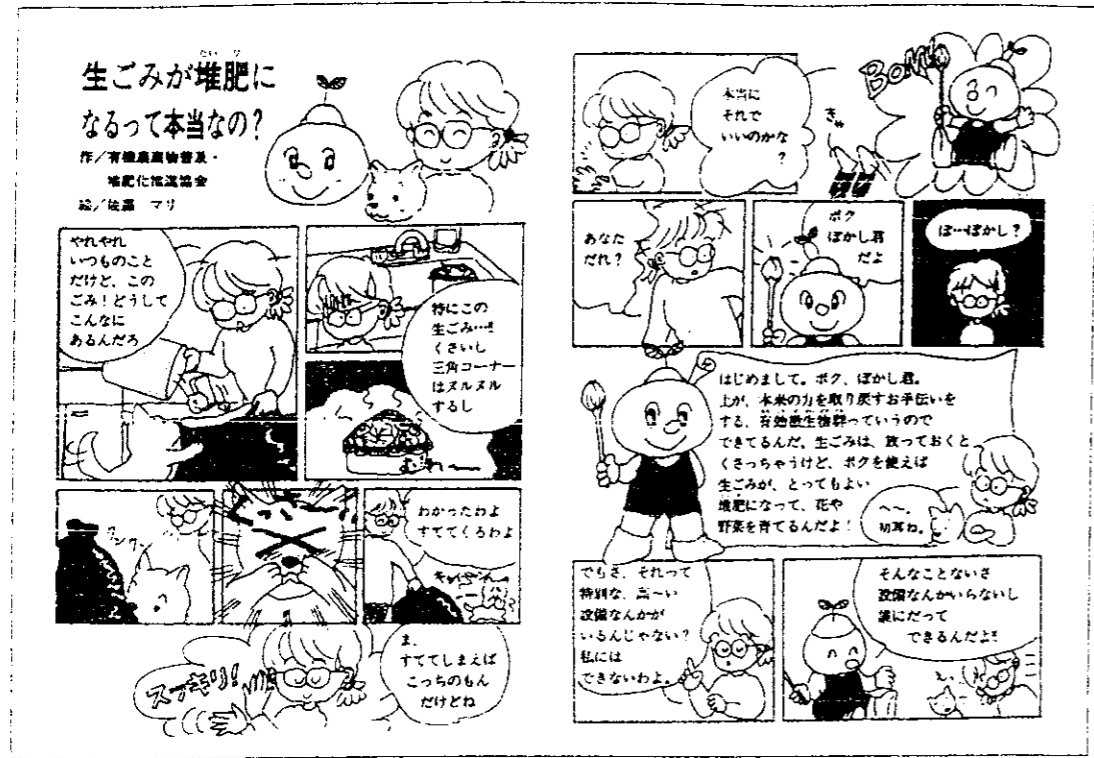
ゴミは減っていない。しかし、増えてもいない。人口の増加等も考えるとこれまでの生ゴミ減量化の取組みによって増加が抑えられていると考えられる。

④環境問題への意識向上

処理容器の補助の上限を15000円から25000円に引上げ、広報などで市民に知らせ、ゴミの減量化を奨励している。

また、エコハウスでゴミの減量に関する展示を行ったり、そこを拠点に消費生活グループが牛乳パックを回収するなど活動を行っている。

3、課題



有機農産物普及・堆肥化推進協会刊「生ごみリサイクルのすすめ」より

生ごみを良質な堆肥(肥料)に変身させる

ボカシとは、生ごみを発酵させて堆肥にするための材料のことです。ボカシは、EM菌(有効微生物群)を薄めた液を、米ぬか、糖蜜などと混ぜ合わせ、発酵・乾燥させたものです。

生ごみは、そのまま放置すれば腐ってしまい、たいへんくさい臭いがします。この悪臭は、腐敗菌が繁殖した臭いなのです。しかしボカシを使って生ごみを処理すると、悪臭を放つこともありません。これは嫌気発酵といって、ボカシに入っているEM菌の力で発酵させており、お酒や醤油味噌をつくる時と同じ原理です。

こうしてボカシによって発酵させた生ごみは、土にとって必要な微生物をたくさん含んだ良質な堆肥にすることができます。このできあがった生ごみ堆肥を畑の肥料として使うと、テリや日もちのいい野菜ができます。プラントマトがぶどうのふさのようにできたという実話もあります(筆者の家庭で体験)。

(生ごみリサイクルのすすめ)有機農産物普及・堆肥化推進協会発行を参照)

「生ごみ処理容器」
これらの容器に生ごみとボカシを入れておく

これが「ボカシ」

「地球を守る」大仕事に わたしたちも一役

特集

環境保全とドッキング した新しい仕事を発見

今、環境保全をすすめる市民運動のあいだで、「ボカシ」がブームを巻き起している。今や全国の自治体は、ごみ焼却炉も埋立地もパンク状態、戦後第二のごみ戦争時代といわれている。自治体もごみの減量化と再利用に方向転換せざるを得ないなか、家庭の生ごみの減量化と堆肥化をすすめる方法として、各地でボカシの活用がひろがっている。

一方、このボカシをオリジナル製品としてとりくむ共同作業所も急速に増えており、作業所関係者が悲鳴をあげるほどの売上を伸ばしている。

今回の特集は、「環境保全と障害者福祉のドッキング」という視点から、爆発的に伸びているこのボカシの秘訣を探り、実際に製造にとりくんでいる滋賀県と長野県の加盟作業所にスポットをあてることにした。

たちまち10000袋を販売

社会的意義、地域性、リビート性のある商品

滋賀県長浜市でこのボカシづくりにとりくんでいるのは、今春新築移転したばかり園作業所(認可施設)。四月の施設オープン時に試作品をつくり、本格的な製品化を実現したのはこの六月である。ところが、八月の段階では月産20000袋(一袋300グラム入り、100円)を販売するまでに急成長をとげた。それも、見ず知らずの市民がわざわざ作業所まで買いに来るといふ。オリジナル製品をもって地域で売り歩く、あるいは地域のお祭など

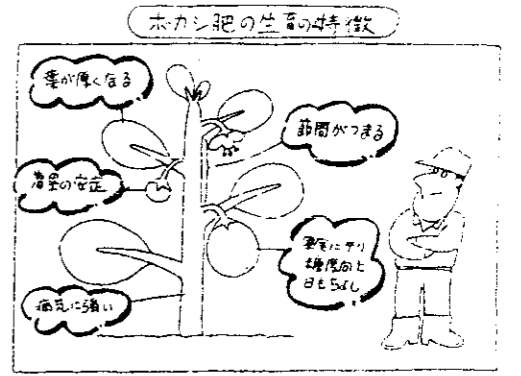
に出向いて販売するという共同作業所の自主製品販売のコンセプトを覆す現象がおきている。

その秘訣は何か。まず第一に環境を守るといふ社会的意義をもっていること。これは長浜市の環境施策とも連動するのだが、増大する生ごみの減量化を家庭でとりくめるという点で主婦ニーズにマッチしている点である。

第二には、ボカシの特性から、原材料を地域で仕入れ、製品を地域に還元することが望ましい点である。つまり大量生産・大量消費・大量廃棄というシステムが馴染まない、あるいは地域の市民運動と連携して「口コミ」で販売網がひろがる地域密着型という点。そして第三には、製品そのものが消費性を伴う「生き物」(微生物)であるため買いだめができない、なくなればまた消費者が買いに来るといふリビート性をもっている点である。これらのコンセプトは、ここ数年オリジナル製品として急激に伸びている「天然酵母パン」や「よもぎ入浴剤」と共通する点がある。

自閉性の障害をもつ人たちが楽しんで働ける

共同作業所のオリジナル製品の開発は、作業所の規模や制度上の限界性など製品以外の条件に制約され、とくに障害への配慮という課題は最も大きい。では、このボカシづくりにはどんな人たちが参加しているのだろうか。ひかり園作業所の作業種目は、縫製、下請



農山漁村文化協会刊
「ボカシ肥のつくり方(後編)」より

クッキーづくり、ボカシの四つがあり、なかでも自閉的な傾向をもった重度の人たる六人がボカシ作業に参加している。

「この班の人たちは、コミュニケーションがとりにくい、あるいは、作業にむずびつきにくい人たちです。以前は下請作業の班に所属していたんですが、なかなか参加できませんでした。ところがこのボカシの作業では、自発的に作業に参加したり、時には全員で作業ラインを組めるようになってきました」と、職員の高橋さんは評価している。

ボカシは比較的簡単にできる。EM菌と糖蜜の調合液と粉がら、米ぬかを混ぜ合わせ、後は発酵・乾燥させ袋詰めするだけである。では実際の作業のようすを高橋さんに聞いてみた。

動と行政が連携して環境保全を推進していけたらと考えています。ボカシの普及を通じて、ひかり園作業所がその一つのセンター的役割を發揮してもいえればと期待しています」

市民運動のひろがるなかで

県下一〇ヶ所の共同作業所でボカシを製造し、うれしい悲鳴をあげているところがある。長野県である。

最初に手がけたのは、駒ヶ根市の伊南桜木園。市民からボカシをつくってほしいという要望があり、九三年六月に製造開始。その後、飯田市のいずみの家、明科町のふきぼの家、松本市のこもれび共同作業所、大町市のひまわりの家に波及。九四年二月には、長野県共作連で「ボカシづくりの講習会」を開催し、新たに長野市のワークハウスちきり、須坂市のぶどうの家が開始し、未加盟作業所でもとりくむところが生まれ、たちまち約一〇ヶ所の作業所にひろがった。

長野県の特徴としては、消費者の会や婦人団体、環境浄化をすすめる会などの市民運動のひろがりと同時に、各地の作業所へひろがったという点である。マスコミにもとりあげられ、松本市のこもれび共同作業所は、九月の作業所訪問者が一〇〇人を超えてしまった。

また、長野県下で「環境浄化をすすめる会・信州」が結成され、長野共作連との連携を強め「福祉と環境のタイアップ」として注目

「単純な工程で、精密さが問われる作業にはありませんから、重度の人たちに馴染みやすい作業といえます。ただし、注文が混んでくると職員が忙しくなってしまうのも現状です」

「攪拌(かくはん)作業が良好であれば、あとは発酵と乾燥の段階に良いボカシをつくる秘訣がある。つまり製品の品質を決めるポイントとは、作業能力ではなく発酵の具合にある。まさに、共同作業所の仕事にはうってつけといえる。」

長浜市の環境保全施策と「ボカシ」づくり

実はこのボカシ作業は、長浜市の市民福祉部からの提案がきっかけだった。この市民福祉部には、障害者福祉担当課と生活環境課があり、障害者福祉とごみ問題の双方を担当しており、独自の環境保全施策の展開と深く結びついている。このボカシ作業の導入の問題意識と行政からの期待について、発案者である市民福祉部の三國部長にお話をうかがった。

「現在この地域のごみ処理は、一市九町で事務組合をつくり、ごみ焼却場をもって、場所がすでに二十数年を経ており、量的にも新築移転が検討課題に上っていました。また可燃ごみのなかで生ごみはたいへん大きなウェイトを占めています。そうした点から、家庭ごみの減量化を促進するために、『生ごみ減量化容器購入補助金制度』をつくりました。これは生ごみ処理容器を購入した市民に

を集めている。

工賃も倍増 / 作業所では困惑

長野県も滋賀県のひかり園作業所と同様に、売上の伸びがすごい。表一にみられるように、四月から八月の売上は急上昇。ワークハウスちきりやいずみの家では、攪拌作業の効率を上げるために、ミキサー(コンクリートの攪拌機等)を購入し、生産を伸ばしている。

もちろん工賃も急上昇。ふきぼの家では工賃を倍増させ、なおかつ授産会計にアールもしている。こもれび共同作業所では、月額工賃は一・五倍、ボーナスも二万円を支給したそうだ。

その要因は、ボカシの利益率が極めて高いことにある。粉がらも米ぬかも農協や地域から仕入れるため、原材料費が安く、設備投資もほとんどない。豊野町では、施設でつくったボカシを町がすべて買い上げ、町民に販売をしているという。

「地方だから売れるんだよ」と悲観してはならない。東京の東都生協では、毎月三千袋を供給しているというから、都市部でも充分販売できる。

まして二三区の家庭ごみの有料化は砂読み状態に入っている



機械でヌカとモミをまぜる(いずみの家)

月	こもれび共同作業所	ひまわりの家	ふきぼの家	いずみの家
4	450	563		263
5	1,100	597		270
6	1,300	1,006	月産平均 550	553
7	1,850	655		1,848
8	1,400	1,787		1,767

(単位:袋)

表1 長野県共作連加盟作業所のボカシ月別売上実績表

どうなるボカシ これからのゆくえ

こもれび共同作業所職員の諏訪さんは動揺を隠さない表情でこう述べている。

「とりくみはじめた当初の動機は、この事業を通じて作業所の問題を市民にアピールできればいいかなという程度だったんです。ところが問い合わせはどんどん増えるし、飛ぶように売れてしまってます。また、これは一種のブームで終わるかなとも動揺はあったんですが、顧客が定着し、新規にもひろがっていく



長浜市市民福祉部 部長 三國昌弘氏

対して、購入価格の二分の一を補助するといふものです(上限二万五千円)。価格的には九万八千円のものから五千円まで幅はあります。すでに約一五〇〇世帯に補助金を交付していますが、価格が安価なものは、わざわざ申請してきませんので、補助交付を含めた処理容器の普及世帯数は二千世帯ぐらい、約一割位の市民が家庭ごみの減量化にとりくんでいることになりました。

このごみ処理容器のなかで、EMボカシを使用する容器があり、そのメーカーから「EMボカシをつくるころはないか」という相談がありました。実際このEMボカシの発祥の地である可児市(岐阜県)にも視察に行っており、これだったら作業所でもできるのではないかと、ひかり園作業所に提案しました。

現在、エコビアびわこという市民団体をつくって環境保全についての市民運動がすすめられていきます。ひかり園作業所も参加し、私も会員になっていますが、こうした市民の活

という事業になっています。問題点としては、あまりにも反響が大きすぎて作業所の体制ではお手上げ状態。利用者もそっちのけという事態もうみだしかねない点でしょうか。

今後の課題としては、EM菌以外の微生物の検討や品質の改良のための研究も必要になるのではないのでしょうか。さらに事業の定着化をすすめるための行政を含めたシステム化など検討すべきこともいっぱいあります。

しかし、大手企業の流通に馴染まない点からみても、当面共同作業所の仕事として発展する要素は十分あると思います。また作業そのものが、共同作業所の仕事としてたいへん適しているわけですから、その点を発展させていくことを基本にすえて事業をすすめていきたいと考えています。

あなたの町にも、ボカシづくりで環境保全と障害者福祉のネットワークをひろげてください。

《ボカシづくりを考えている方に紹介したい本》

- 『ボカシ肥のつくり方使い方』 農山漁村文化協会刊 (〇三二五八五―一四一)
 - 『さまざまな種類の微生物を活用したボカシを紹介』 さまざまな種類の微生物を活用したボカシを紹介。 (〇三二五四―一三七三五)
 - 『生ごみリサイクルのすすめ』 有機農産物普及・堆肥化推進協会刊 (〇三二五四―一三七三五)
- ボカシ肥の活用を市民運動の視点から紹介。

ごみ減量化・リサイクルが自滅を防ぐ

節水型洗濯機や廃油石けん製造器の開発・販売をすすめる株式会社エコテック(ワーカーズコレクティブ)。来年には、新製品として家庭用生ごみ処理容器「エコセトル」を発売する。この容器は、堆肥化だけではなく、生ごみを水に変えて減量化するという。もちろんボカシを使用する。そこで、同社の代表取締役の都筑さんに「生ごみ減量化」に企業として挑戦することの意味とボカシへの期待と将来性についてお話を聞きました。

環境保全に対する企業戦略

多くの企業が環境保全を市場として参入しています。現に生ごみ処理容器についても大手メーカーがさまざまな容器を開発・販売しています。企業が参入する理由はニーズがあり利潤が見込めるからです。なぜこのニーズが拡大しているかというと、ごみの有料化が拡大してきているからです。つまり行政の大型焼却場によるごみ処理が破綻したのです。今日、多くの自治体では焼却によるプラントを、再資源化と減量化へ変更せざるを得ない状況にきています。自滅への道を歩むか再生への道かの選択が迫られているといえます。そこに大企業が営業メリットを感じ「ごみ問題」という市場に群がってきているのです。

EMボカシのつくり方

材 料	
① 粉がら	8 l
② 米ぬか	8 l
③ EM菌	10 cc
④ 糖 蜜	20 cc
⑤ 水	1 l

この材料で、ボカシが約8~9袋(300g入り)ができます



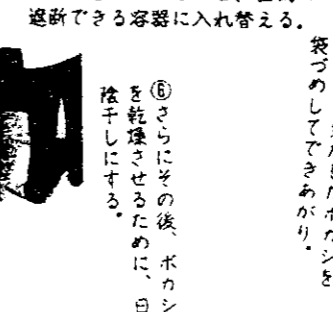
① EM菌、糖蜜を容器に入れ水を加えてよく混ぜ、調合液をつくる。



② 粉がらを攪拌(かくはん)する容器に入れ、①の調合液を加えてよくかき混ぜる。粉がらにまんべんなく調合液をまぜるのがコツ。



③ 粉がらと調合液がよく混ぜたところで、米ぬかを入れてよく混ぜる。



④ 混ぜ合わせたものを、空気の遮断できる容器に入れ替える。



⑤ 最後に完成したボカシを袋づつしてできあがり。

5. 常温の屋内で、7~10日前ほどかけて発酵させる。

家庭ごみの減量化は地球を救うのか?

今回開発したごみ処理容器は、都市型のごみ処理・リサイクルという発想でつくりました。将来的には、農産物の産直に対する生ごみ堆肥の逆産直が実現できないかと考えています。ただし、自治体を含めてシステム化されていませんから、各家庭で個別に生ごみを堆肥化することはできませんが、それを農家に返すルートをつくるにはまだまだ程遠い状態です。

ボカシの将来性は?

ボカシを活用した生ごみの堆肥化は、市民運動として全国にひろがってきています。これに伴ってシステムづくりの必要性が必ず出てくると思います。ただし現状では、生ごみ堆肥の逆産直は、なかなか難しい問題です。有機農法にもいろいろあるように、不特定多数の家庭で有効微生物群のボカシを活用してつくった堆肥がすべての有機農

法にただちに結び付くというものではありません。ボカシでつくった堆肥の品質や信頼性が確保されなければ、農業と連動したシステム化というのは難しいでしょう。

しかし、化学肥料が大量に使われて土壌が砂漠化したり塩害が起こったりしている現状は必ず改善されなければなりません。有効微生物を活用して土壌を生き返らせるという方向が必要なのは確かです。ごみの減量化という点でもたいへん効果があることは事実ですから、ボカシの有効性はますますひろがっていきます。

現在、エコセトルのモニターをとっています。それには作業所でもつくってもらったボカシを使用していますが、改良点等についての意見も寄せられています。これからボカシをつくりたいと考えている共同作業所がありましたら、私どもも技術指導なり、製品のチェック等お手伝いができると思います。

〈連絡先〉株式会社エコテック(担当:外谷)

横浜市港北区篠原町三〇一四一 加祥ビル五階
TEL 〇四五―四三三―一九〇〇
FAX 〇四五―四三三―一八〇九六



株式会社エコテック 代表取締役 都筑 蓮氏

●EMボカシのつくり方

材料と混ぜ合わせる割合は次のようになって
います。なお、表のなかで「希釈」とあるのは、
水などで薄めることをいいます。

また表にあるEM一号とは、乳酸菌や光合成
細菌、酵母菌などの微生物の集合体で、濃い茶
色をした液体です。

(1)米ヌカのほか稲ワラ、モミガラ、粉炭、セ
オライトなどの材料を加えてもいいでしょう。
安価で入手しやすい新鮮な有機物であれば、材
料として用いてもかまいません。これらの有機

材料	容積比・希釈倍率	例
①米ヌカ	一〇〇	一〇〇ℓ
②EM一号	へ二〇〇倍希釈	二〇〇cc
③糖蜜	へ二〇〇倍希釈	二〇〇cc
④水		一〇〇ℓ

材料の乾燥状態や混合比率の割合によ
り水分量が違うが、一〇〇ℓの材料に
約一〇ℓ前後の水が必要となる

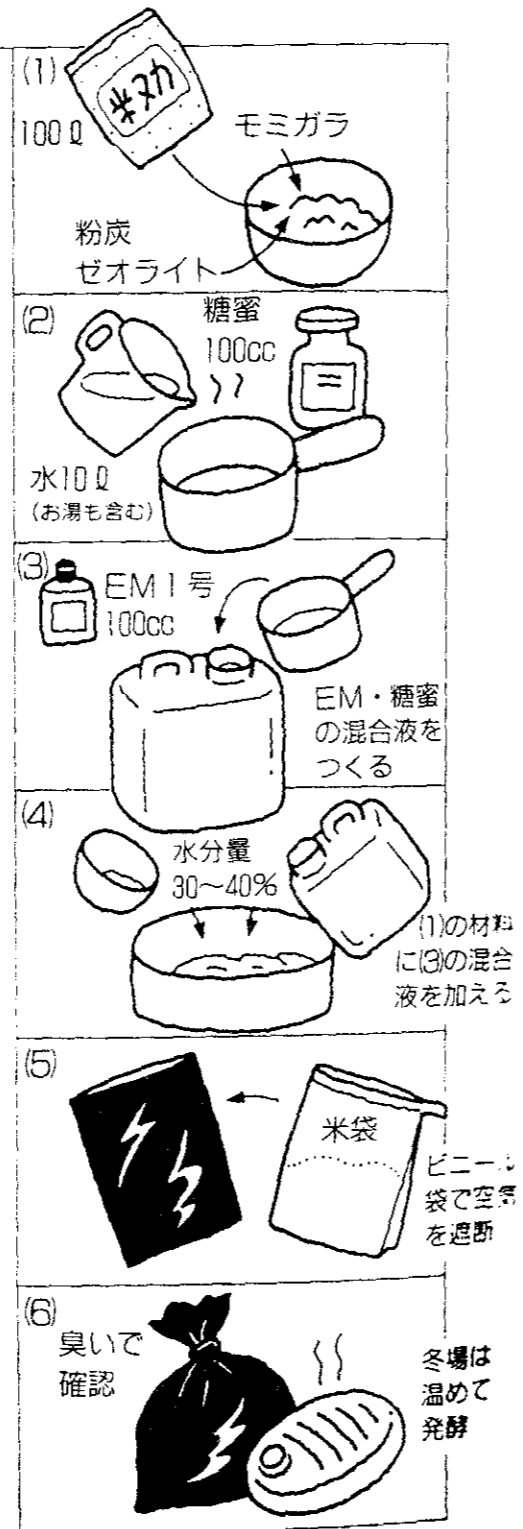
(3)できた糖蜜液
にEM一〇〇ccを
加え、EM・糖蜜
混合液にします。

(4)その液に(1)の
よく混ぜ合わせた
材料を少しずつ加

物は微生物のエサ・養分の供給源となります。
米ヌカには一〇〜一五%の水分がすでに含ま
れているので、この点をお忘れなく。

(2)糖蜜(蔗糖をとった残りの黒い糖液)を少
量のお湯で溶かしたあと、水を加えて一〇〇倍
に薄めます。糖蜜は水では溶けにくいので、か
ならずお湯を使いますが、お湯の量は水として
計算します。例では水一〇ℓに対して糖蜜は一
〇〇ccです。

なお、糖蜜のかわりに黒砂糖や蜂蜜を使って
もかまいません(糖蜜に比べて高くなりますが
……)。

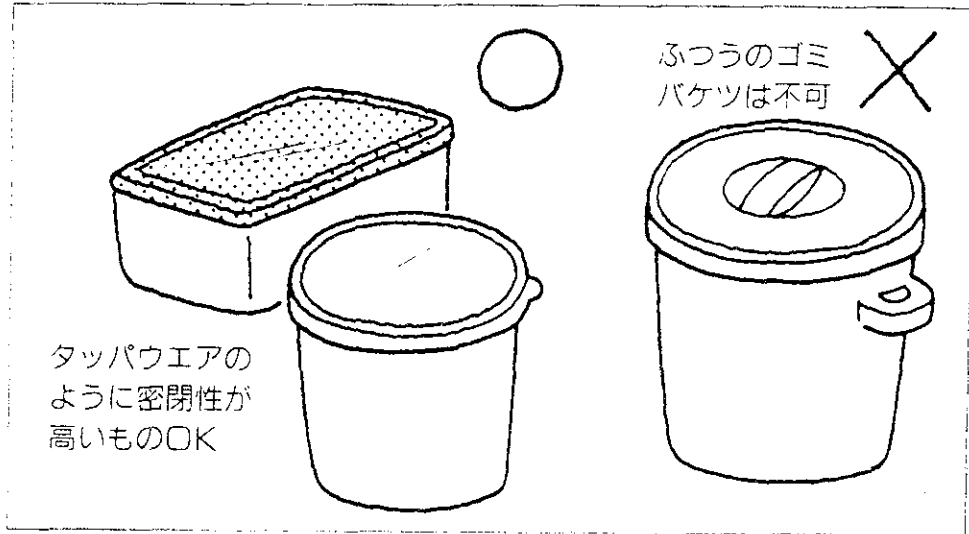


えながら、水分もよく加えてかき混ぜます。こ
のときの水分量は全体の三〇〜四〇%にします。
混ぜ合わせた材料を手でにぎってみてダンゴの
ようにならず、さわると壊れるぐらいの状態が
目安です。

(5)できあがったものを紙製の米袋など厚手の
袋に入れ、さらに黒いビニール袋に入れて口を
しっかりと閉め、二重に密閉します。厚手の紙
袋は水分調整のため、黒いビニール袋は空気を

遮断して嫌気状態をつくるためです。この条件
をつくれるものならば、米袋やビニール袋でな
くてもいいでしょう。

(6)この状態で発酵させるわけですが、その期
間は夏場で三〜四日、冬場は七〜八日で完成と
なります。冬場は気温が低いので、湯たんぽの
ようにポリ容器などに五〇度Cのお湯を入れ、
EMボカシを温めて発酵をうながします。でき
あがりのよしあしは、甘酸っぱい発酵臭が*



●バケツは密閉できるものであること

バケツといっても、単にフタがついていればいいというわけではありません。よく拭き掃除に使うプラスチック製のもので、ただ帽子を頭にかぶせるようにフタが上にのっけていて、手でもって簡単に取り外せるというのはダメなのです。タッパウエアのようにきちんと外部の空気を遮断できなければいけないのです。

これが一つのポイントです。

なぜならば、EMが生ゴミを発酵させて有機肥料にするためには、最初に酸素が嫌いな嫌気性微生物が働きやすい状態を確保しておく必要があります。密閉バケツを使いますと、いわば人間にとって不快な臭いを発生させることもありませんし、室内に置くことも可能です。生ゴミや変質した食品には、すでに多くの有害菌がついています。これらの菌は密閉状態ではEM菌よりも繁殖が

ここで、奥村さんは「EMボカシあえ」という言葉を使っていますが、EMを利用したボカシを生ゴミにあえたものという意味くらいに使っており、たとえばゴマであえたものを「ゴマあえ」というようなものです。

では、そのボカシあえをつくるのに、まず使用するバケツはどのようなものかいいのでしょうか。

* ればOK。ただ酸っぱいだけの腐敗臭であれば失敗となります。あくまでも目安は臭いです。

・(7)完成後できるだけ早いうちに使用するのが望ましいが、保存する場合は乾燥させて(天日でも可)ビニール袋に入れて密封しますと、一年以上経っても効果があります。

* * *

EMは、使用目的により一号から五号まであり、それぞれ性質に特徴があります。一号は放線菌が主体で果実類の実のつき具合が安定し、二号は光合成細菌が主で作物のビタミンCやEが数倍多くなり、スイカやメロンの糖度が増し


ます。四号は乳酸菌と酵母菌が中心で、養豚場などの悪臭の強いところに散布すると劇的な消臭効果を発揮します。五号は作物の病害虫の発生を抑えます。これらはプロ用、専業農家用といえますが、開発された順番からいうと二号、三号、四号ときて最後に一号と五号ができあがりました。

EM一号は二〜四号の混合液となっております。家庭で「ボカシあえ」に使用するもの、万能型といえましょう。

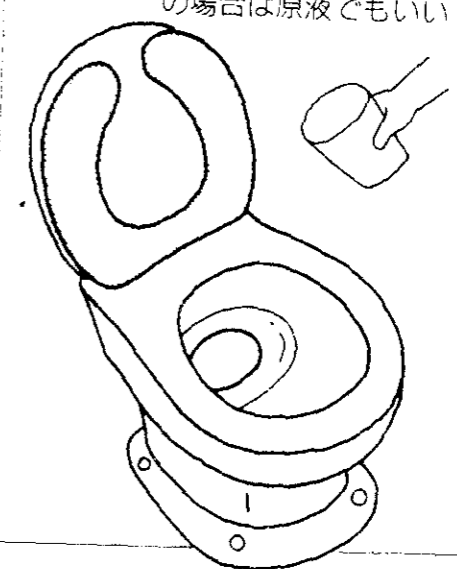
本書でEMとかEM原液という場合は、すべて一号を指します。

液肥の利用の仕方

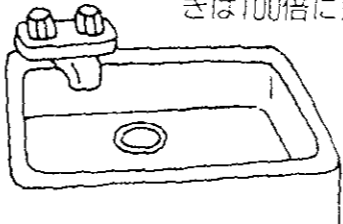
家庭菜園やプランターに使用するときには300～500倍に薄める



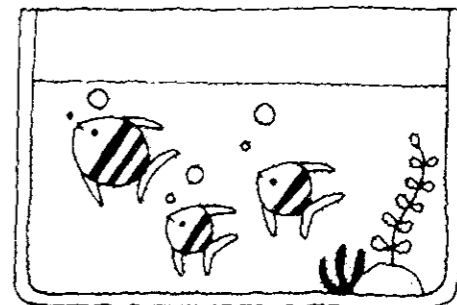
水洗式トイレは100倍に薄める。くみ取り式の場合は原液でもいい




排水パイプに流すときは100倍に薄める



庭の池や水槽に入れるときは5000倍に薄める（2か月に1回ほど）



1～2週間に1回ほど



希釈倍率	100倍	500倍	1000倍	2000倍	5000倍
水1ℓに対して	10ml (cc)	2ml (cc)	1ml (cc)	0.5ml (cc)	0.2ml (cc)

り、汚染源は工場排水、畜産廃棄物と生活排水（家庭排水）の三つです。手賀沼にはヘドロがいつばいたまり、悪臭を発しています。もともと沼にはそこに生えている水性植物、フランクトンなどが汚れた水を浄化する役割をはたしてきました。しかし、たび重なる水の流入でその生態系がくずれてしまったのです。EMは、このような環境を汚す生活から、環境をきれいにする生活にスイッチする力があります。

環境も浄化する「液肥」の幅広い利用方法

手賀沼に限らず、日本全国には水質汚染が深刻な河川、沼や湖が数多くあります。工場排水や畜産廃棄物を含めて、いずれも私たちが自身の生活のために水質汚染を招いてしまったものばかりなのです。

ヘドロはいくら片づけなくても、水面に繁茂するアオコをすくっても、またホテイ草などの水草を植えるなど従来の方法ではなかなか解決しません。それは、いままで国や地方自治体が行ってきた成果がかんばしいものでなかったことが如実に証明しています。やはり水質汚染源をカットするしか根本的な解決策はありません。この汚染源を浄化源にする一つ

おうみ
淡海障害者プラン

—ノーマライゼーション6か年計画—



平成9年6月

滋 賀 県

淡海障害者プラン数値目標設定事項

整備目標を設定する事項	既設置数(8年度末)	9～14年度整備量	14年度末整備量
ボランティア活動推進校	262校	135校	397校
生徒のワークキャンプ事業	795人	1,505人	2,300人
主要道路の幅の広い歩道	259km	149km	408km
難病ホームヘルパー	—	40人	40人
難病ショートステイ	—	150人分	150人分
更生施設からグループホームや地域生活へ移行する障害者数			年間31人
福祉圏サービス調整会議	1か所	6か所	7か所
理学療法士、作業療法士の養成	180人	125人	305人
手話通訳設置福祉行政機関 (注3)	8か所	7か所	15か所
障害者就労支援事業所協会	1か所	6か所	7か所
重度障害者多数雇用事業所	3か所	2か所	5か所

(注1) 市町村障害者社会参加促進事業については、各市および概ね人口5万人を単位とする地域において事業の実施を促進することとしているが、平成14年度末整備量は上記の数値を目標とする。

(注2) 精神障害者生活支援事業については、福祉圏ごとを基本に整備することとしているが、平成14年度末整備量は上記の数値を目標とする。

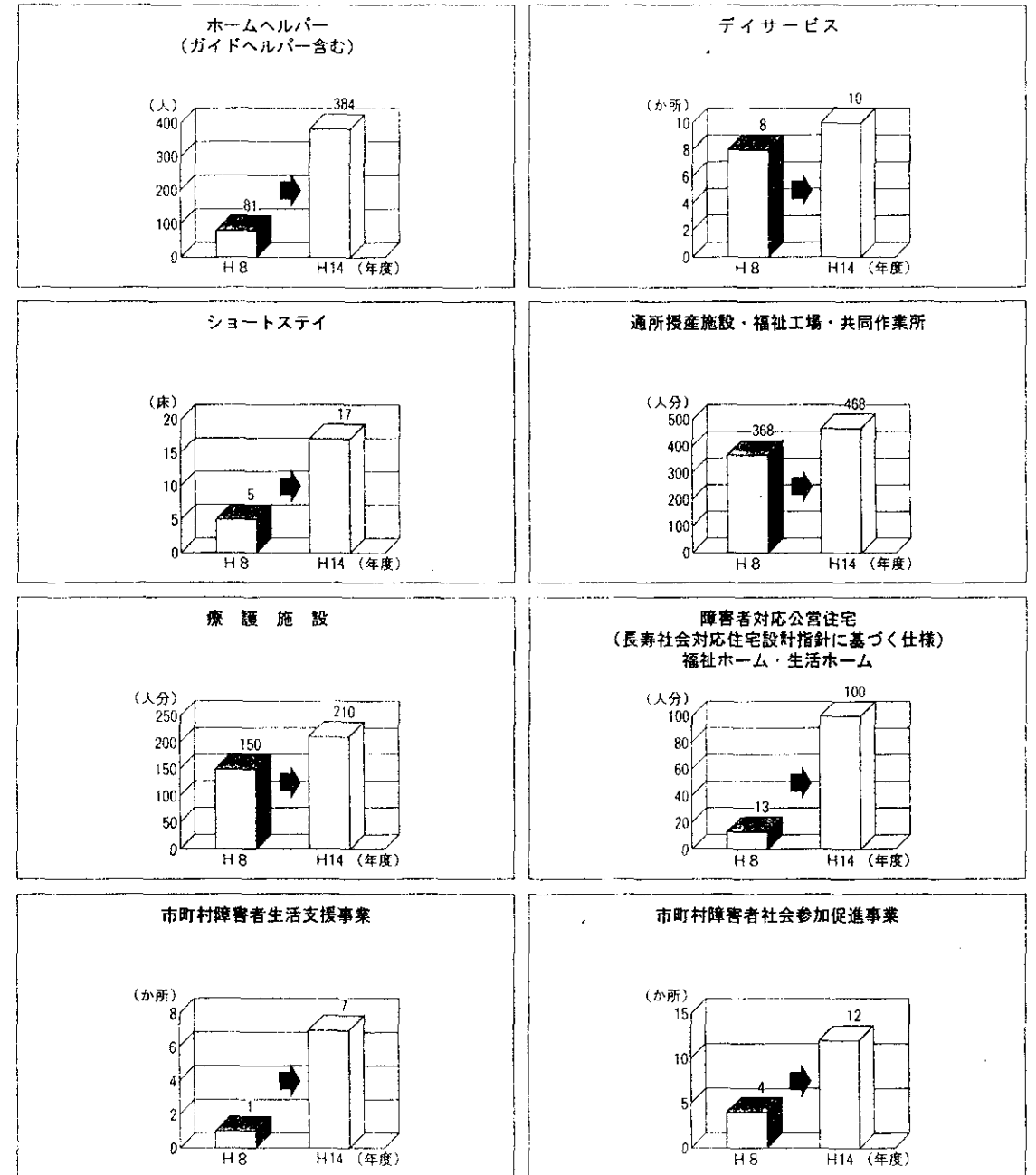
(注3) 福祉関係行政機関における手話通訳者については、各市および概ね人口5万人を単位とする地域において配置を促進することとしているが、手話通訳設置福祉行政機関の平成14年度末整備量は上記の数値を目標とする。

淡海障害者プラン数値目標設定事項

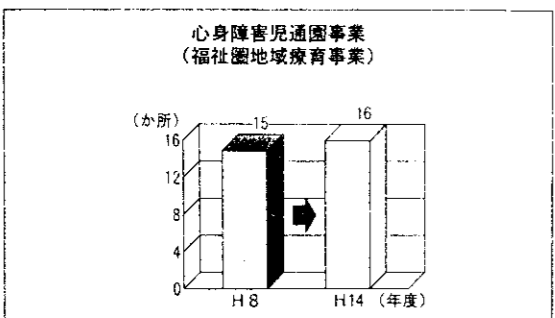
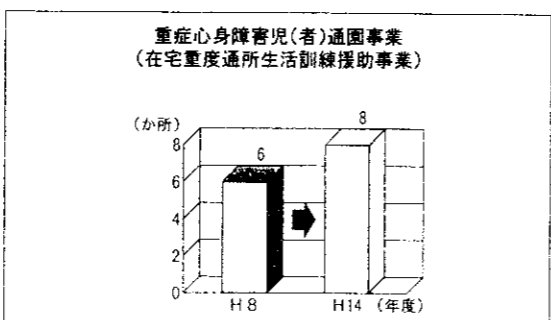
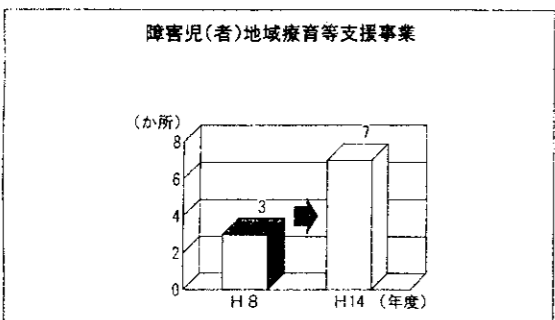
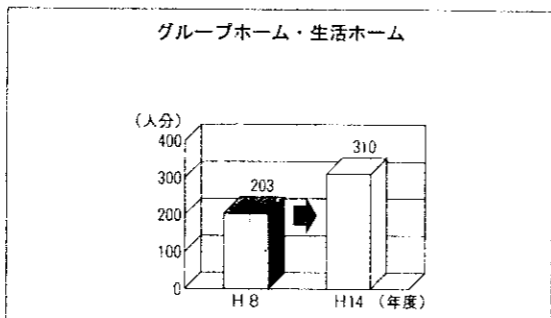
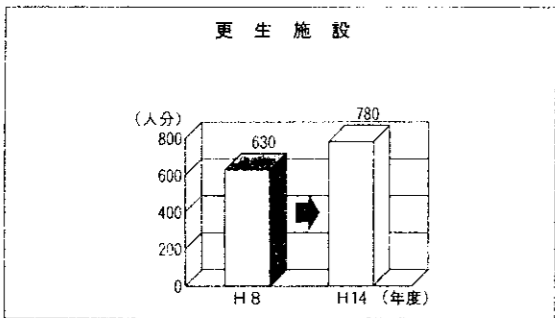
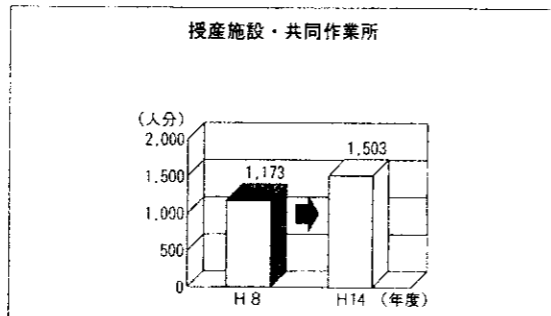
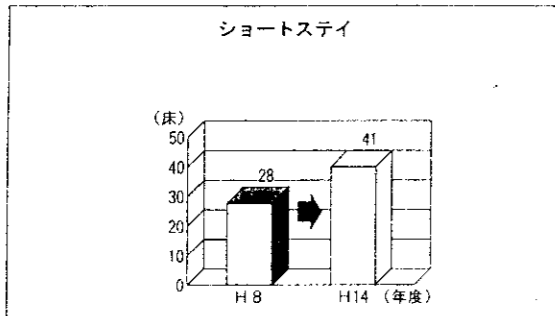
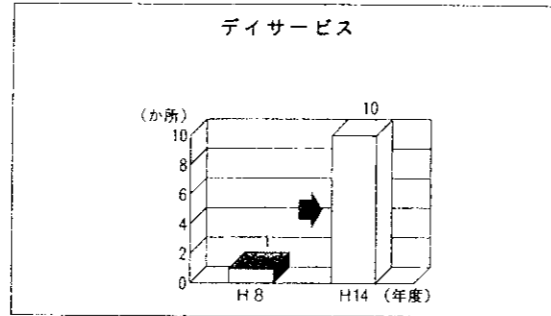
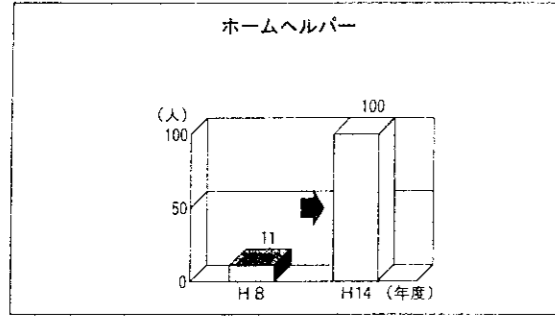
	整備目標を設定する事項	既設置数(8年度末)	9～14年度整備量	14年度末整備量	
身体障害者施策	ホームヘルパー(ガイドヘルパー含む)	81人	303人	384人	
	デイサービス	8か所	2か所	10か所	
	ショートステイ	5床	12床	17床	
	通所授産施設・福祉工場 共同作業所	368人分	100人分	468人分	
	療護施設	150人分	60人分	210人分	
	障害者対応公営住宅 (長寿社会対応住宅設計指針に基づく仕様) 福祉ホーム・生活ホーム	13人分	87人分	100人分	
	市町村障害者生活支援事業	1か所	6か所	7か所	
	市町村障害者社会参加促進事業 (注1)	4か所	8か所	12か所	
	障害児・知的障害者施策	ホームヘルパー	11人	89人	100人
		デイサービス	1か所	9か所	10か所
ショートステイ		28床	13床	41床	
授産施設・共同作業所		1,173人分	330人分	1,503人分	
更生施設		630人分	150人分	780人分	
グループホーム・生活ホーム		203人分	107人分	310人分	
障害児(者)地域療育等支援事業		3か所	4か所	7か所	
重症心身障害児(者)通園事業 (在宅重度障害者通所生活訓練援助事業)		6か所	2か所	8か所	
心身障害児通園事業 (福祉圏地域療育事業)		15か所	1か所	16か所	
ショートステイ		-	2床	2床	
精神障害者施策	授産施設・福祉工場・共同作業所	6か所	19か所	25か所	
	生活訓練施設(援護寮)	20人分	40人分	60人分	
	福祉ホーム・グループホーム	47人分	43人分	90人分	
	精神障害者地域生活支援事業 (注2)	1か所	4か所	5か所	
	精神科デイケア施設	6か所	4か所	10か所	
	社会適応訓練事業	12か所	18か所	30か所	

1 数値目標の概要

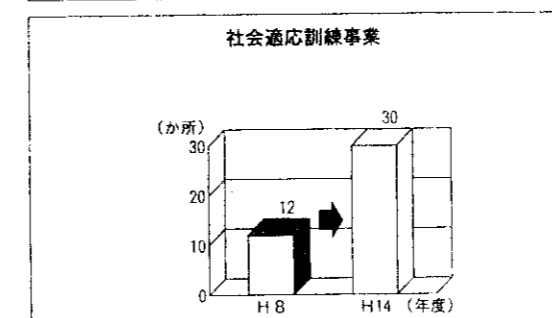
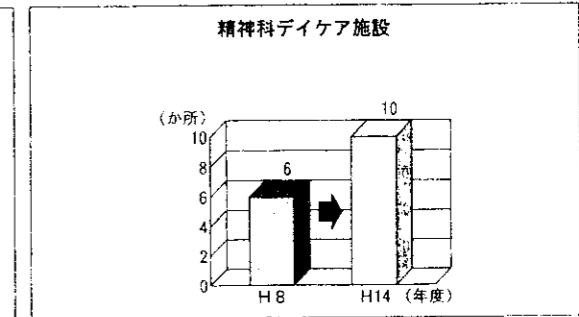
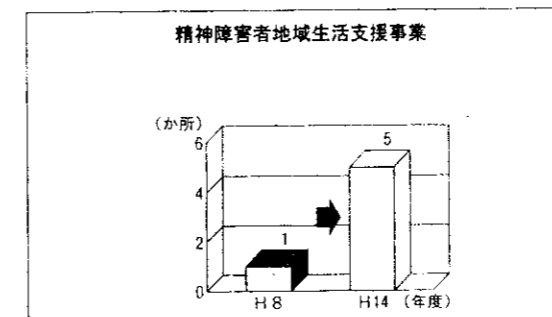
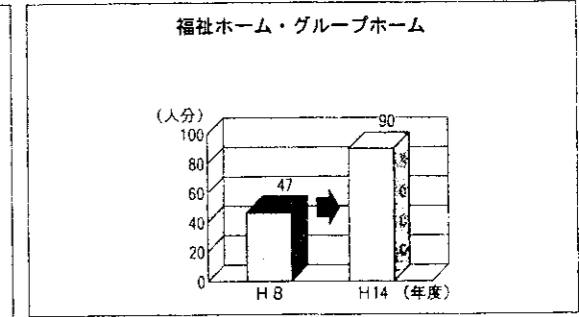
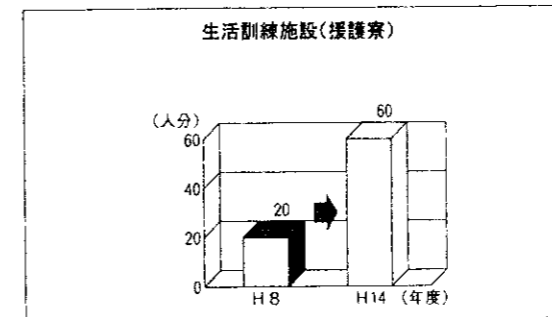
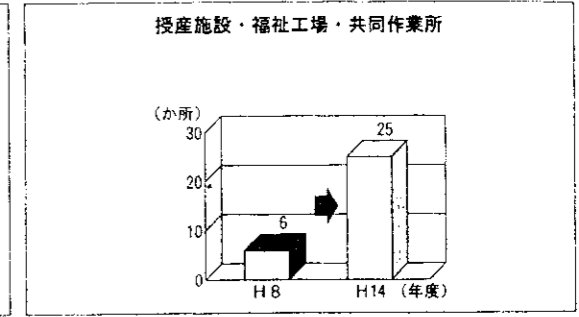
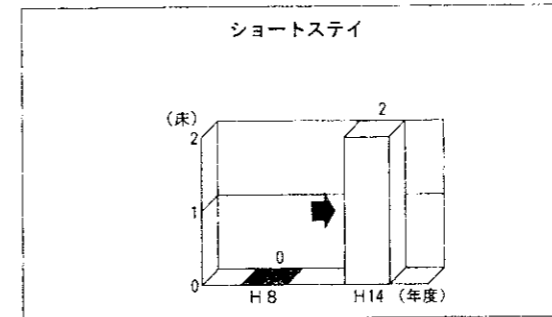
○身体障害者施策



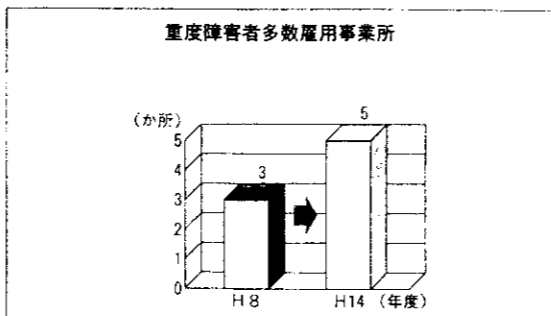
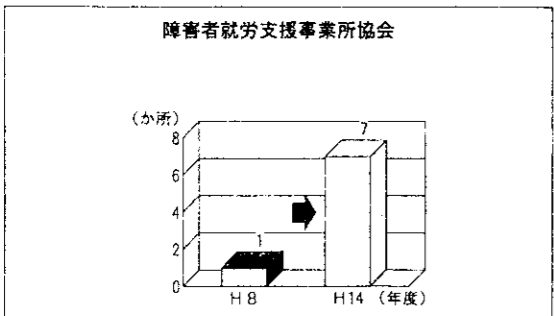
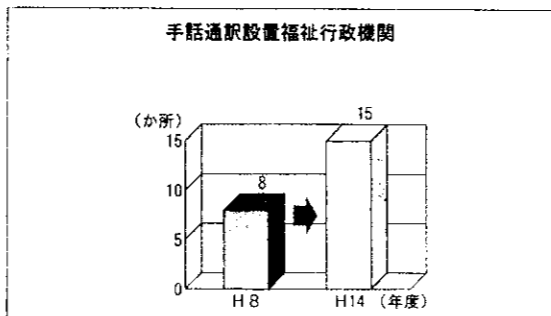
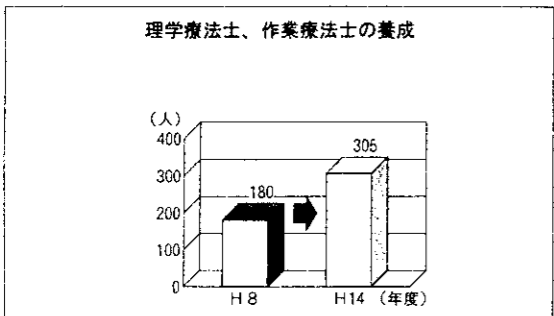
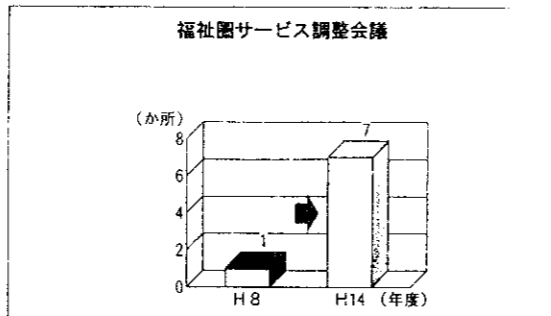
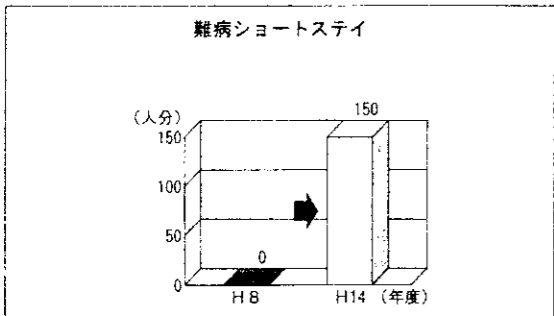
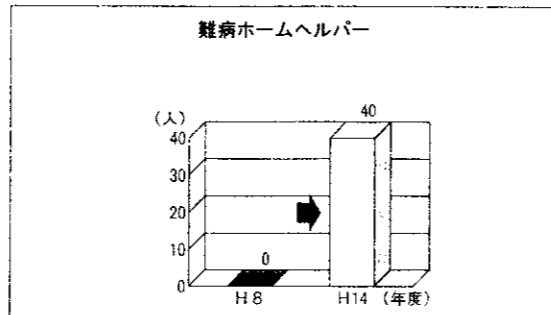
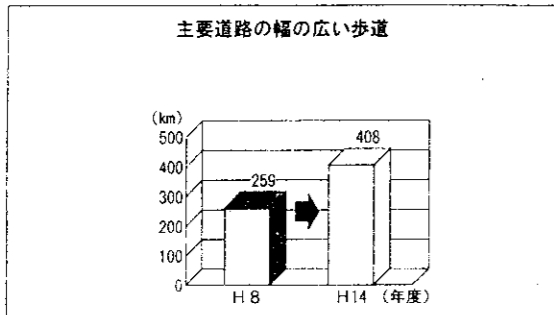
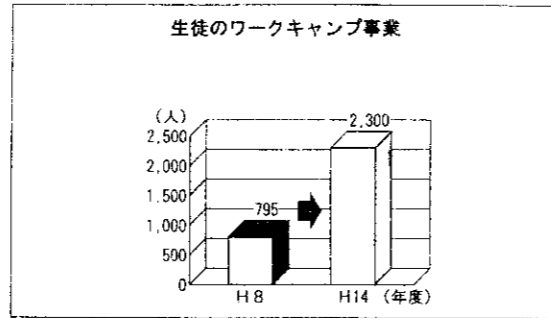
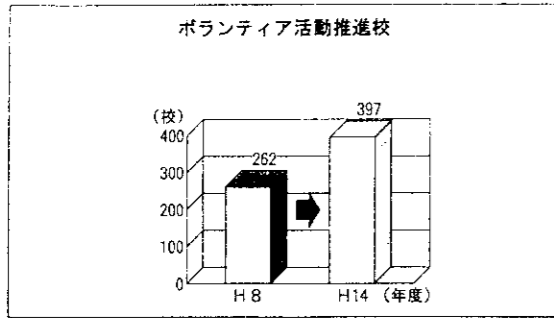
○障害児・知的障害者施策



○精神障害者施策



○関係施策



「行革大綱」攻撃と
措置制度縮小・解体攻撃を食い止め
福祉拡充の運動をさらに大きく！

社会福祉施設経営者同友会
会長 板原 克介

大阪市天王寺区寺田町2-2-10-302
☎06-772-1360

全協連

滋賀県商工団体連合会
大阪市浜町九番二八号
中央ビル2階
電話 〇七七(五二五) 七三六〇
FAX 〇七七(五二四) 一五一九

滋賀民主医療機関連合会
ぜぜ診療所
大阪市昭和町七の一六
〇七七(五二四) 八一二四

坂本民主診療所
大阪市坂本六丁目二五の三〇
〇七七(五七九) 七一三二

こびらい生協診療所
栗東町小平井二五七の二
〇七七(五五三) 九六九六

滋賀県職員組合
執行委員長 辻 義 則
大阪市京町4丁目1番1号滋賀県庁内
TEL 077 (528) 4780
FAX 077 (522) 4366

大津市職員労働組合連合会
(大津市労連)
執行委員長 服部 喜由
大津市御陵町3番1号市役所内
TEL 077 (523) 1234
FAX 077 (521) 3870

社会保障・社会福祉の発展のために

社会保障・社会福祉の発展のために

日米安保条約廃棄！新ガイドライン反対！平和憲法を守ろう！
「財政構造改革法」撤回！国民・府民いじめのニセ「行革」反対！
老人医療費助成制度、公私賃金格差是正制度を守り拡充せよ！
措置制度を改善し、公的福祉制度の拡充を！
実効ある福祉人材確保対策を・大幅職員増で福祉労働者にも完全週休二日制の実現を！

ゆたかな社会福祉の実現へむけてまっすぐに歩んでいます

ひとりでも入れる福祉労働者の産業別組合

全国福祉保育労働組合大阪地方本部
大阪市天王寺区悲田院町8-12 国労南近畿会館3F
☎(06)-773-8441 FAX (06)-773-8292

～心通う地域医療めざして～

城東鶴見保健生活協同組合
大阪市城東区蒲生3丁目15番12号
☎06-932-0506

- 城東診療所 城東区今福西1-1-30 ☎931-0779
- 蒲生厚生診療所 城東区蒲生3-15-12 ☎931-3807
- 野江診療所 城東区成育4-6-29 ☎931-6213
- まった診療所 鶴見区横堤3-6-7 ☎911-3195
- 今津生協診療所 鶴見区今津中3-7-9 ☎969-6333
- なでしこ訪問看護ステーション 城東区蒲生3-15-12 ☎932-0590
- すずらん訪問看護ステーション 鶴見区横堤3-2-37 ☎915-9200
- せいきょう3丁目歯科 城東区蒲生3-15-12 ☎936-8241

JRに人権を！職場に憲法を！
一〇四七名の解雇を撤回し和解の
テーブルに着け

国鉄労働組合南近畿地方本部
大阪市天王寺区悲田院町8-12
TEL 06 (771) 5030
FAX 06 (773) 0596

京都府職員労働組合
執行委員長 平井 勝

京都市上京区下立売通新町西入
TEL 〇七五―四五一―七八六八
FAX 〇七五―四三二―二〇〇六

大阪自治体労働組合総連合

執行委員長 徳畑 勇

大阪市北区天神橋一―一三一―五
大阪グリーン会館
TEL 〇六一―三五四―七二〇一

八尾市職員労働組合

中央執行委員長 大関 七郎

八尾市本町一―一
TEL 〇七二九―九一―三八八一

協同の輪で、平和と

くらし環境を守ります



大阪いずみ市民生活協同組合

堺市南花田口町二丁二番十五号
TEL 〇七二二―三三―三一一
FAX 〇七二二―二五―二五七

大阪府保険医協会

理事長 平井 正也

大阪市浪速区幸町一―二―三三
TEL 〇六一―五六八―七七二一
FAX 〇六一―五六八―二三八九

大阪府歯科保険医協会

理事長 小山 栄三

大阪市浪速区幸町一―二―三三
TEL 〇六一―五六八―七七三二
FAX 〇六一―五六八―〇五六四

社会保障・社会福祉の発展のために

京都市職員労働組合

中央執行委員長 河内 一郎

京都市中京区河原町御池
TEL 〇七五―三三二―三三八三
FAX 〇七五―三三二―三三八三

住民の繁栄無くして、
自治体労働者の幸せはない

堺市職員労働組合

執行委員長 本松洋一

国の責任で、

社会保障の充実を！

堺市社会福祉職員組合

執行委員長 竹田定敏

大阪府障害児学校教職員組合

執行委員長 卜部 秀二

大阪市天王寺区東高津町七―十一
大阪府教育会館内
TEL 〇六一―七六五―八九〇四

守口市職員労働組合

中央執行委員長 前田 義明

守口市京阪本通り二―二―二五
TEL 〇六一―九九二―〇二七四

大阪自治労連

生命を生み出す母親は

生命を育て 生命を守ることをのぞみます

大阪母親大会連絡会

委員長 菅原 藤子

大阪市天王寺区東高津町七―十一
大阪教職員組合内
TEL 〇六一―七六八―八九四六

かもがわ出版
 京都市上京区堀川出水西入
 ☎075 (432) 2868 FAX075 (432) 2869

地域福祉とはなにか、
 社会福祉協議会とはなにをさすところなのか

**地域福祉と
 社会福祉協議会**

真田 是
 福祉に市場原理が負かれ、公的責任が後退するいま、地域住民の立場からの本格的「社協」論を提唱

四六判176頁
 本体1900円

好評発売中

生協連 大阪いずみ市民生協労働組合

中央執行委員長 久保田 好雄

堺市百舌鳥赤畑町一―八―四
 TEL 〇七二二―五五―六六九〇

生協労働連大阪府連合会

執行委員長 久保田 好雄

大阪市天王寺区悲田院町八番一―二号
 国労南近畿会館二階
 電話 〇六一七七七―九一五四四一
 FAX 〇六一七七九―五三三〇

大阪市役所労働組合

執行委員長 永井 守彦

大阪府北区梅田一―三―一―四〇〇
 大阪駅第一ビル4F
 TEL 〇六一二〇八―八七九八
 FAX 〇六一二〇八―八七九八

北大阪総合法律事務所

弁護士 橋本 敦	弁護士 徳井 義幸
弁護士 細見 茂	弁護士 鎌田 幸夫
弁護士 豊川 義明	弁護士 雪田 樹理
弁護士 高橋 典明	弁護士 越尾 邦仁
弁護士 藤木 邦顕	弁護士 小林 徹也

大阪府北区西天満3丁目14番16号
 西天満パークビル3号館10階
 電話代表 06-365-1132
 FAX 06-365-1256

介護福祉士厚生省指定養成施設・児童厚生員養成課程認定校
 ・専修学校・介護福祉科I部(昼間)
 介護福祉科II部(夜間)・児童ケアワーク科

大阪総合福祉専門学校

学校長 高濱 介一

堺市新金岡町四丁一―一六
 ☎ 〇七二二―五三―五〇六三

社会保障・社会福祉の発展のために

社会保障・社会福祉の発展のために

心あたたまる明日へ

社会福祉法人

大阪福祉事業財団

理事長 富永隆治

大阪市城東区古市1―20―82
 TEL 06-931-0098・2983

大阪府職員労働組合

執行委員長 金治貞男

〒五四〇 大阪市中央区大手前二―一―五九
 大阪府職員会館内
 TEL 〇六一九四―一三〇七九
 FAX 〇六一九四―一三二七二

雑誌・書籍・機関誌の印刷・造本

株式会社 合同印刷

〒600-8243 京都市下京区猪熊通梅小路上路
 電話 〇七五―三七―一五五三(代)
 FAX 〇七五―三七―一三六六〇

福祉労働者の統一と団結で
 労働条件の改善と社会福祉の発展を!

全国福祉保育労働組合大阪地方本部

大阪福祉事業財団分会

大阪市城東区古市一―二〇―八五
 ☎ 〇六一九三四―七二六三

人間らしく生きるために
 社会保障制度の拡充を!

大阪社会保障推進協議会

会長 平井 正也

大阪府北区錦町二―二 国労会館一階
 ☎ 〇六一三五四―八六六二